

令和7年（行サ）第170号 人口比例選挙請求上告事件
上告人（原審原告） 鶴本 圭子 外10名
被上告人（原審被告） 東京都選挙管理委員会 外10名

上告理由書(1)

令和8年1月9日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

目次

第 1 部 (本書 1~4 頁)	1
【本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている 1945 年 8 月民主主義革命(=天皇から国会議員への主権の移動)の完成(=国会議員から国民への主権の移動)である】:	
第 2 部 (本書 5~44 頁)	5
一【原審 16 高裁判決の分析】一	5
1 原審全 16 高裁・高裁支部判決	5
2-1【6 高裁判決(福岡、仙台、広島(補助参加)、札幌、岡山支部、秋田支部)]	7
2-2 平成 26(2014)年最高裁大法廷判決(参)(本書 11~12 頁)	11
3-1【4 高裁判決(仙台、福岡、東京、札幌)](本書 13~15 頁)	13
3-2 平成 23 年大法廷判決(衆)(民集 65 卷 2 号 779 頁)(甲 3)(本書 15~18 頁)	15
4 上記 16 高裁判決は、全て、『本件選挙(2025 年一票較差是正が未達成である』旨判示している(甲 121~136)	19
5【(正当でない選挙で当選した議員が参加する)国会決議が関係する、全ての国家権力の行使には、正当性がない】(本書 19~21 頁)	19
補遺(1)(本書 21~23 頁)	21
補遺(2) 広中平祐教授の言葉等(本書 23~25 頁)	23
補遺(3)(本書 25~29 頁)	25
補遺(4)(本書 29~34 頁)	29
補遺(5) 2009 年以降今日迄、16 年間、人口比例選挙請求訴訟を行ってきた同代理人の思い(本書 34~44 頁)	34
第 3 部 (本書 45~72 頁)	45
一【原審被告ら答弁書に対する反論】一	45
序(本書 45~46 頁)	45
1 令和 5 年大法廷判決(参)に照らし、有権者数最大較差・1 対 3.13 は、違憲である:(本書 47~48 頁)	47
2 「二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」(強調 引	

用者)(令和5年大法院判決(参)民集77卷7号1667頁)。:(本書49~66頁).....49

- 3 「国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、**投票価値の平等が憲法上の要請である**こと等を考慮すると、**較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題**というべきである。」(強調引用者)(令和5年大法院判決(参)民集77卷7号1669頁)。:(本書66~72頁).....66

第4部 (本書73~161頁).....73

—【上告人(原審原告)の主張】—.....73

第1章 (本書73~84頁).....73

—最高裁令和5年10月18日大法院判決(参)等—.....73

I 令和5年大法院判決(参)(本書73~80頁).....73

1 令和5年10月18日大法院判決(参)(甲9)(本書73~77頁).....73

2 (本書78~79頁).....78

(1) 令和5年大法院判決(参)の14の原審判決一覧(令和4(2022)年参院選):.....78

(2) 令和7(2025)年参院選の16の原審判決一覧.....79

3 11ブロック参院選挙(概ね人口比例選挙):(本書79~80頁).....79

4 令和5年大法院判決(参)の要請にも拘らず、国会は、これに応ずることなく、本件選挙は、前々回選挙及び前回選挙と同一の選挙区割規定の下で施行された。.....80

II 1947~2010年の約63年間に、衆院選の多数意見(50%超の意見)と参議院の多数意見(50%超の意見)が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した立法事案が、合計で**15個**あり、その**全て**において、参議院の多数決意見が、立法の成立、不成立を決定した(竹中治堅『参議院とは何か—1947~2010』(中央公論社2010)甲24): (本書81~84頁).....81

第2章 (本書85~161頁).....85

(1) 下記**第1**(憲法前文第1項第2文(信託))の議論の発見は、2009年~今日迄の16年間の人口比例選挙請求訴訟の継続の中から生まれた、コロンブスの卵である。.....85

(2) 第2章の中の**最重要論点**は、憲法前文第1項第2文(信託)である。.....85

第 1	(本書 85~111 頁)	85
一憲法前文第 1 項第 2 文 (信託) 一	85
I	(本書 85~106 頁)	85
1	憲法前文第 1 項第 2 文 (本書 85~86 頁)	85
2	憲法前文第 1 項第 2 文は、少なくとも、憲法 47 条の解釈基準である： (本書 86~95 頁).....	86
3	憲法前文第 1 項第 2 文 (信託) (本書 96~97 頁).....	96
4	受託者の忠実義務 (信託法 30 条(受託者の忠実義務)及び信託法 8 条(受託者の利益享受の禁止)参照)： (本書 97~100 頁)	97
5	令和 5 年大法廷判決 (衆) (甲 8)： (本書 100~101 頁)	100
6	平成 25 年大法廷判決 (衆)： (本書 101~102 頁).....	101
7	衆議院憲法審査会委員会 昭和 21 年 7 月 11 日 (第 10 号)： (本書 103~104 頁)	103
8	川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会 (区割り審) 会長 (当時)： (本書 105~106 頁)	105
II	【国民の代表 (=受託者) は、国民 (=委託者兼受益者) から信託された国政から生まれる福利を享受できない (1 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め参照：2 「信託法 8 条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法 30 条(受託者の忠実義務)のいずれも同旨)】： (本書 107~111 頁)	107
1	【判例は、「各選挙区の選挙人数又は人口数 (略) と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」とする。】： (本書 107~108 頁)	107
2	① 国政の福利は、「国民 (=委託者兼受益者)」がこれを享受するので、国民の代表者 (=受託者) が、国政の福利を享受する余地はない (1 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め：2 信託法 8 条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法 30 条(忠実義務)のいずれも同旨)。	
	② 平成 25 年大法廷判決 (衆) は、『(投票価値の較差の変更を伴う) 選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」である』旨判示している。	
	③ よって、(投票価値の較差の変更を伴う) 選挙区割規定の立法は、((憲法 47 条の解釈基準たる) 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された) 憲法 47 条を適用するものであり、((憲法 47 条の解釈基準たる) 憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき) 憲法 47 条に違反する。(上記 4(2)~(6)、5、6 (本書 98~102 頁)、II 1~2 (本書 107~111 頁)、参照)： (本書 109~111 頁)	109

第2 国難論 (本書 112~121 頁)	112
1 国難論(要約) (本書 113~114 頁)	113
2 国難論(詳論) (本書 114~121 頁)	114
(1) 全世界の GDP 中の日本のシェア	114
(2) 他の 5 か国(米、英、独、仏、韓)が国際標準たる人口比例選挙／概 ね人口比例選挙であるのに対し、日本は非人口比例選挙であり、異 質である (本書 114~117 頁)	114
(3) 競争国(米、英、独、仏、韓)と同じ土俵に立つべきである:(本書 117~ 118 頁)	117
(4) 日本の国民一人当たり「平均賃金」(甲 145) (本書 118~119 頁)	118
(5) 投票率 (本書 119~121 頁)	119
第3 統治論 (本書 122~131 頁)	122
【① 憲法 56 条 2 項；② 1 条並びに前文第 1 項第 1 文後段；③ 前文第 1 項第 1 文 前段；④ 43 条 1 項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】	122
1 統治論:(本書 122~128 頁)	122
(1) 統治論(1) (『主権者の過半数決』論) (本書 122~126 頁)	122
(2) 統治論(2) (『議員の 1 票等価値／国民の 1 票等価値』論) (本書 126~128 頁)	126
2 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する:(本書 129~131 頁)	129
第4 判例・学説等 (本書 132~158 頁)	132
1 芦部説【芦部教授の 1 対 2 説は、当時の一票の較差・1 対 4~5 を 前 提 とするものである】 (本書 132~133 頁)	132
(1) 芦部信喜・京極純一東大教授「対談」 (本書 132~133 頁)	132
2 30 個の刊行物 (但し、電子版を含む) は、1 対 1 説又は基本 1 対 1 説である (本書 133~135 頁)	133
3 1964 年米連邦最高裁判決 (レイノルズ判決) (本書 136~139 頁)	136
4 米連邦最高裁首席判事 (Chief Justice) の言葉: (本書 140~141 頁)	140
5 ① 12 個の人口比例選挙・高裁判決；② 『区割規定の合憲性の主張立証 責任は、国にある』旨の 5 個の高裁判決: (本書 142~147 頁)	142
(1) 12 個の人口比例選挙・高裁判決	142
(2) 立証責任 (本書 143~145 頁)	143

ア	5個の『区割規定合憲性の主張・立証責任は、国にある』旨の高裁判決	143
イ	本件訴訟での、『過疎地域の声を政治に適切に反映させる目的のために、1票の不平等が正当化される』旨の国の主張は、事実に基づかない主張であって、国は立証責任を果たしていない：(本書144～145頁)....	144
(3)	立証責任についての学説等(本書146～147頁).....	146
ア	芦部信喜教授は、前掲芦部・京極純一東大教授「対談」(1980.6.1の法律時報52巻6号甲61)で、.....	146
イ	長谷部恭男(甲32)及び橋本基弘中央大学法学部教授(甲40)は、上記 ア の芦部説と同旨である。.....	146
ウ	宇賀克也最高裁判事.....	146
エ	Karcher v. Daggett (462 U.S. 725 1983) (甲76).....	147
6	合理的期間論：(本書148～151頁).....	148
(1)	平成26年大法院判決(参)(甲5)は、.....	148
(2)	(ア)平成26年大法院判決(参)の採用する「合理的期間論」は、「憲法判決中の」「法律などの合憲・違憲の結論それ自体ではなく、その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである。」(佐藤幸治京都大学名誉教授『憲法〔第三版〕』27頁(青林書院、2003年)参照 甲31)に該当するので、 判例 である。.....	148
(3)	(合理的期間論に疑問符を付される)12名の憲法学者：(本書150～151頁).....	150
7	本事案にあてはめれば、事情判決の法理は、 天使の法理 である(本書152～158頁).....	152
(1)	【昭和51年大法院判決(衆)／事情判決】：(本書153～154頁).....	153
(2)	【昭和60年大法院判決(衆)／事情判決】：(本書155～156頁).....	155
(3)	【比較衡量(具体的な検討)】：(本書156～158頁).....	156
	補遺 (本書159～161頁).....	159
	添付資料A (本書i～viii頁).....	i
	別紙	

【本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている 1945 年 8 月民主主義革命(=天皇から国会議員への主権の移動)の完成(=国会議員から国民への主権の移動)である】

第 1 部 (本書 1~4 頁)

【本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている **1945 年 8 月民主主義革命** (=**天皇から国会議員への主権の移動**) **の完成** (=**国会議員から国民への主権の移動**) である】 :

1 【1945 年 **8 月民主主義革命説 (憲法学の通説** 宮澤俊義東大教授 (当時)) は **誤りである。**】 :

(本書 1~4 頁)

- (1) 【1945 年 8 月ポツダム宣言受諾という **民主主義革命** により、**主権** は、**天皇から国民に移動して、日本国は、国民主権国家になった** とする、**8 月民主主義革命説**】 が、**憲法学の通説** である (宮澤俊義東京大学教授 (当時) 「八月革命と国民主権主義」 (『世界文化』第 1 巻第 4 号、1946 年 5 月 甲 140。宮澤俊義著長谷部恭男編「八月革命と国民主権主義他五編」 (岩波文庫 2025 年 6 月)。芦部信義東大教授 (当時)、長谷部恭男東大教授 (当時) のいずれも同旨。)
- (2) しかしながら、この **8 月民主主義革命説** は、**誤りである。**

【本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている 1945 年 8 月民主主義革命(=天皇から国会議員への主権の移動)の完成(=国会議員から国民への主権の移動)である】

日本国は、当時、1 票較差の有る**非**人口比例選挙を採用したため、**主権**は、

天皇から**国民**に達することなく、**横に滑って**、**国会議員**に移動した。

そして、**非**人口比例選挙が継続したため、**主権**は、**未だして**、**国会議員**に留まったままである。

即ち、**8 月民主主義革命**は、今日に至るも、

未だ未完成である。

(3) **人口比例選挙請求訴訟の目的は、8 月民主主義革命**

の完成である。

即ち、**天皇から国会議員に移動した主権**を、**憲法に従って、最高裁判決により、国会議員から国民に移動させること**である。

(4) **国会は、(正当に選挙された、国会の活動の正当性を有する)**

両院の総議員の 2/3 以上の賛成で憲法改正の国会発議を行う(憲法 96 条 1 項)。

【本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている1945年8月民主主義革命(=天皇から国会議員への主権の移動)の完成(=国会議員から国民への主権の移動)である】

本件2025年参院選(選挙区)で当選した議員は、「**正当に選挙された国会における代表者**」(憲法前文第1項第1文冒頭)に該当しないので、**憲法改正の国会発議の投票をする資格を有しない。**

- (5) **憲法改正のためには、先ず、そのための前処理として、憲法に従って投票価値の不均衡が是正されるよう、現在の公職選挙法の選挙区割り規定を改正し、【当選した議員が、「正当に選挙された国会における代表者」(憲法前文第1項第1文冒頭)に該当すること】が、憲法上必須である。**

【本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている 1945 年 8 月民主主義革命(=天皇から国会議員への主権の移動)の完成(=国会議員から国民への主権の移動)である】

(6)

① **11 ブロック制** であれば、全有権者数の

49.85% から、参議院議員の過半数が、選出される(和田淳一郎横浜市立大学教授(2020.12.7)「一票の平等はどこまでもとめられなくてはいけないか」の(表4) <https://note.com/juniwada/n/naa6c7a7015b5> 甲 29)。

換言すれば、**11 ブロック制** であれば、1 票較差が、**3.13 倍** から **1.1 倍** (即ち、**清き “0.3 票”** から **清き “0.9 票”**) に変わる。

② 即ち、**11 ブロックは、概ね人口比例選挙** である。

③ 公明、維新、社民は、11 ブロックを支持する(平成 30 年 5 月 7 日付参議院改
革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書 76~79 頁、乙 17 の 2)。

④ 共産党は、9 ブロックを主張しているが(同報告書 62~63 頁、乙 17 の 2)、妥協の可能性はある。

(以下 余白)

第2部 (本書5～44頁)

—【原審16高裁判決の分析】—

1

原審全16高裁・高裁支部判決（本件2025年参院選〈選挙区〉）は、下記①～⑯のとおりである。（[甲121～136](#)）

記

- ① 2025/10/24 大阪高裁 **1票格差是正義務付・合憲状態判決** ([甲121](#))

（但し、「立法的措置が講じられることが引き続き求められる状況にあり、**これと異なる経緯を辿る場合には、選挙区間の較差から見て取れる投票価値に対する評価も自ずと異なるものとなる可能性**があることが**留意されるべきである。**」と判示した（判決文29頁）。）

- ② 10/29 名古屋高裁金沢支部 **違憲状態判決** ([甲122](#))

- ③ 10/30 東京高裁 **1票格差是正義務付・合憲状態判決（1人1票判決）** ([甲123](#))

（但し、2028年7月参院選を**デッドライン**とし、「**結論を更に先延ばしにするようなことがあれば、違憲の判断も免れない。**」と判示した（判決文45頁）。）

- ④ 10/30 名古屋高裁 **1票格差是正義務付・合憲状態判決** ([甲124](#))

- ⑤ 10/30 高松高裁 **1票格差是正義務付・合憲状態判決** ([甲125](#))

- ⑥ 10/31 福岡高裁 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**、**（1人1票判決）**（甲126）
- ⑦ 10/31 広島高裁（補助参加）**違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**（甲135）
- ⑧ 11/4 広島高裁松江支部 **違憲状態判決**（甲127）
- ⑨ 11/6 仙台高裁秋田支部 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**（甲128）
- ⑩ 11/7 仙台高裁 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**、**（1人1票判決）**（甲129）
- ⑪ 11/10 札幌高裁 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**、**（1人1票判決）**（甲130）
- ⑫ 11/12 福岡高裁那覇支部 **違憲状態判決**（甲131）
- ⑬ 11/12 東京高裁（補助参加） **1票格差是正義務付・合憲状態判決**（甲136）
- （但し、「こうした状況の下で、議論お進展がなく**何らの成案もない**まま参議院議員の選挙が行われた場合には、**憲法違反の判断**がされることは**免れない**」と判示した（判決文30頁）。）
- ⑭ 11/13 広島高裁岡山支部 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**（甲132）
- ⑮ 11/21 福岡高裁宮崎支部 **違憲状態判決**（甲133）
- ⑯ 11/25 広島高裁 **違憲状態判決**（甲134）

2-1 【6 高裁判決

(福岡、仙台、広島(補助参加)、札幌、岡山支部、秋田支部)は、

① 「正当に選挙された議員」又は

② 選挙の「正当性」(又は「正統性」)

に、**疑問符**が付く旨判示する、

歴史的判決

(=1945年8月民主主義革命

(憲法学の通説 宮沢俊義東大教授〈当時〉)

の**完成**に連なる判決)である

(上記第1部1(3)(本書2頁参照)。) : (本書7~11頁)

A

上記1⑦**広島高裁判決（補助参加）**（31頁）（甲135）は、

「投票価値の平等が憲法の要求するところであり、国民の意

思を適正に反映する選挙が**国会の活動の正統性**

を基礎づける民主政治の基盤であることに、(略)を

併せ考えると、本件選挙当時の投票価値の不均衡は、最大較差の程度及び
大きな較差が生じている規模(選挙区数及び有権者数)の大きさからして、

**憲法の求める投票価値の平等
から相当乖離し歪んだもの
と言わざるを得ず、**」(強調 引用者)

と判示する。

B

上記1⑥**福岡高裁判決**（11頁）（甲126）は、

「本件選挙当時のように、ある1選挙区の選挙人の投票価値が他の1選挙区
の選挙人のそれと比較すると僅か3分の1程度しかないということは、平等
原則という観点からすると、それだけで、議員の構成員が

正当に選挙された者であ

るといえるのかに**疑問符**が付くし、」

(強調 引用者)

と判示する。

C

上記1⑨**仙台高裁秋田支部判決** (20頁) (甲128) は、

「上記のように選挙区間の最大較差が3倍程度という状況は、それだけで、**国権の最高機関たる国会の構成員が、全国民を代表する**

正当に選挙された議員(憲法

前文、43条) **と**いいうるか**について**

疑問を生じさせるものである。」(強調 引用者)

と判示する。

D

上記1⑩**仙台高裁判決** (25頁) (甲129) は、

「都道府県を選挙区の単位として固定した結果、投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続する状況の下では、**これを**

正当化する理由として十分なものでなく、」(強調 引用者)

と判示する。

E 上記1①札幌高裁判決(22～23頁)(甲130)は、

「国民が選挙によって議員を選ぶ権利は、国民それぞれに差異を設ける理由は

なく、そうすべきでもないから、**国民一人一人**

が平等に有すべきであり、その**投票**

価値は平等でなければならない。

本件選挙当時のようにある選挙区の選挙人の投票価値がほかの選挙区の選挙人の投票価値の3分の1程度しかないのであれば、投票の価値が不均衡で

あるとともに、**選出された議員を正当に選挙**

された全国民を代表する議員と評価することにも

疑問が生じうるのだから、憲法に違反する可能性があるとい

うべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

F 上記1⑭**広島高裁岡山支部判決**(22頁) (甲132)は、

「**投票価値の平等が憲法上の要求**であることを踏まえると、
依然として選挙区間における投票価値に3倍程度の較差があること(は、)

(略) **参議院**ひいては**民主主義の** **正統性**

にも疑問を抱かせるものであり、」(強調 引用者)

と判示する。

2-2 (本書11~12頁)

- (1) **平成26(2014)年最高裁大法廷判決(参)** (甲5)に於いて、『選挙は
違憲状態である』旨の多数意見を構成した**5判事** (1) 金築誠志判事；
(2) 櫻井龍子判事；(3) 岡部喜代子判事；(4) 山浦善樹判事；(5) 山崎敏充判

事) は、同判決文の中で、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての**国会の活動の正統性**を支える基本的な条件に関わる**極めて重要な問題**であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、**国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題**というべきものである。(強調 引用者)

と補足意見を記述される。

- (2) 更に、同判決では、反対意見の**4判事**も同旨の意見であると解される(大橋正春〈**違憲違法**の反対意見〉、鬼丸かおる〈**違憲違法**の反対意見〉、木内道祥〈**違憲違法**の反対意見〉、山本庸幸〈**違憲無効**の反対意見〉)。
- (3) これらに加えて、**令和4年10月18日東京高判(参)**(渡部勇次、和久田宏、澤田文久)〈**違憲状態判決**〉(甲11)も、

「しかしながら、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として**適切に民意を反映する責務を負う**ものであるところ、**投票価値の不均衡の是正**は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての**国会の活動の正当性**を支える基本的な条件に関わる**極めて重要な問題**であって、国の内外で解決困難な課題が増大し、参議院の役割がこれまでも増して大きくなっている中、民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、**国民全体のために優先して取り組むべき課題**であるといえる。」(強調 引用者)

と判示する。

3-1 【4 高裁判決

(仙台、福岡、東京、札幌)】は、

『憲法は、

一人一票等価値
選挙

を要求する』旨判示する、

歴史

的判決 (=1945年8

月民主主義革命 (憲法学の通説

宮澤俊義東大教授〈当時〉) の完成に連

なる判決) である。】 (本書13~15頁)

(1) 上記1⑩仙台高裁判決 (25頁) (甲129) は、

「国政に国民の意思を公正かつ効果的に反映させるための選挙を実現するた

めには、**投票価値をできる限り平等に近づけるようにしなければならない。**」

(強調 引用者)

と判示する。

(2) 上記1⑥福岡高裁判決(11頁)([甲126](#))は、

「選挙権は、(略)**全選挙人にとって同一の権能**を行使するものである」(強調 引用者)

と判示する。

(3) 上記1③東京高裁(33頁)([甲123](#))は、

「投票価値の平等の要請が、本質的には**1人1票を前提とする多数決原理**により国の

重要政策を決定するという代表民主制の理念によるものである」

(強調 引用者)

と判示する。

(4) 上記 1①札幌高裁 (22 頁) (甲 130) は、

「**国民が選挙によって議員を選ぶ権利**は、国民それぞれに差異を設け

る理由はなく、そうすべきでもないから。**国民一人一人が平等に有すべきであり、その投票価値は平等**でなければならない。」 (強調 引用者)

と判示する。

3-2 (本書 15~18 頁)

(1) **平成 23 年大法院判決 (衆)** (民集 65 卷 2 号 779 頁) (甲 3) は、

「他方、同条 2 項においては、前記のとおり 1 人別枠方式が採用されており、この方式については、前記 2(3)のとおり、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させることが出来るようにすることを目的とする旨の説明がされている。しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、

相対的に人口の少ない地域に対する配慮は、そのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事情であって、

地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。」（強調 引用者）

と記述する（民集65巻2号779頁）。

即ち、同記述の中の

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。」（強調 引用者）

の**判示**が、同記述の**核心**である。

- (2) 同**判示**は、平成25年大法廷判決（衆）（甲4）、平成27年大法廷判決（衆）（甲6）、平成30年大法廷判決（衆）（甲7）及び令和5年大法廷判決（甲8）のいずれによっても、判例変更されていないので、現時点でも、なお有効な判例である。

(3) ① **他方で**、同大法廷判決（同782頁）（甲3）は、

「(5) 国民の意思を適正に反映する選挙制度は、民主政治の基盤である。変化の著しい社会の中で、投票価値の平等という憲法上の要請に応えつつ、これを実現していくことは容易なことではなく、そのために立法府には幅広い裁量が認められている。しかし、1人別枠方式は、衆議院議員の選挙制度に関して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下に、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであり、その経緯を離れてこれを見るときは、投票価値の平等という憲法の要求するところとは相容れないものといわざるを得ない。衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基

準中の1人別枠方式を廃止し、**区画審設置法3条**

1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」

(強調 引用者)

と判示する。

② ここで、**区画審設置法**は「**2**」倍基準を定めているが、同「**2**」倍

基準は、上記(1)の「**地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）**

の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。」（強調 引用者）（民集65巻2号779頁）と矛盾する。

- ③ 上記(3)①下線部分の同判示は、何らの理由をも示すことなく、唐突に、上記(3)②の「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。」（強調 引用者）（民集65巻2号779頁）と矛盾する「2」

倍基準（但し、区画審設置法3条1項）を導いているので、上記(3)①の同判示の「2」倍基準は、判例としての拘束力を有しないと解される。

- ④ 当該衆院選についての議論は、参議院選挙についても同様に該当する。

4 上記1①～⑯の16高裁判決は、全て、『本件選挙 一票較差 是正が未達成』である』

(2025年参院選(選挙区))が、

旨判示している(甲121～136)(但し、一票較差是正義務付・合憲状態判決、違憲状態判決のいずれも、この論点の議論は同じである)。

5 【(正当でない選挙(憲法前文第

1項第1文冒頭に反する選挙)で当選した議員が参加する)国会決議

が関係する、**全ての国家権力の行使には、正**

当性がない】 (本書19～21頁)

- (1) 【6高裁・高裁支部(但し、A:上記1⑦広島高裁〈補助参加〉、B:上記1⑥福岡高裁、C:上記1⑨仙台高裁秋田支部、D:上記1⑩仙台高裁、E:上記1⑪札幌高裁、F:上記1⑭広島高裁岡山支部)が、『本件選挙(但し、参院選挙区

選挙)で当選した全議員の**国会の活動の正当性がない**』旨判断したこと】に照らし、**本件選挙**(但し、憲法前文第1項第1文冒頭に反する選挙)で当選した議員が参加する国会決議が関係する、**全ての国家権力の行使**(即ち、**全ての行政権の行使、全ての立法権の行使、及び全ての司法権の行使**)は、**正当性がない**と解される。

(2) なぜならば、

① (国会の活動の正当性がない) 参議院議員(「選挙区」)が、**全ての**立法に参加し；

② (国会の活動の正当性がない) 参議院議員(「選挙区」)が、首相指名決議に参加し、(国会の活動の正当性がない) 参議院議員(選挙区)の参加した国会決議により指名された、(正当性がない) 首相及び、(正当性がない) 首相によって組閣された(正当性がない) 内閣によって、(正当性がない) 各行政庁を通じて、(正当性がない)

各行政行為(税金の徴収、被疑者の逮捕等を含む)が、

行われ；

③ (正当性がない) 首相・内閣によって、指名・

任命された、(正当性のない) 裁判官によって、

(正当性がない) 裁判が行われるからである。

補遺(1) (本書 21～23 頁)

① 1962 年、当時司法修習生であった越山康弁護士は、選挙無効訴訟を本人訴訟として提起され、2009 年に亡くなる迄、現役弁護士として、志を同じくする弁護士と共に同訴訟の法廷に立たれた。越山弁護士は、日本史上初めて選挙無効訴訟を提訴・遂行し、亡くなる迄それを遂行し続けられた。

越山弁護士は、日本の選挙無効訴訟の創始者である。本件上告人(原審原告)代理人升永英俊弁護士ら全国弁護士グループは、2009 年に越山弁護士の裁判に併走する形で、しかし、越山弁護士グループ(後に山口邦明弁護士が引き継がれた。)とは連絡を取ることなく、人口比例選挙請求訴訟を提訴した。

② 本件上告人(原審原告)代理人ら全国弁護士グループは、2009 年以降 2025 年までの 16 年間に、162 個の人口比例選挙請求訴訟を提訴し、かつ 2 個の山口弁護士グループの選挙無効請求訴訟に補助参加し、その結果、164 個の高裁判決及び 10 個の最高裁大法廷判決及び 1 個の最高裁第二小法廷判決が言い渡された(本上告理由書 添付資料 A 参照)。

③ 本件上告人（原審原告）代理人・升永英俊弁護士は、2009年の提訴以来今日迄の約16年間、全11衆参国政選挙について、それぞれ、全国14高裁・高裁支部で提訴の各人口比例選挙請求訴訟の原告代理人である。

④ 同代理人は、当該16年間、時として、全国弁護士グループの各原告代理人らからの助言を得て、**1人で**、各訴状、各準備書面の全てを作成した。

当該16年間で、同代理人は、保守的に見て概算で、人口比例選挙請求訴訟のために**4万7000時間**を費やした。

⑤ 同代理人は、

A【憲法前文第1項第2文（信託）が、「そもそも、国政は、国民の厳粛な信託**による」と明記していること】**（橋本基弘中央大学教授『信託行為としての日本国憲法』（法学新報 127(5-6) 433-459 2021年〈甲28〉参照）；

B【日本国政府が、憲法前文が憲法各条項の解釈基準の一つ**であることを**自認**していること】**：

C【憲法前文第1項第2文（信託）の解釈基準**としての**受託者の忠実義務**（信託法30条 参照）】があること**】

に気が付いた。

⑥ 換言すれば、同代理人は、**【憲法47条【選挙に関する事項】の**解釈基準**として、憲法前文第1項第2文（信託）があること】**を2009年から16年後に、**4万7000時間**を費やして、**ようやく発見した**。

これは、**コロンプスの卵**
であった。

⑦ **【国会議員（受託者）が、国民（委託者兼受益者）**

の1票の投票価値の平等の利益に優先して、自己の当選を有利(=自己の利益)にするために、1票の較差のある選挙区割り立法をすること】は、

解釈基準たる憲法前文第1項第2文（信託）に基づいて解釈さるべき）憲法47条に違反する。

補遺(2) (本書23~25頁)

広中平祐教授の言葉等

(1) 2019年ころ、同代理人は、十数名の会食の、相對の席で、広中平祐教授(1970年フィールズ賞受賞者・京大名譽教授・ハーバード大学名譽教授)から下記①~④の話を伺った。

「① 私は頭が悪いので、京大に行きました。頭のいい人は東大に行きます。

私は、広島大学を受けて失敗し、一浪して京大に合格しました。

頭のいい人は、5年やってテーマ(問題)の解を見付ける見通しが立たない場合は、テーマ(問題)を変えます。私は変えません。

② 私は、第1のテーマ(問題)の解でフィールズ賞を受賞しました(当時39歳)。

(但し、日本に關係するフィールズ賞と自然科学ノーベル賞の受賞者につ

いて言えば、

一方で、フィールズ賞（数学）受賞者は、合計3人（故小平邦彦東大教授（当時）；広中平祐教授；森重文京大教授（当時））であり、

他方で、自然科学系（物理学、化学、生理学・医学）ノーベル賞受賞者は、2025年現在、合計27人である。）

その後、私は、新しい第2のテーマ（問題）を探すため、環境を変えほうがいいと考え、日本に戻りました。

山口大学教授会から学長就任の依頼があり、これを引き受けました。私は、教授会の議長でしたが、教授会の会議の中で、議長を勤めながら、時としてメモを取りつつ、当該テーマを考えていました。

③ これまで、第2のテーマ（問題）の解に成功したと2回思いました。しかし、いずれも、その後1ヶ月かけて自ら検証したところ、証明に成功していないことが分かりました。

④ **今、わたしは、山の頂上が見えるところに来ました。**

ここまでの間、野原で迷い、池にはまり、溪谷で滑り、崖から落ちました。しかし、そのそれぞれが楽しいのです。

野原であることを確かめることができ、池であることを確かめることができ、溪谷であることを確かめることができ、崖であることを確かめることができたからです。」

広中教授は、当時88歳位であり。2025年現在94歳である。

- (2) 平成 21 (2009) 年、同代理人は、各原告、各代理人と共に、全国で、人口比例選挙請求訴訟を提訴し、爾後今日迄、16 年が経過した。

上記補遺(1)記載の 16 年間で 4 万 7000 時間は、広中平祐教授基準に遠く及ばない。

広中教授に到底及ぶべくもないが、同代理人は、特に直近の 6 年間は、ほぼ毎日、概ね、頭の片隅の何処かで、人口比例選挙請求訴訟について考え続けてきた。

- (3) ① 2009 年、同代理人が一人一票実現国民会議の発起人になってほしいと依頼したところ、広中教授は、発起人を引き受けられた。

- ② 2011 年頃、同代理人は、広中教授から、「わたしは、升永弁護士を尊敬します。升永弁護士のような人がいる限り、日本は、大丈夫です。」と言われた。

広中教授は、同代理人が、各原告、各代理人と共に行っている、人口比例選挙請求訴訟を評価された。

- ③ その時、広中教授は、『(広中教授より勉強ができて、ご両親の期待を一身に受けておられ、かつ広中教授の HERO であった)広中教授の長兄と次兄が、第二次世界大戦で、餓死で戦死された』旨話された。

補遺(3) (本書 25~29 頁)

(1)

- ① 同代理人らは、2009 年~2025 年までの 16 年間に、164 個の人口比例選挙請求訴訟を提起・遂行している。同代理人は、当該訴訟のために、保守的に概算しても、

4万7000時間を費やした。

- ② そして、同代理人は、2024年12月下旬、一票較差を伴う選挙区割りの立法についての、国会の立法裁量権の有無について、ぼんやり考えているときに、突然、憲法前文第1項第2文（信託）に気が付いた。

そして、2025年1～2月に、同代理人は、一票較差を伴う選挙区割りの立法についての、国会が一票較差の有無・広狭に関して立法裁量権を有するか否かという、過去60余年間、解くことができなかった**超難問**が、憲法前文第1項第2文（「**国政**は、国民の厳粛な**信託**によるものであって（略）」）で**一気に解ける**ことを**発見**した。

- ③ 憲法前文第1項第2文（信託）は、憲法を読んだことのある人なら、概ね全ての人々が知っている、当然のことと納得できる文言である。

しかし、同代理人が、この憲法前文第1項第2文（信託）が、【一票較差を伴う選挙区割り立法に当たって、**国会が一票較差の有無・広狭に関して立法裁量権を有していないこと**】を立証することを**発見**したことは、

コロンブスの卵

である。

同代理人は、幸運であった。

(2)

2009～2015年の間、人口比例選挙請求訴訟の目的実現のために費やした費用（概数）（新聞広告費等）（但し、訴訟印紙代、旅費交通費を除く）は以下のと

おりである。

升永英俊弁護士	566,000,000 円
久保利英明弁護士	100,000,000 円
伊藤真弁護士	248,000,000 円
岡田甲子男氏 アリアケジャパン（東証プライム上場）創業者	89,000,000 円
	合計 1,003,000,000 円

(3) 憲法学者の中に、憲法が人口比例選挙を要求しているか否かのテーマについて、専門に研究した人又は専門に研究している人は、1945～2025年までの間、零人である：

- ① 同代理人は、相当数の憲法学者に、『憲法は人口比例選挙を要求している』旨の論文を書いてもらうことが、人口比例選挙請求訴訟の目的を達成するために重要であると考え、2021年から、100人前後の憲法学者にメール等を送付した。
- ② そのうち30人位の学者から、返信があった。
- ③ その30人位のうち、3回以上交信が続いたのが15人位である。
- ④ その15人位のうちの6～7名の学者は、『わたしは、選挙制度についての憲法問題を専門に研究していませんので』と記述されたメールを最後に、交信が途絶えた（但し、その中の3名は著名な憲法学者である）。
- ⑤ その6～7名のうちの1名（但し、著名な憲法学者）は、
「人口比例選挙の憲法問題は、升永弁護士が日本で一番研究している。事前に私にコメントを求める必要はない。どんどん意見を発表されたい。」とメールに記述し、それ以後、交信が途絶えた。

⑥ 他の著名な憲法学者・1名は、2023年頃、同代理人のメールに対する返信メールの中で、『憲法学者は、これまで、議員が全国民を代表すること（憲法43条1項）の憲法上の意義について研究してこなかった。憲法学者は、これから、この問題に真剣に取り組まねばならない。』と同代理人宛メールに記述した。しかし、同憲法学者は、未だ、当該論文を発表していない。

⑦ 上記①～⑥に示した通り、過去、現在の、憲法学者の中に、『憲法が人口比例選挙を要求するか否かという憲法問題』を専門に研究した人、又は研究している人は、いない。

⑧ 下記**第4部、第2章、第4、1**（本書132～133頁）の芦部教授発言に示す通り、芦部教授は、『芦部説の1対2は、1980年当時の衆院選の一票格差4～5倍のひどい不均衡を前提とした、裁判所を説得するためのプラクティカルなものでしかなく、本当は、1対1が望ましい』とされている。

芦部先生は、1対2であれ1対1であれ、憲法の定め（但し、前文、条文から成る）、及び憲法法理に基づいて、1対2説、または1対1説を導いているわけではなく、芦部教授個人として、憲法上の詰めた理屈を抜きにして、1対2説、または1対1説が適切であると考えておられるようである。

とはいえ、芦部教授が、本当は、1対1説であったという事実は、最高裁大法院が、基本1対2説（衆院選）に立っているように推察される現時点では、重要である。

⑨ 同代理人が、5名の著名な憲法学者に「芦部先生が1980年の法律時報で、京極純一教授との対談の中で、『1対2説は、当時の一票格差・4～5倍の現状を前提にする意見であって、本当は1対1が望ましい』と発言されていることを知っていますか」と質問したところ、全員が、「知らなかった」という回答であった。

その他の10名位の憲法学者に同じ質問をしたところ、やはり、全員が、「知らなかった」という回答であった。

- ⑩ 同代理人は、2名の著名な憲法学者から、弊憲法前文第1項第2文（信託）論に賛成である旨のメールを受領している。該論点に関する論考は、現時点では未発表である。

(4)

裁判官は、法廷に提示された主張・立証に照らして、心証を得た時、『憲法は、人口比例選挙を要求する。従って、本件選挙は違憲である』旨判決出来る。

同代理人が、

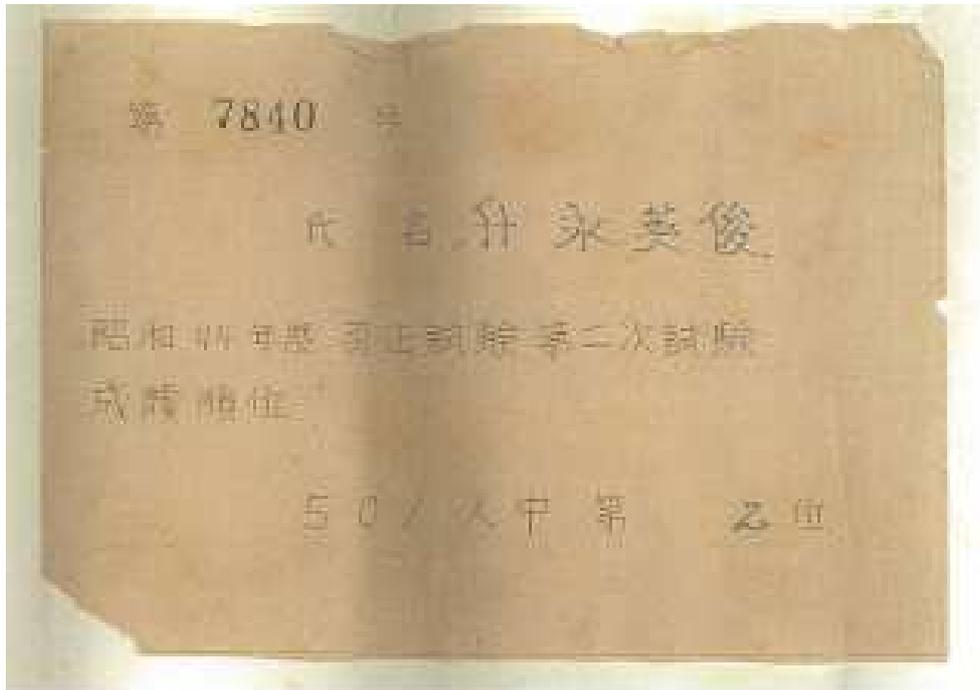
「コロンプスの卵である」

と指摘する**憲法前文第1項第2文（信託）の議論に真正面から向き合って**判決されるよう、**強く求める。**

補遺(4) (本書29~34頁)

- 1 下記写しのとおり、同代理人の昭和44年度司法試験（二次試験）の成績順位は、合格者501人中、第2位であった（但し、もし仮に被上告人が争うのであれば、同代理人（上告人（原審原告代理人升永英俊弁護士）は本法廷に原本を提出する用意がある。））。

(昭和44年度司法試験第二次試験成績順位)



2 同代理人の昭和44年度司法試験（二次試験）の試験会場で起きた実情は、下記①～⑩の通りである：

(1)

- ① 司法試験（二次試験）は、7科目・1科目当たり2設問・合計14設問（ $=7 \times 2$ ）から成る。
- ② 試験の第1日目は、憲法2設問、民法2設問であった。同代理人は、民法2設問の中の1個の事例設問において、A、B、C及び甲宅地、乙宅地、丙宅地とあるところ、A、B、Cのいずれかを他のいずれかと誤読した。20分間繰り返し繰り返し読んで、設問の意味が全く分からなかった。法律の論点が全く見つからない。同代理人は、気が動転したため、自分が上がっていることに気が付かず、正常に戻らないまま、時間が経過した。
- ③ 上がった状態のまま、更に繰り返し繰り返し読んだ。これを複数回繰り返し返した。

- ④ 既に40分が経過した。更に繰り返し繰り返し、読む。全く論点が見つからない。1時間が過ぎ、1時間5分も過ぎた。1文字も書けない。1時間10分が過ぎた。この後の5分間で、全く設問とは無関係な錯誤の議論を、1頁半書きなぐって、試験終了の合図がでて、ペンを置いた。ペンを置いた瞬間、同代理人は、A、B、Cのいずれかを他のいずれかと取り違えていたことに初めて気が付いた。
- ⑤ 机の前に短刀があるのならば、その場で、首を切り落としたいと思った。
- ⑥ 当日、試験の会場を出た後、自殺を考えた。
しかし、以下の事情から、思い止まった。

東大法律相談所の同級生の八代紀彦氏（昭和42年弁護士登録。19期）が、当時住友銀行員であった同代理人を、『一緒に弁護士をやりたい。毎月2万円を送金するから』と誘ってくれた（同代理人の昭和40年の住友銀行の初任給は、月2万1千円であった）。それで、同代理人は、銀行を退職した。八代氏は、同代理人に、昭和42年4月以降当月（同44年7月）までの間、毎月2万円、更に、12月に、ボーナスとして10万円送金してくれた。更に、親から、食費と住む場所の提供を受けた。

合格の見込みは全く無い。しかし、八代氏が、これほどまでにしてくれた以上、同代理人は、試験を放棄できない、と思った。

- ⑦ 第1日目は、憲法・2設問と民法・2設問であった。第2日目以降は、刑法2問；商法2問；民事訴訟法2問；刑事政策2問；社会政策2問の5科目・合計10設問であった。試験は終わった。同代理人は、全く合格する見込みのない5科目・合計10設問について、合格の可能性零の全く無意味な

答案を書き続けた。八代氏に対するせめての言い訳として。

⑧ 同代理人は、合格の可能性は、0.1%もないと考えていた。しかし成績は2位であった。

⑨ 昭和43年12月～同44年4月頃までの間、同代理人は、毎日曜日に行われる中央大の真報会の公開模擬試験答案練習会に複数回参加した。参加者に成績順位と点数が郵送される。同代理人の記憶では、同代理人の成績順位は、全て単独1位であった。点数は、複数回、2位と大差があった。

第1日目の民法の1設問に対する事実上の白紙答案を除き、残余の、合計13設問の幾つかについて、同代理人の答案が、異常に高得点であったと、考えられる。

⑩ 同代理人は、同代理人著『一人一票 上告理由書』（日本評論社 2015.7.30）424頁で、「司法試験の試験官を複数回務めた経験のある元判事（複数）、元検事からの情報によると、【過去の司法試験の試験科目毎の、各司法試験合格者の答案の点数（昭和44年度分を含む）を記録した書類】は、現在も、法務省に保管されているであろうとのことである。従って、上記記述の真偽を検討することは、可能である、と解される。」と記述した。

(2) 同代理人は、昭和44年度司法試験（二次試験）の成績とその試験会場で起きた出来事を、ここに、事実として記述する。

(3) 人の成績と人の実績は、当然のことながら、関係がない。

3 4人の試験の成績等

① 辻政信 1941年7月 陸軍参謀本部作戦課兵站班長

名古屋陸軍地方幼年学校卒（卒時成績1番）

陸士卒（卒時成績1番）

陸大卒（卒時成績3番）

② 服部卓四郎 1941年 陸軍参謀本部作戦課長

仙台陸軍地方幼年学校卒（成績何番か不明）

陸士卒（卒時成績12番）

陸大卒（卒時成績何番か不明）

（昭和16（1941）年12月8日真珠湾攻撃で始まる第2次世界大戦は、事実上、上記②服部卓四郎陸軍参謀本部作戦課長；同①辻政信陸軍参謀本部作戦課兵站班長のいずれも、陸大卒時の成績の良い2人が、南進作戦を決めたことから始まったと解される（半藤一利『昭和史 1926-1945』平凡社 参照）。）

③ 石原莞爾

仙台陸軍地方幼年学校卒（卒時成績 51人中1番）

陸士卒（卒時成績 418人中13番〈但し、歩兵科で卒時成績8番〉）

陸大卒（卒時成績2番）

④ 東條英機

東京陸軍地方幼年学校卒（成績何番か不明）

陸士卒（卒時成績何番か不明）

陸大卒（卒時成績11番）

上記①～④のとおり、戦前日本の官僚制度（軍部を含む）の中では、一部の人は、成績が良いことで、発言力を持っている、と解される（私見）。

とはいえ、成績の良い、① 辻政信；② 服部卓四郎；③ 石原莞爾；④ 東條英機が、日本の歴史の中で評価に値する実績を残したかという疑問である。

上記 2(3) (本書 32 頁) を再述することになるが、人の成績と人の実績は、当然のことながら、関係がない。

補遺 (5) (本書 34～44 頁)

2009 年以降今日迄、16 年間、人口比例選挙請求訴訟を行ってきた 同代理人の思い：

2009 年以降今日までの 16 年間、全 14 高裁・高裁支部（但し、平成 21 (2009) 年は、8 高裁・高裁支部）で、同代理人が、どういう思いで、全 11 個の国政総選挙毎に、全選挙区で各原告を代理して、人口比例選挙請求訴訟について訴訟行為してきたかを説明させていただきたく、Attorney's MAGAZINE ONLINE https://legal-agent.jp/attorneys/humanhistory/humanhistory_vol0/（「特別寄稿「法の支配」論」Lawyey's MAGAZINE 創刊準備号 2007 年 11 月 1 日発行）掲載の同代理人の寄稿文を以下転載する。

(転載：本書 34～44 頁)

「第 1 正義

私は、法律ということが好きではなかった。法学部を選んだのも、

消極的な理由だった。弁護士になりたいと思ったわけでもなければ、裁判官になりたいと思ったわけでもなければ、検事になりたいと思ったわけでもない。法律学には何の興味もなかった。法律学は、およそ学問とは言えない、という思いだった。

数学に対する尊敬が小学校以来 50 有余年あった。たった 1 人の人間が数学上の真理を発見したとしよう。その 1 人は、論理でもって、地球上に存在した全ての他人を説得することができる。ところが、法律は、〇〇説というように、1 つの説が他の説を説得することはできない。論理性だけで勝負がつかないということが、法律学が魅力のない理由だった。私は、数学をやれなかった劣等感をずっと引きずっていた。

それが 5 年前、59 歳のときに、ある日突然、自分の頭上の霧が晴れ、紺碧の空が広がったように感じた。その時、自らの背中に白刃が当てられたかのごとき「衝撃」を受けたことを、今でもハッキリ思い出す。「人間にとってもう 1 つ大事なことがある。それは正義である」と。「正義」という言葉は、とても青臭くて、それまで人前ではとても言えない言葉だった。しかし、その時、「正義」ということが、人間にとって、数学の論理性と並んで、もう 1 つの重要なことだと思いついた。

人間の営みの中には、数学的な処理、論理性の貫徹のみでは、解決できないことがある。その場で機能しなければならないのが正義である。人間は、正義に適って生きなければ、生きる意味がない。

正義には 2 つの意味がある。絶対的な正義と相対的な正義。正義の概念を絶対的な正義の意味に捉えてしまうと、これはもう宗教、政治の世界に迷い込んでしまう。例えば、キリスト教が正義なのか、イスラム教が正義なのか、あるいはイラク戦争が正義なのか、第 2 次世界

大戦が果たして正義だったのか、ガリレオの宗教裁判のごとく天動説が正しいのか、地動説が正しいのか、という問題である。これらの問題は、全員が共有できる正義はない。

ただ、裁判で争われる正義は、初歩的な正義である。原告の主張する正義と被告の主張する正義とを比べて、どちらがより正義かということである。

私は、裁判で問われる正義は3つに絞ってよいと思う。

1つは、「自分が得をして相手が損をするような出来事について嘘をつかないこと」と「それについて嘘をつくこと」の両方を比べて、どちらが相対的に正義かという問題である。

例えば、新聞報道が真実であるとすれば、UFJは、金融庁から捜査を受けて証拠隠滅をした。新聞報道が真実であるとすれば、防衛庁の談合事件の場合も、ライブドア事件の場合も、関係者は嘘をついている。「相手に損をさせて自分が得をするような嘘をつくこと」は、「それについて嘘をつかないこと」と比べれば、不正義である。相手を敗訴させようとの目的を持って法廷で嘘をつくことはよくないことである。正義の観点から法令を解釈して得た法を真実に対して適用して、正義を実現することが裁判である。真実が裁判の前提である。嘘は真実に矛盾する。法廷では、嘘は不正義である。

2つは、契約を守ることと守らないことと比べてみれば、契約を守るほうが契約を守らないよりも正義である。約350年前のイギリスの哲学者・トーマス・ホブズは、「リヴァイヤサン」（1651）という書物の中で、「正義とは契約を守ることである」と言い切っている。対等な立場で結んだ契約でありながら、当事者が契約を守らないことは不正義である。あるいは弱者と強者が契約を締結しながら、

強者が契約を守らないことは、正義に反する。

3つは、違法な行為をすることと適法な行為をすることを比べれば、適法な行為のほうが、違法な行為より、より正義である。裁判上問われている正義というのは、この3つに絞るべきである。

正義とは何ぞやという議論をしだすと100人が100人の正義があるという議論が出てこよう。しかしながら、裁判で争われる、法律家の踏ん張りどころの正義というのは、この3つに限定してよいと考える。裁判上の正義の概念をあまり広げてしまうと、結局は説得力を欠いてしまうからである。

第2 裁判所による法の創造



裁判をどう捉えるかということについて、2つの考え方がある。1つは、裁判は、法令を正義と憲法に基づいて解釈して、真実にこれを適用して正義を実現することであるという考え方である。これに対して、裁判は、当事者の利害を調整する場であるというもう1つの考え方がある。裁判とは、原告の利益と被告の利益を考量することによって落としどころを探る場であるという考え方である。たしかに、白か黒という決着の仕方が常に人間社会の争いの解決の仕方に合っているかという、そうではないであろう。グレーの決着のほうが白か黒かの決着より、当

事者にとっては納得のいく紛争解決方法である場合が多々あるであろう。実際の裁判でも、和解という決着が相当大きな比重を占めている。ただ、全部が全部グレーの解決でいいのか、それが果たして裁判所の目指す理想の紛争解決方法かという点、私はそうでないと思う。

裁判所は、法を創造するという機能を持っている。そこで1つ1つ和解によって解決して、当事者限りで紛争を閉じてしまい、紛争の内容も公開しないということになると、裁判所は、ルールメーカーとして、機能しないことになる。裁判所が法を創造するという重大な使命に直面したときは、裁判所が逃げることなく規範を作っていくべきであろう。

「調停事件の処理の仕方、和解の決着こそが、裁判の理想だ」という考え方は、大岡裁きに見られるように、日本では長い伝統のある考え方であろう。しかしながら、法廷は、真実に法を適用して正義を実現する場である。ある裁判例が、1つの裁判所だけではなく、他の多くの裁判所によっても一貫して肯認されるとなると、その裁判例は、法として固まっていくことになる。判例によってルールが創造されることは、積極的に認められるべきである。

1588年にアングロサクソンの国・イギリスはスペインの無敵艦隊をドーバー海峡で破った。英国は、この海戦以来、第1次世界大戦前まで、海軍力ナンバーワンの地位を他国と並んだことはあっても他国には譲っていない。そして英国の判例法を承継しているアメリカも、やはりアングロサクソンの国である。アメリカは、第1次世界大戦直前以降、現在まで、軍事力ナンバーワンの地位を他国に譲っていない。アングロサクソンは、織田信長の時代（1582年に本能寺の変で自害）に覇権をとってから現在まで、覇権を他国に譲っていない。

英国は、アヘン戦争で中国を屈服させた。アングロサクソンの英国は、

インドのムガル帝国に勝利している。ナチス・ドイツに対しても、ソ連に対しても、アングロサクソンのアメリカは、勝利している。日本も、第2次世界大戦でアメリカに負けた。フランスも、イタリアも、第2次世界大戦でアメリカに解放された。では、アングロサクソンとそれ以外の国と何が違うのか。アングロサクソンは、芸術、文学、科学の分野で、歴史上の人物を輩出している。アイザック・ニュートンもイギリス人であるし、シェイクスピアもイギリス人である。産業革命もイギリスで起きている。たしかに飛び抜けて才能ある人たちがイギリスから出ていることは間違いない。しかし、モーツァルトは、アングロサクソンではないし、ミケランジェロも、違うし、アインシュタインも、そうではない。決してアングロサクソンだけが芸術、文学、科学の分野で飛び抜けているわけではない。

また、国土の広さ、資源の多さが、アメリカがナンバーワンである理由ではない。昔のソ連は、国土の広さ、資源の多さといった面では、アメリカに決して負けていなかった。それでも、アメリカに優越することはできなかった。

それでは、何故にアングロサクソンが過去400有余年にわたって、世界の覇権が他に流れないのかが、問われる。

アングロサクソンが司法国家であり、それ以外の国が行政国家であるということが、アングロサクソンが400年を超えて世界のナンバーワンであり続け、それ以外の国がナンバーワンになれない理由であろう。中国、ソ連、ドイツ、フランス、日本は、歴史に照らしてみれば、皆、官僚国家、すなわち、行政国家である。行政国家というのは、基本的には、国民にとってルールが必ずしも明らかでない。行政指導が大きな役割を果たしている。問題が起きたら、国民は、官僚に解決法を聞いて

て官僚の示す指導に従って問題を解決する。日本のつい最近までの大蔵行政、金融行政は、行政指導によって行政が行われ、ルールがはっきりしていなかった。税金においてもそうであった。官僚あるいは役所が「こうだ」と言うと、国民、企業は、それにおとなしく従うのみで、法律上の議論を組み立てて、裁判で国と争うということをしなない。だから規範、すなわちルールが国民、企業の前に、明らかにならない。行政が事前規制をするので、国民、企業の間競争が起こらない。業界の中に落伍者を出さないということは、生産が低く一番効率の悪い企業を市場から退場させないわけであるから、生産性が低く、効率の悪い企業の基準が、その業界の市場で生存し続けるための基準となってしまう。競争しない産業は、競争をする産業と比べると、効率の点で劣ってしまう。

司法国家というのは、事前規制をしないで事後規制をするわけであるから、ルールを事前に国民の前に明らかにする。国民は、自己責任によって、自らの行為がそのルールに違反しているかどうかを判断する。企業は、ルール以外の規制、すなわち、行政指導を受けないで競争する。司法国家・アングロサクソン、すなわち、イギリス、アメリカと行政国家の、それぞれの400年の歴史が、司法国家の有用性と行政国家の非効率性を証明している、と言えよう。

第3 裁判にとっての真実発見の重要度



これからの若い人たちへのメッセージ

法曹に身を置く人、これから弁護士になろうとする人、すべてに「裁判上の正義」を日頃から「論点」として持っていてほしいと願う。法律は裁判あってのもので、裁判は司法という器あってのもの。真実に法を適用して正義を実現する。正義を論じ、正義を説くには、勇気と自信が必要です。自信は実績から作られますから、まずは一つでいい、自分が納得できる成功体験を得ることです。一つひとつ実績を積み重ねれば、今よりレベルは一つずつ上がる。すると、また新しいステージにトライできますから。

1978年、私がアメリカに留学して1カ月目くらいのとき、新聞の一面に大きな写真が出ていた。その写真は30代の男女の写真だったが、その記事を読んでもみると、その男性は服役していた新聞記者で、女性はその妻、周りで祝福している多くの人たちは新聞記者仲間、写真をとった場所は刑務所の門の前と書いてあった。さらにもっと詳しく読み進むと、取材源の秘匿を理由に証言を拒否したその新聞記者を、裁判所が証言拒否の法廷侮辱罪で刑務所に入れたが、記者が刑期を終えて出所したので、妻、同僚が出所祝いをしているのだという記事であった。その記事を読んで、裁判所とジャーナリストの双方が、いずれも真実のために、法廷ですさまじい戦いをしていることを知った。裁判所は、真実に対し法を適用し、正義を実現するために、新聞記者に証言を求めた。しかし、ジャーナリストは、真実を報道して民主主義を実現するために取材源を秘匿した。新聞記者は、服役を覚悟で民主主義実現の前提となる真実を報道するために戦った。正義を実現するために法廷侮辱罪を宣告した裁判官も、万感の思いをもって彼を服役させたのであろう。あくまで真実を報道するために服役したジャーナリストも、万感の思いをもって刑務所に入ったことであろう。双方とも真実のために行動したのである。

ニューヨークタイムズ事件では、ブッシュ大統領の側近の国家機密の漏洩に関して、片方のジャーナリストは、取材源から証言していいという同意をもらって証言した。もう一人のジャーナリストは、取材源の秘匿を理由にして証言を拒否して、刑務所に入った。こういった真実に

基づく証言を求める司法と真実の報道の目的のために取材源の秘匿を守り通そうとする報道機関のぶつかり合う法廷の場では、ジャーナリスト個人が取材源の秘匿のために刑務所に入っている。米国の裁判所にとっては、それほどまでに、法廷で真実を追究するという理念は譲れない理念なのであろう。日本の法律家は、司法にとって真実追究はどの程度必要なことなのか、という議論を真剣にすべきであろう。

それからもう1つ私が申し上げたいエピソードがある。もう10年ほど前になるが、カリフォルニアの連邦地裁で特許の裁判があった。私の依頼者は日本に所在する日本法人(被告)だったが、相手方米国法人(原告)から関係文書の文書提出命令(プロダクション・オブ・ドキュメンツ)の要求を受けた。段ボール箱を20~30箱、会社の大きな食堂にひろげて、ファイルに入っている関係書類を全部コピーしてはそのダンボールに次々と入れていった。ほとんどが日本語だが、最終的には4万枚くらいあったろうと思う。私の依頼者(法人)の1人の取締役が、争いとなっている商品について、世界中の特許侵害のおそれのある特許を記載した日本語の一覧表を作って、個人用にファイルして、会社に保管していた。その一覧表の中に相手方の特許が、1件記載されていた。それは具合が悪いことだった。というのは、メーカである被告が予め相手方の特許権に抵触することを知っていて、製品を米国に輸出したという事実の証拠になり得るからだ。この事実は、米国特許法上、特許権侵害者が損害金の3倍の賠償金を支払う義務を負う、という根拠にされ得る。私は、その取締役から「これは私が会社の業務と関係なく、個人的に作ったものなんで、出したくない」と相談を受けた。私も、相手方にこの文書を出したくないんで、何とか理由をつけて出さないようにしようと思って、同じく被告側の弁護団の一人である米国人弁護士・ロマリー弁護士に相談した。それまでは、私とその訴訟の日本側の主任

弁護人で、依頼者も私の依頼者ということもあって、米国人弁護士であるロマリー弁護士は、その時まで一貫して私の言うことをよく聞いて、私を立ててくれていたが、ロマリー弁護士は、その時態度をガラリと変えて、私の腹の中を見透かしたのだろう、「相手方にそれを出す以外に、方法はない。法廷では、どんな不利な事実だろうと、それが事実であれば、それを隠すことは、許されない。法廷に出された真実の上に立ってクライアントのために全知全能を傾けて弁護することこそが、弁護士のプロとしての職責である。」と大きな声で私を恫喝するがごとく、言った。その瞬間、私は、ロマリー弁護士の声に毅然としたものを感じ、襟を正す思いをしたのだった。私は、やむを得ず、4万枚のうちのたった3ページなので、書類の山の中に紛らわせるようにして相手方に出した。私は、相手方の米国弁護士は、4万枚のコピーの山の中からその3枚の日本語の一覧表を到底見つけられないだろうと思っていた。しかし、6カ月後に相手方の弁護士は、英語の翻訳文を付けて、我々が提出したその日本語の3枚の一覧表を証拠として提出してきた。相手方弁護士は、私が不可能と思っていたことをやってのけたのだった。私は、とても4万枚もの量を翻訳するのは無理だと思っていたが、カリフォルニアは日本人留学生もいるし、そういう人たちを動員して数カ月でもって、関係あるものと関係ないものを振るい分けて、ポイントとなる書類の個所を翻訳するということが可能だったわけだ。

その中で私は2つのことを学んだ。1つは米国弁護士の倫理性の高さだ。弁護士にとって、依頼者の利益のために勝つことが目的であることは間違いない。だけれども、それには、一つの重要な条件がある。プロとしての弁護士に期待されていることは、あくまでも真実を土台にした上で、依頼者のために全知全能を傾けて最善の弁護をすることだということだ。

もう1つは、相手方の米国弁護士の真実発見にかける執念。アメリカのプロダクション・オブ・ドキュメンツと言おうか、デポジションと言おうか、証拠開示の徹底ぶり、双方の弁護士のそれに対するエネルギーの注ぎ方、真実発見のために行動する執念、これが判例法の国民が、裁判所が法を創造することを許容する根拠の1つだと思う。↓

(転載引用終わり)

(以下 余白)

第3部 (本書45～72頁)

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

序 (本書45～46頁)

(1) 上告人らは、

『【本件選挙が人口比例選挙であることを要する憲法上の2つの重要な根拠】
は、

① **大黒柱**としての最も重要な根拠

(即ち、**憲法前文第1項第2文(信託)論**)及び

② **第2の柱**としての重要な根拠

(即ち、**統治論**〈=**統治論(1)** (①憲法56条2項、②1条と前文第1項第1文後段、③前文第1項第1文前段、④43条1項)及び**統治論(2)** (同)〉)である。』

と主張する(①**信託論**(下記第4部、第2章、第1(本書85～111頁))及び②**統治論**(下記第4部、第2章、第3、1(本書122～128頁)参照)。

**(但し、下記第4部、第2章、第1
～3 (本書85～131頁)で詳述する。)**

(2) 上記①憲法前文第1項第2文（信託）の議論の**発見**は、

コロンプスの卵

である。

(3) 被上告人らは、原審被告答弁書（以下、答弁書という）で、当該2つの憲法上の重要な根拠について、「争う」と記述するのみで、反論しない。

これは**異様**である。

上告人らは、当法廷におかれて、原審被告らからの反論がないという、本件裁判
でのこの異様な事情を踏まえた上で、上告人らの主張する2つの憲法
上の根拠の主張が憲法上成立するか否かを、理由を付して、
判断し、これを判決文中に明記のうえ、本件選挙が違憲であるか否か
を判決されるよう、強く求める。

(以下 余白)

1 令和5年大法廷判決(参)に照らし、有権者数最大較差・1対3.13は、違憲である：(本書47～48頁)

(1) 本件選挙の選挙日における有権者数最大較差は、**1対3.13**(選挙日)である。

令和元年参院選の有権者数最大較差は、**1対3.00**(選挙日)であり、且つ令和4年参院選の有権者数最大較差は、**1対3.03**(選挙日)であった。

よって、本件選挙の有権者数最大較差・**1対3.13**(選挙日)は、令和元年参院選及び令和4年参院選のそれらに比して、「較差の**是なる是正**」(強調引用者)とは**真逆**の、**著しい「後退」**である(令和5年大法廷判決(参)民集77巻7号1667頁参照)。

よって、本件選挙は、令和5年大法廷判決(参)(甲9)に照らし、**違憲**と解される。

(2) 令和5年大法廷判決(参)の中に、「較差の更なる是正」の文言が9回登場し(判例の紹介の中の文言を含む)、「選挙制度の仕組み自体の見直し」の文言が3回登場し、「(選挙制度の)仕組みを更に見直す」が2回登場し、かつ「選挙制度の(仕組み自体の)抜本的見直し」の文言が、2回登場する。

(3) 【これらの文言が同判決文の中で**異様な程の多数回**に亘って登場していること】に照らし、**令和5年大法院判決(参)**は、国会に対し、**限りなく強く**「**較差の更なる是正**」、「**選挙制度の仕組み自体の見直し**」又は「**選挙制度の仕組み自体の抜本的見直し**」を求めていると解される。

(4) 上記(1)～(3)に加えて、令和5年大法院判決(参)(甲9)が、

「**投票価値の平等が憲法上の要請**であること等を考慮すると、

較差の**更なる是正**を図ること等は**喫緊の課題**というべきである。

立法府において議論がされてきた**上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な**

考慮を要するにせよ、立法府においては、より適切な

民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、

現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正

等の方策について**具体的に検討**した上で、**広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求めら**

れる。」(強調 引用者)

と明確に判示していること(民集77巻7号1669頁参照)に照らすと、本件選挙は、**違憲**と解される。

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

2 「二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当

たり考慮を要する固有の要素を**勘案しても**、**参議院議員選挙**
について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理
由は見だし難い。」(強調 引用者)(令和5年大法院判決(参) 民集77卷7号
1667頁)。:(本書49~66頁)

(1) (本書49~51頁)

平成24年大法院判決(参) (甲137) は、

「(2) **さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らす**
と、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政
に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選
挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後
退してよいと解すべき理由は見だし難い。昭和58年大法院
判決は、参議院議員の選挙制度において都道府県を選挙区の単位とし
て各選挙区の定数を定める仕組みにつき、都道府県が歴史的にも政治
的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのま
とまりを有する単位として捉え得ることに照らし、都道府県を構成す
る住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しよ
うとしたものと解することができる指摘している。都道府県が地方
における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという点は今日
においても変わりはなく、この指摘もその限度においては相応の合理
性を有していたといい得るが、**これを参議院議員の選挙区の単位**
としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、
都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法廷判決(参))

因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、**上記の仕組み自体を見直すことが必要になる**ものといわなければならない。また、同判決は、参議院についての憲法の定めからすれば、議員定数配分を衆議院より長期にわたって固定することも立法政策として許容されるとしていたが、この点も、ほぼ一貫して人口の都市部への集中が続いてきた状況の下で、数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている。さらに、**同判決（昭和58年大法廷判決（参）引用者注）は、参議院議員の選挙制度の仕組みの下では、選挙区間の較差の是正には一定の限度があるとしていた**が、それも、短期的な改善の努力の限界を説明する根拠としては成り立ち得るとしても、**数十年間の長期にわたり大きな較差が継続することが許容される根拠になる**とはいい難い。平成16年、同18年及び同21年の各大法廷判決において、前記3のとおり投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになってきたのも、較差が5倍前後で推移する中で、前記（1）においてみたような長年にわたる制度と社会の状況の変化を反映したものにはほかならない。

(3) 現行の選挙制度は、限られた総定数の枠内で、**半数改選**という憲法上の要請を踏まえた**偶数配分**を前提に、**都道府県を単位**として各選挙区の定数を定めるという仕組みを採っているが、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、**このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図る**という要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。このことは、前記2（4）の平成17年10月の

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法廷判決(参))

専門委員会の報告書において指摘されていたところであり、前回の平成19年選挙についても、投票価値の大きな不平等がある状態であって、**選挙制度の仕組み自体の見直しが必要である**ことは、平成21年大法廷判決において特に指摘されていたところである。それにもかかわらず、平成18年改正後は上記状態の解消に向けた法改正は行われることなく、本件選挙に至ったものである。これらの事情を総合考慮すると、本件選挙が平成18年改正による4増4減の措置後に実施された2回目の通常選挙であることを勘案しても、本件選挙当時、前記の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、

これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、**違憲の問題が生**

ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはな

い。』(強調 引用者)

と判示する(民集66巻10号3368~3370頁)。

(2) (本書51~54頁)

平成26年大法廷判決(参)(甲5)は、

「さきに述べたような**憲法の趣旨、参議院の役割**等に照らすと、**参議院は衆議院とともに国権の最高機関**として適切に民意を国政に反映する**機関としての責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。**昭和58年大法廷判決

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

は、参議院議員の選挙制度において長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として、上記の選挙制度の仕組みや参議院に関する憲法の定め等を挙げていたが、これらの諸点も、**平成24年大法院判決**の指摘するとおり、上記アにおいてみたような長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえると、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっているものといわざるを得ない。殊に、**昭和58年大法院判決**は、上記の選挙制度の仕組みに関して、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ることに照らし、**都道府県を各選挙区の単位とすることによりこれを構成する住民の意思を集約的に反映させ得る旨の指摘をしていたが**、この点についても、都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという限度において相応の合理性を有していたことは否定し難いものの、**これを参議院議員の各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく**、むしろ、**都道府県を各選挙区の単位として固定する結果**、その間の人口較差に起因して上記のように投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって**上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない。**

以上に鑑みると、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、**上記のような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応じていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。**このことは、前記2(3)

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法廷判決(参))

の平成17年10月の専門委員会の報告書において指摘されており、平成19年選挙当時も投票価値の大きな不平等がある状態であって**選挙制度の仕組み自体の見直しが必要である**ことは、平成21年大法廷判決において特に指摘されていたところでもある。これらの事情の下では、**平成24年大法廷判決**の判示するとおり、平成22年選挙当時、本件旧定数配分規定の下での前記の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、**違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態**に至っていたというほかはない。

エ 本件選挙は、平成24年大法廷判決の言渡し後に成立した平成24年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるが、上記ウのとおり、本件旧定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であると評価されるに至ったのは、総定数の制約の下で偶数配分を前提に、長期にわたり投票価値の大きな較差を生じさせる要因となってきた**都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組み**が、長年にわたる制

度及び社会状況の変化により、もはやそのような**較差の継続を正当化**
化する十分な根拠を維持し得なくなっていることによるものであり、同判決において指

摘されているとおり、上記の状態を解消するためには、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、**上記制度の仕組み自体の見直しが必要である**といわなければならない。しかるところ、平成24年改正法による前記4増4減の措置は、上記制度の**仕組みを維持**して一部の選挙区の定

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差（本件選挙当時**4.77倍**）については上記改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、上記の状態を解消するには足りないものであったといわざるを得ない（**同改正法自体も、その附則において、平成28年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直し**について引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めており、上記4増4減の措置の後も引き続き上記制度の仕組み自体の見直しの検討が必要となることを前提としていたものと解される。）。

したがって、平成24年改正法による上記の措置を経た後も、本件選挙当時に至るまで、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成22年選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著しい**不平等状態**にあったものというべきである。」（強調 引用者）

と判示する(民集 66 卷 9 号 1374～1376 頁)。

(3) (本書 54～56 頁)

平成 29 年大法院判決（参）（甲 138）は、

「(3) 前記(1)のとおり、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する**唯一、絶対の基準**となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において**調和的**に実現されるべきものであり、また、前記(2)のとおり、憲法が、国会の構成について**二院制**を採用し、衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨に鑑みれば、二院制の下での参議院の在り方や役割を踏まえ、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとするこ

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。そして、**具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり**、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である**都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず**、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

平成24年大法院判決及び**平成26年大法院判決**は、上記のような選挙制度の構築についての国会の裁量権行使の合理性を判断するに当たって、長年にわたる制度及び社会状況の変化を考慮すべき必要性を指摘し、その変化として、参議院議員と衆議院議員の各選挙制度が**同質的なもの**となっており、国政の運営における**参議院の役割が増大してきていることに加え**、衆議院については投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることなどを挙げて、これらの事情の下では、**昭和58年大法院判決**が長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として挙げていた諸点につき、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差

が継続することを **正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている**

旨を指摘するとともに、都道府県を各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、上記のように長期にわたり大きな較差が継続していた状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって**上記の選挙制度の仕組みの**

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」
(令和5年大法廷判決(参))

合理性を基礎付けるには足りなくなっていたとしたものである。しかし、この判断は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、**各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。**

もとより、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮する

ことが求められる**ものの、上記のような憲法の趣旨、参議院の役割**

等に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、

二院制に係る上記の**憲法の趣旨との調和**の下に実現されるべきであ

ることに変わりはないというべきである。」(強調 引用者)

と判示する(民集71巻7号1149~1150頁)。

(4) (本書56~60頁)

令和2年大法廷判決(参) (甲139) は、

「(2) 憲法は、**二院制**の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき**任期を6年**の長期とし、**解散もなく**、選挙は**3年ごとにその半数**について行うことを定めている(46条等)。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほ

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法廷判決(参))

ば等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の**憲法の趣旨**を実現し、**投票価値の平等の要請**と**調和**させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに反映させていくかという点を含め、**国会の合理的な裁量**に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた**裁量権の合理的行使**として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である**都道府県の意義や実体等を一つの要素**として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、**投票価値の平等の要請との調和**が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の**合理的な裁量を超えるものとは解されない**。

(3) 本件選挙は、平成29年大法廷判決の言渡し後に成立した平成30年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるところ、同法は、総定数を増やした上で、選挙区選出議員については、平成27年改正による4県2合区を維持したまま、埼玉県選挙区を2人増員することを内容とするものであった。

平成27年改正により導入された合区は、総定数を大幅に増やす方法を採用

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法廷判決(参))

ことにも制約があった中、半数改選という憲法上の要請を踏まえて各選挙区の定数を偶数で設定しつつも選挙区間の較差を縮小することを可能にするものであったが、その対象となった県における投票率の低下及び無効投票率の上昇と合区との関連性を指摘し、その解消を強く望む意見も存在した。このような状況の下、平成28年選挙施行後、参議院改革協議会の下に設置された選挙制度に関する専門委員会において、一票の較差、選挙制度の枠組み、議員定数の在り方、選挙区の枠組み等について議論が行われ、合区制度の是非や、都道府県を単位とする選挙区に代えてブロック選挙区を導入すること等の見直し案についても幅広く議論が行われた。しかしながら、選挙制度改革に関する具体案について各会派の意見の隔たりは大きく、一致する結論を得ることができないまま、本件選挙に向けて平成30年改正法が成立したものである。このような経緯もあり、同法の内容は、選挙区選出議員に関する従来からの選挙制度の基本的な仕組み自体を変更するものではないが、上記のとおり合区の解消を強く望む意見も存在する中で、平成27年改正により縮小した較差を再び拡大させないよう合区を維持することとしたのみならず、長らく行われてこなかった総定数を増やす方法を採用した上で埼玉県選挙区の定数を2人増員し、較差の是正を図ったものである。その結果、平成27年改正により5倍前後から約3倍に縮小した選挙区間の較差(平成28年選挙当時は3.08倍)は僅かではあるが更に縮小し、2.99倍(本件選挙当時は3.00倍)となった。

(4) 前記2(8)のとおり、平成29年大法廷判決は、平成27年改正法附則7条が次回の通常選挙に向けて選挙制度の**抜本的な見直し**について引き続き検討を行い**必ず結論を得る**旨を規定していること等を指摘した上で、平成27年改正は、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができるとし、このような事情を総合すれば、平成28年選挙当時の選

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないと判示した。本件選挙は、同判決の言渡しの後成立した平成30年改正法における本件定数配分規定の下で実施されており、その投票価値の不均衡については、同判決の判示した事情も踏まえた検討がされるべきである。

そこで検討すると、平成28年選挙後に成立した平成30年改正法の内容は、結果として、選挙区選出議員に関しては1選挙区の定数を2人増員する措置を講ずるにとどまっている。他方、同法には上記附則のような規定が設けられておらず、同法の審議において、参議院選挙制度改革について憲法の趣旨にのっとり引き続き検討する旨述べた附帯決議がされたが、その中では選挙区間における較差の是正等について明確には言及されていない。**国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、参議院議員選挙については直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難く、前記(2)で述べた憲法の趣旨等との調和の下に投票価値の平等が実現されるべきことは平成29年大法院判決等でも指摘されているのであるから、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているところ、上記のような平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえない。**

しかしながら、前記のような平成30年改正の経緯及び内容等を踏まえると、同改正は、参議院議員の選挙制度について様々な議論、検討を経たものの容易に成案を得ることができず、合区の解消を強く望む意見も存在する中で、合区を維持して僅かではあるが較差を是正しており、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を前記の程度まで縮小させた平成27年改正法

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

における方向性を維持するよう配慮したものであるということが出来る。また、参議院選挙制度の改革に際しては、憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等も踏まえる必要があるなど、**事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑みれば、その実現は漸進的にならざるを得ない面がある。そうすると、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない。**

(5) 以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、**違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、**本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。」(強

調 引用者)

と判示する(民集74巻8号2123~2127頁)。

(5) (本書60~62頁)

令和5年大法院判決(参) (甲9) は、

「(2) 憲法は、**二院制**の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき**任期を6年**の長期とし、**解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行う**ことを定めている(46条等)。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の**憲法の趣旨**を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのようにに位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに関与させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

(3) **参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度**は、選出方法等に係るこれまでの**変遷を経て同質的なもの**となってきたところ、議院議員選挙については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少なくとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることはないような措置が講じられている(衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条、4条参照)。また、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運営における**参議院の役割は大きなもの**となってきた。

そうすると、**二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選**などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する**固有の要素**を

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」
(令和5年大法廷判決(参))

勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。

したがって、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、**較差の更なる是正**を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について**議論し、取組を進めることが引き続き求められている**というべきである

(令和2年大法廷判決参照)。』(強調 引用者)

と判示する(民集77巻7号1666～1667頁)。

- (6) 平成24年大法廷判決(参)(甲137)は、

「**さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。**」(強調 引用者)

と単純明快に記述するにとどまり、爾後のセンテンスに同判示を修正・変更するような言葉を一切付加・挿入していない(上記(1)(本書49～51頁)参照)。

- (7) 平成26年大法廷判決(参)(甲5)も、

「**さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反**

第3部

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

映する機関としての責務を負っていることは**明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」**(強調 引用者)

と単純明快に記述するにとどまり、爾後に、同記述を修正・変更するような文言を一切付加・挿入していない(上記(2)(本書51~54頁)参照)。

(8) (本書63~64頁)

- ① 平成29年大法院判決(参)(甲138)は、

「もとより、**参議院議員の選挙**について、**直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く**、参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められる**ものの**、上記のような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきであることに変わりはないというべきである。」(強調 引用者)

と記述する(上記(3)(本書54~56頁)参照)。

- ② **一方で、平成24年大法院判決(参)及び平成26年大法院判決(参)は、**2院制を採用した**憲法の趣旨及び参議院の固有の要素(即ち、任期6年、半数改選、解散無し)**を指摘したうえで、**「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」**(強調 引用者)との判示を導き、同文言の後に、同

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

文言を修正・変更するような文言を一切付加していない。

- ③ 他方で、平成29年大法院判決(参)は、「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、」の直後に、同文言を導くための**前提**であった、憲法の趣旨及び参議院の固有の要素(即ち、任期6年、半数改選、解散無し)を再度取り出して、「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、」は、憲法の趣旨及び参議院の固有の要素(即ち、任期6年、半数改選、解散無し)と調和さるべきであると説示する。

- ④ しかしながら、当該説示の趣旨は、必ずしも明らかでない(下記(10)(本書65~66頁参照)。

(9) (本書64~65頁)

- ① 令和2年大法院判決(参)(甲139)は、

「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、参議院議員の選挙について、**直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、**」の直後に、「前記(2)で述べた憲法の趣旨等との**調和**の下に投票価値の平等が実現されるべきことは平成29年大法院判決等でも指摘されているのであるから、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、**較差の更なる是正**を図るとともに、これを**再び拡大させずに持続**していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが**求められている**とこ

- 2 「固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」
(令和5年大法院判決(参))

ろ、上記のような平成30年改正において、こうした**取組が大きな進展を見せているとはいえない。**」(強調 引用者)

との判示を付加する(上記(4)(本書56~60頁参照)。

- ② **令和2年大法院判決(参)**は、上記(8)①記載の平成29年大法院判決(参)の説示(本書63頁)と同様に、

「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、」を導くための**前提**であった、「前記(2)で述べた憲法の趣旨等」を再度取り出して、「**参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、**」(強調 引用者)

を「**前記(2)で述べた憲法の趣旨等**」と**調和さるべきである**と説示する。

- ③ **しかしながら、当該説示の趣旨は、上記(8)④と同様、必ずしも明らかでない(下記(10)(本書65~66頁参照)。**

(10) (本書65~66頁)

令和5年大法院判決(参) (甲9)は、

「そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。」(強調 引用者)

と単純明快にストレートに判示し、爾後のセンテンスに、同判示を修正・変更する文言が全くない(上記(5) (本書60～62頁)参照)。

即ち、令和5年大法廷判決(参)は、平成29年大法廷判決(参)及び令和2年大法廷判決(参)に揺らぎ(但し、上記(8)②, ③(平成29年大法廷判決(参))、上記(9)①、②(令和2年大法廷判決(参))参照)があったにも拘わらず、平成24年大法廷判決(参)及び平成26年大法廷判決(参)の上記(6)、(7) (本書62～63頁)の判示(規範)に復帰した(換言すれば、先祖返りした)。

(11) 本件選挙での有権者数最大較差・1対3.13(選挙日)は、令和2年参院選(選挙区)の有権者数最大較差・1対3.00(選挙日)と比較して、截然と「後退」 (強調 引用者) (令和5年大法廷判決 民集77卷7号1667頁 参照) している。即ち、「更なる是正」とは真逆の「後退」である

よって、本件選挙は、令和5年大法廷判決の上記(10)記載の判示に照らして、違憲である。

3 「国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきである。」
(強調 引用者) (令和5年大法廷判決(参) 民集77卷7号1669頁)。:(本書66～72頁)

(1) (本書67～69頁)

① 答弁書第5、3(5)、イウ)75～76頁は、

「平成30年改正以降、本件定数配分規定が改正されていないことは事実であるが、令和5年大法廷判決においても、国会において検討されている更なる較差の是正等のための種々の方策に「課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要する」と判示されているように、更なる較差の是正等のため、参議院議員の議員定数を増加させる措置や都道府県より広域の選挙区を設けるなどの措置を講ずることは考えられるものの、参議院議員の議員定数を大幅に増加させることが困難であることは明らかであるし、合区の導入後に、その対象となった4県において**投票率の低下や無効投票率の上昇等**の弊害がみられ、これらの弊害が有意な改善がみられないまま本件選挙時まで継続して生じていることからすると、都道府県より広域の選挙区を設けることにより、全国的に上記のような弊害が生じることが具体的に想定される。このように、較差の更なる是正のために考え得る方策には、慎重に検討すべき課題や大きな制約があり、そうした課題や制約への対処が容易なものではない以上、国会が較差の更なる是正のために採るべき立法措置の検討等に相応に長期の期間を要したとしても、それはやむを得ないものというべきである。

したがって、平成30年改正以降、本件定数配分規定が改正されていないからといって、国会の較差の更なる是正のための取組が不適切であるとはいえない。」(強調 引用者)

と記述する。

② しかしながら、**令和5年大法廷判決(参)** (甲9)は、

「(3) (略)

そうすると、立法府が上記是正に向けた取組を進めていくには、更に議論を積

み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要があると考えられ、**合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる。**

以上に述べたような状況の下、立法府が、参議院議員の選挙制度の改革に向けた議論を継続する中で、較差の拡大の防止等にも配慮して4県2合区を含む本件定数配分規定を維持したという経緯に鑑みれば、立法府が、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくための具体的な方策を新たに講ずるに至らなかったことを考慮しても、本件選挙当時の選挙区間の最大較差が示す投票価値の不均衡が、憲法の投票価値の平等の要求に反するものであったということとはできない。

(4) したがって、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる**選挙制度が民主政治の基盤**であり、**投票価値の平等が憲法上の要請**であること等を考慮すると、**較差の更なる是正を図ること等は**

喫緊の課題というべきである。立法府において議論

がされてきた**上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要す**

るにせよ、立法府においては、より適切な民意の反映が可能

となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について

具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような**立法的**

措置を講じていくことが求められる。

4 以上の次第であるから、本件定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するに至っていたということとはできないとした原審の判断は、是認することができる。論旨はいずれも採用することができない。」(強調 引用者)

と判示する(民集77巻7号1667～1670頁)。

- ③ 上記①(本書67頁)の答弁書75～76頁の記述は、同判示に正面から矛盾する。
よって、答弁書の同記述の主張は、当裁判所におかれて、採用さるべきではない。

(2) (本書69～72頁)

①【原審被告らの主張】

原審被告らは、答弁書第4、2(同書16～23頁)で、

「本件選挙時において、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度に著しい不均衡状態にあったとは言えない」と主張する。

【原審原告らの反論】

- ① 令和5年大法廷判決(参)は、参院選(選挙区)について、「較差の更なる是正を図ること等は**喫緊の課題**というべきである。」(強調 引用者)(民集77巻7号1669頁)と説示し、令和4年参院選(選挙区)の較差(1対3.03)の更なる是正を求めた。

- ② 原審被告らは、同判決の説示に反して、本件選挙(最大較差・**1対3.13**)を実施した。

③ 令和5年大法廷判決(参)は、

「なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる**選挙制度が民主政治の基盤**であり、**投票価値の平等が憲法上の要請**であること等を考慮すると、**較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題**というべきである。立法府において議論がされてきた**上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要するにせよ**、立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について**具体的に検討**した上で、広く国民の理解も得られるような**立法**的措置を講じていくことが求められる。」(強調)

引用者)

と説示していることに照らし、本件選挙は、**違憲**、と解される。

② 【原審被告らの主張】

原審被告らは、答弁書第5、3(5)、イ(ウ)75頁で、

「以上のおおり、国会は、平成27年改正法附則7条にいう抜本的見直しの実現に向けた努力を継続し、平成29年以降、平成29協議会及び平成29年専門委員会での多数回にわたる議論を経た上で、最終的には、平成

30年改正を実現させた。その際、選挙制度改革の検討を引き続き行う旨の附帯決が付されたところ、これに従い、その後も、国会は、参議院改革協議会等において、参議院の在り方や選挙制度改革等について議論を継続しており、現時点では成案が得られていないものの、全ての会派が本件選挙後にも選挙制度改革に関する議論を継続することを表明し、**複数の会派が令和10年通常選挙に向けた制度改革を明示する**などしている。このように、国会は、累次の最高裁判所判決の判示するところを真摯に受け止め、投票価値の平等を最大限尊重すべきであることを確認した上で、選挙制度の在り方の検討を継続し、過去にあったような大きな較差を再び生じさせることのないよう適切に配慮しているのである。」

(強調 引用者)

と主張する。

【原審原告らの反論】

① 原審被告らの同主張によれば、国会は、「**令和10年通常選挙に向けた制度改革を明示する**」(強調 引用者)ことを予定している、と解される。

逆に言えば、国会は、**令和10年通常選挙実施の1年前以前には、較差是正のための立法措置を採ることを予定していない**、と解される。

② 即ち、国会は、本件選挙について、令和4年参院選の最大較差・1対3.03を著しく超過する最大較差・1対3.13の選挙区割りの維持を敢えて選択した。(但し、参院選(選挙区)区割規定は、平成27年改正法以降今日迄10年間、同一であり、有権者数最大較差(選挙日)は、1対3.08(平成28年参院選)；1対3.00(令和元年参院選)；3.03(令和4年参院選)；1対3.13(本件選挙)と変遷した。訴状4頁参照。)

よって、国会のこの立法裁量権の行使は、「本件選挙までの間に本件定数規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超える」（平成24年大法廷判決(参)民集66巻10号3370頁参照）と解される。

従って、本件選挙は、違憲違法である。

- ③ 上記②(本書70~71頁)の原審被告らの主張は、令和5年大法廷判決(参)の、

「なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、**較差の更なる是正を図ること等**

は**喫緊の課題**というべきである。立法府において議論がされてきた上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要

するにせよ、立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について

具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような**立法的措置を講じていくことが求められる。」**

(強調 引用者)

との説示に反するものである。

第4部

(本書73~161頁)

—【上告人（原審原告）の主張】—

第1章

(本書73~84頁)

—最高裁令和5年10月18日大法廷判決(参)等—

I 令和5年大法廷判決(参) (本書73~80頁)

1 令和5年10月18日大法廷判決(参) (甲9) (本書73~77頁)

(1) 最高裁令和5年10月18日大法廷判決(参) (以下、最高裁大法廷判決を大法廷判決ともいう) は、

① 「(2) 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき**任期を6年**の長期とし、**解散もなく、選挙は3年ごとにその半数**について行うことを定めている(46条等)。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかん反映させていくかという点を含め、国会の合理的な

裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

(3) 参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度は、選出方法等に係るこれまでの変遷を経て同質的なものとなってきたところ、衆議院議員選挙については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少なくとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることはないような措置が講じられている(衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条、4条参照)。また、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運営における参議院の役割は大きなものとなってきた。

そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直

**ちに投票価値の平等の要請が後退しても
よいと解すべき理由は見いだし難い。** した

がって、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、**較差の更なる是正**を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが引き続き求められているというべきである(令和2年大法廷判決参照)。J (強調 引用者) (民集77巻7号1666~1667頁)

と判示し;かつ

②「しかしながら、4県2合区を導入すること等を内容とする平成27年改正により、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は3倍程度まで縮小し、平成24年大法廷判決等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、同改正がされてから本件選挙までの約7年間、同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の最大較差は3倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえない。

このような中で、立法府においては、**較差の更なる是正**を図る観点から、都道府県**より広域の選挙区**(但し、ブロック制を含む。原告注)を設けるなどの方策について議論がされてきたところであり、**こうした方策**によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の**選挙制度の仕組みを更に見直す**ことも考えられる。J (強調 引用者) (民集77巻7号1668頁)

と判示し；かつ

③ 「なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は**喫緊の課題**というべきである。立法府において議論がされてきた上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要する

にせよ、立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの**抜本的な見直し**も含め、較差の更なる是正等の方策について**具体的に検討**した上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められる。」(強調 引
用者) (民集 77 卷 7 号 1669 頁)

(但し、人口比例選挙請求訴訟について言えば、1964～2025年の61年間で、最高裁判決(法廷意見)が、「喫緊の課題」の文言を、令和5年大法院判決(参)で、初めて記述した。)

と判示する。

(2) (本書 76～77 頁)

令和5年大法院判決(参)の中に、「較差の更なる是正」の文言が9回

登場し(判例の紹介の中の文言を含む)、「選挙制度の仕組み自体の見直し」
の文言が3回登場し、「(選挙制度の)仕組みを更に見直す」が2回
登場し、かつ「選挙制度の(仕組み自体の)抜本的見直し」の文
言が、2回登場する。

【これらの文言が同判決文の中で異様な程の多数回に亘って登場
していること】に照らし、令和5年大法廷判決(参)は、国会に対し、限
りなく強く「較差の更なる是正」、「選挙制度の仕組み自体の見
直し」又は「選挙制度の仕組み自体の抜本的見直し」を求めていると解
される。

(以下 余白)

2 (本書78~79頁)

(1) 令和5年大法院判決(参)の14の原審判決一覧 (令和4(2022)年参院選)：

上告人ら代理人らは、令和4(2022)年参院選について、全14高裁・高裁支部で提訴し、下記の通り、**1 違憲違法判決(人口比例選挙判決)(仙台高裁)**；**7 違憲状態判決(東京高裁、大阪高裁、福岡高裁、札幌高裁、福岡高裁宮崎支部、名古屋高裁金沢支部、仙台高裁秋田支部)**、**6 是正義務付合憲判決(名古屋高裁、広島高裁、高松高裁、広島高裁松江支部、福岡高裁那覇支部、広島高裁岡山支部)**を得た。

		【2022 参院選】高裁：違憲違法(1) 違憲状態(7) 是正義務付合憲(6)			
1		令4/10/14	大阪高裁	違憲状態	牧賢二 和久田斉 宮崎朋紀 甲10
2		令4/10/18	東京高裁	違憲状態	渡部勇次 山口和宏 澤田久文 甲11
3		令4/10/25	名古屋高裁	是正義務付合憲	土田昭彦 西野光子 秋吉信彦 甲12
4		令4/10/26	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	松谷佳樹 光野哲治 福嶋一訓 甲13
5		令4/10/27	札幌高裁	違憲状態	大竹優子 吉川昌寛 高木健司 甲14
6		令4/10/31	高松高裁	是正義務付合憲	濱口浩 大竹貴 磯尾俊明 甲15
7	人口比例 8	令4/11/01	仙台高裁	違憲違法 (人口比例選挙判決)	小林久起 鈴木桂子 山崎克人 甲16
8		令4/11/02	福岡高裁 那覇支部	是正義務付合憲	谷口豊 下和弘 吉賀朝哉 甲17
9		令4/11/04	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	高橋亮介 石山仁朗 新城博士 甲18
10		令4/11/08	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	河田泰常 木村哲彦 渡邊健司 甲19
11		令4/11/09	広島高裁	是正義務付合憲	西井和徒 澤井真一 芝本昌征 甲20
12		令4/11/10	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	吉田尚弘 加藤靖 平野剛史 甲21
13		令4/11/11	福岡高裁	違憲状態	久保田浩史 水野正則 穂苅学 甲22
14		令4/11/15	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	見米正 吉田勝栄 綿貫義昌 甲23

(2) 令和7(2025)年参院選の16の原審判決一覧

本件選挙(2025年参院選)の16の原審判決は、以下のとおりである。

		【2025参院選】高裁：違憲状態(11) 是正義務付合憲(5)			
149		令7/10/24	大阪高裁	是正義務付合憲 川畑正文 山田智子 芝田由平	甲121
150		令7/10/29	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態 齋藤清文、宮崎雅子、山原佳奈	甲122
151	人口比例 9	令7/10/30	東京高裁	是正義務付合憲 (是正のデッドラ インは令和10年選 挙・1人1票判 決)	甲123
152		令7/10/30	名古屋高裁	是正義務付合憲 片田信宏 三橋泰友 藤根康平	甲124
153		令7/10/30	高松高裁	是正義務付合憲 森實将人 藤原典子 児玉禎治	甲125
154	人口比例 10	令7/10/31	福岡高裁	違憲状態・1人1 票判決 小川直人、村木洋二、児島章朋	甲126
155		令7/11/4	広島高裁 松江支部	違憲状態 寺本昌広、徳井真、森里紀之	甲127
156		令7/11/6	仙台高裁 秋田支部	違憲状態 西森政一 俣木泰治 鈴木麻奈 美	甲128
157	人口比例 11	令7/11/7	仙台高裁	違憲状態・できる 限り平等に 石垣陽介、小川理佳、深谷佑美	甲129
158	人口比例 12	令7/11/10	札幌高裁	違憲状態・1人1 票判決 松谷佳樹 徳井真 森里紀之	甲130
159		令7/11/12	福岡高裁 那覇支部	違憲状態 菊地浩明、小西圭一、小林裕敬	甲131
160		令7/11/13	広島高裁 岡山支部	違憲状態・正統性 に疑問 菊地浩明、小西圭一、小林裕敬	甲132
161		令7/11/21	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態 小田島靖人、俣木泰治、鈴木麻奈	甲133
162		令7/11/25	広島高裁	違憲状態 河田泰常 中村仁子 伊藤拓也	甲134
163		令7/10/31	広島高裁 (補助参加)	違憲状態 末永雅之、財津陽子、大久保俊策	甲135
164		令7/11/12	東京高裁 (補助参加)	是正義務付合憲 (次回選挙までに 成案なければ違 憲) 梅本圭一郎、工藤 正、内田哲也	甲136

3 11ブロック参院選挙(概ね人口比例選挙)：(本書79~80頁)

(1) 横浜市立大学和田淳一郎教授論文(甲29)に照らせば、11ブロック制選挙

を採用すれば、2019年第25回参院通常選挙で、米下院方式、サンラグ方式によれば、半数改選参院議員(124人)の過半数(50.8% (≐ 63人÷124人))を選出するのに、有権者数の**49.85%**が必要である。

(人口比例選挙では、全人口の50%超が全国会議員の50%超を選出する。)

11ブロック制参院選は、全人口の**49.85%**が全改選参院議員の過半数(50.81% ÷ 63人 ÷ 124人)を選出するので、概ね、人口比例選挙と解される(和田淳一郎横浜市立大学教授(2020.12.7)「一票の平等はどこまでもとめられなくてはいけないか」の(表4)

<https://note.com/juniwada/n/naa6c7a7015b5>) (甲29)。

11ブロック制参院選は、概ね人口比例選挙(有権者数最大較差・1対1.1)である。

4 令和5年大法廷判決(参)の要請にも拘らず、国会は、これに応ずることなく、本件選挙は、前々回選挙及び前回選挙と同一の選挙区割規定の下で施行された。

かように国会が動かない事情の下では、裁判所は、憲法81条に基づいて、『本件選挙は、違憲である』旨判決するよう求められる。

(以下 余白)

II 1947～2010年の約63年間に、衆院選の多数意見(50%超の意見)と参議院の多数意見(50%超の意見)が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した立法事案が、合計で**15個**あり、その全てにおいて、参議院の多数決意見が、立法の成立、不成立を決定した(竹中治堅『参議院とは何かー1947～2010』(中央公論社2010) 甲24): (本書81～84頁)

1 (本書81～83頁)

- (1) 当該約63年間の国会の歴史の中で、法律案の成立につき、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点の直前まで対立し、その最終的な決議の直前に、衆議院が、参議院の修正案に全て同意して法律となった事例が、下記①～⑮の全15個のうち、下記(本書82～83頁)①～⑤、⑩～⑪、⑬～⑭の**9個**のみ存在した。

同9個の事例では、衆議院の多数意見を占める議員が与党を構成しており、その政権与党内閣が同9個の法律案の提案をした。

衆議院で多数を占める政権与党は、同9個の法律案が、国政にとって重要であるとみて、国政を担う政権与党として、憲法59条1項に従って、衆議院議員の多数意見が、最終的に参議院議員の多数意見の全修正要求を受け入れて、法律となった。

- (2) 他方で、当該約63年間で、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点まで対立した事例が、下記(本書82～83頁)の*⑥～*⑨、*⑫、*⑮の**6個**存在した。この**6個**の各法律案は、いずれも廃案となった。

(竹中治堅『参議院とは何かー1947～2010』(中央公論社2010) 甲24)

【15個の立法事実】

- ① 昭和22(1947)年8月、第1回国会(片山内閣)で、参院は、労働省設置法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見(50%超の意見。以下、同じ)の修正どおりの内容で、成立した(竹中治堅 政策研究大学院大学教授『参議院とは何か 1947~2010』〈中央公論新社2010〉321頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ② 昭和23(1948)年7月、第2回国会(芦田内閣)で、参院は、国家行政組織法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同321頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ③ 昭和25(1950)年11月召集の第9回国会(吉田内閣)で、参院は、地方公務員法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同321~322頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ④ 昭和26(1951)年10月召集の第12回国会(吉田内閣)で、参院は、行政機関職員定員法改正法案を修正し、同法は、参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同322頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ⑤ 昭和26(1951)年12月召集の第13回国会(吉田内閣)で、参院は、**1** 破壊活動防止法案；**2** 大蔵省設置法改正案；**3** 農林省設置法改正法案をそれぞれ修正し、これらの法は、いずれも参院の議員の多数意見の修正どおりの内容で、成立した(同322頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- *⑥ 昭和27(1952)年7月、第13回国会(吉田内閣)で、参院の議員の多数は、法案審議を進めなかったため、国家公務員法改正法案は廃案となった(同322頁、甲24)。
- *⑦ 昭和36(1961)年6月、第38回国会(池田内閣)で、参院は、その多数意見で、政治的暴力行為防止法案の成立を阻止し、廃案とした(同324頁、甲24)。
- *⑧ 昭和37(1962)年4月、第40回国会(池田内閣)で、参院は、その多数意見で、産業投資特別会計法改正法案の成立を阻止し、廃案とした(同324頁、甲24)。
- *⑨ 昭和50(1975)年6月、第75回国会(三木内閣)で、参院は、そ

の多数意見で、独占禁止法改正法案とたばこ・酒税法案の成立を阻止し、廃案とした(同324頁、甲24)。

- ⑩ 平成元(1989)年12月、第116回国会(海部内閣)で、国民年金等改正法案につき、参議院で可決できるように、法案が衆院で修正され、同法は、両院で可決・成立した(同326頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ⑪ 平成4(1992)年6月、第123回国会(宮澤内閣)で、PKO協力法案は、参議院議員の多数の意見どおりに修正された。このため、自衛隊の国連平和維持軍への参加は、凍結された(同322頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- *⑫ 平成6(1994)年1月、第128回国会(細川内閣)で、政治改革関連法案は、参院で否決、不成立となった(同324頁、甲24)。
- ⑬ 平成10(1998)年10月、第143回国会(小渕内閣)で、金融再生関連法案は、法案を参院で成立させるために、衆院が参院の多数意見の案を丸呑みする形で、両院で可決・成立した(同326頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- ⑭ 平成14(2002)年7月、第154回国会(小泉内閣)で、郵政公社法関連法案は、参院議員の多数の意見に合わせて、衆院で法案を修正して、両院で可決・成立した(同326頁、甲24。衆議院ホームページ)。
- *⑮ 平成17(2005)年8月、第162回国会(小泉内閣)で、郵政民営化関連法案は、参院で否決され、廃案となった(同319~320頁、甲24)。

* 廃案となった。

(但し、上告人らは、2019年参院選人口比例選挙請求事件および2022年参院選人口比例選挙請求事件で、上記1(1)、(2)(本書81~83頁)と同一の主張をした。)

2 (本書83~84頁)

被上告人らは、2019年参院選人口比例選挙請求事件(東京高裁令和元年(行ケ)1号)の原審被告ら答弁書第3、4(7頁)で、「原告らの令和元年8月20日付け準備書面(1)(訂正版)に対する認否」として、

「第3 原告らの令和元年8月20日付け準備書面(1)(訂正版)に対する認否

(略)

- 4 「IV 衆議院の多数意見と参議院の多数意見が対立した15個の立法事案の全てにおいて、参院の多数意見が法律の成立・不成立を決定した」について

原告らが証拠として提出する文献(甲第31号証)(但し、竹中治堅『参議院とは何か—1947～2010』(中央公論社 2010) 本件裁判では甲24引用者注)に、原告らが指摘する各法律案について参議院による修正等に関する記載が存在することは認めるが、その余の主張については争う。」

(() かつこ文言挿入 引用者注)

と記述し、「原告らが証拠として提出する文献(甲第31号証)に、原告らが指摘する各法律案について参議院による修正等に関する記載が存在することは認める」。

(但し、同東京高裁令和元年(行ケ)第1号(2019年参院選人口比例選挙請求事件)・令和元年8月20日付け準備書面(1)(訂正版)IV(10～13頁)は、東京高裁令和4年(行ケ)第13号(2022年参院選人口比例選挙請求事件)における令和4年9月5日付け原告準備書面(3)(主張の要旨)第2部VIII(60～64頁)と同旨。)

(以下 余白)

第2章 （本書85～161頁）

(1) 下記第1（憲法前文第1項第2文（信託））の議論の発見
は、2009年～今日迄の16年間の人口比例選挙請求訴訟の
継続の中から生まれた、

コロンプスの卵

である。

(2) 第2章の中の **最重要論点**
（信託）
は、憲法前文第1項第2文
である。

第1 （本書85～111頁）

—憲法前文第1項第2文（信託）—

I （本書85～106頁）

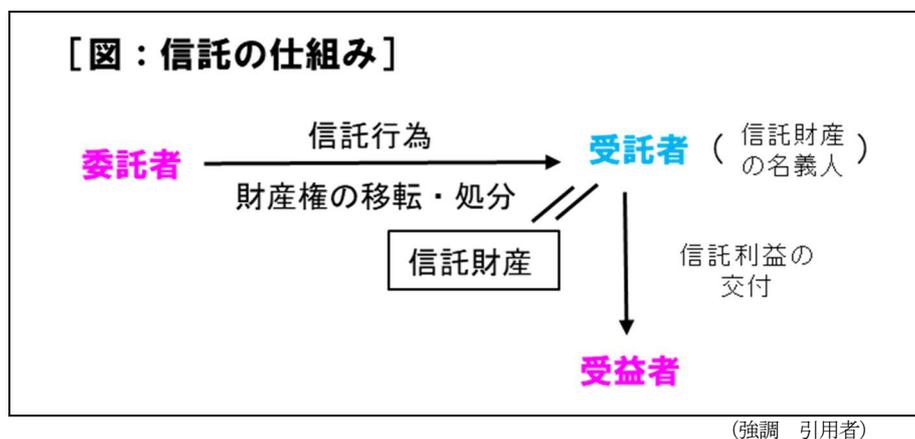
1 （本書85～86頁）

(1) 憲法前文第1項第2文は、「国民」（＝委託者兼受益者）と「国民の代表者」（＝受託者）との間の二者間の「国政」の「信託」に関する「考へ

方（昭和21年7月11日衆議院憲法審査会委員会議事録 金森徳次郎国務大臣 答弁 下記7（本書103～104頁） 甲26参照）を記述する。

ここで、「国民」は【「国政」を信託する委託者兼受益者】であり、「国民の代表者」は、【（信託される）「国政」の受託者】である（下記(2) [図：信託の仕組み] 参照）。

(2) 編集代表 高橋和之 伊藤眞 小早川光郎 能見善久 山口厚「法律学小辞典 [第6版]」（有斐閣 2025）761頁は、下記図を記述する（甲25）。



2 憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の解釈基準である：（本書86～95頁）

(1) （本書86～88頁）

学説では、前文の規範性について、

- ① 「前文は（略）本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなり得ない、と解する見解」（裁判規範否定説（解釈基準説））と、
- ② 前文の裁判規範性を肯定する説（裁判規範肯定説）の2説がある。

両説とも、前文が憲法本文の各条項の解釈基準であるという点では、争いがない¹ (日本国憲法前文に関する基礎的資料8~9頁 平成15年7月 **衆議院憲法調査会事務局**

www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi032.pdf/\$File/shukenshi032.pdf) (甲27)。

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料8~9頁 平成15年7月 **衆議院憲法調査会事務局** (甲27)

「(2) 前文の裁判規範性

わが国では、前文は全くの政治的宣言ではないが、本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなりえない、と解する見解が有力である。

その理由としては、通常、①前文の内容が一般条項的な抽象的なものであること、②法規性を有するからといって、憲法には、統治の組織規範のような必ずしも裁判規範でないものも相当あること、③前文の内容は各条文に具体化されているので、前文は各条文の解釈の基準にはなるが、裁判所において判断の基準となるのは具体性をもった各条文であること、④憲法条文に欠缺がある場合には前文が直接適用されるかという問題があるが、具体的に欠缺があるとは考えられないから、実際にはその問題の起こる余地はないこと、などが挙げられる。

これに対して、裁判規範性を肯定する説も決して少なくない。その根拠は、(a) 前文の抽象性は本文各条の抽象性と相対的な違いにすぎないこと、(b) 前文の憲法原則が本文に具体化されているというだけでは、前文の裁判規範性を否定できないこと、すなわち、本文に欠缺あるときに限らず、平和的生存権のような根本原則に違反する国家行為は、直接前文を根拠に争うことができることなどが、主要なものとして挙げられる。

この両説の対立は、否定説といえども前文が本文条項の

解釈基準 となること

は肯定し、さらに、本文各条項に欠缺あるときは前文の直接適用を理論的には承認するのであるから、必ずしも氷炭相容れないものではない。実際には、**佐藤功**の指摘するとおり、「**本文各条項に適用すべきものがない場合に直ちに前文の規定を適用しうるかどうかの点に帰着する**」ことになろう。

(略)

(芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』有斐閣・1992年 210-211 ページ) 」

(強調 引用者)

(2) (本書 88～93 頁)

下記①～⑦(本書 88～93 頁) のとおり、**判例は、少なくとも、【憲法前文が、憲法本文の各条項の解釈基準であること】を認めている。**

① **最高裁判所大法廷判決（以下、最大判）令和 4 年 5 月 25 日**（在外邦人国民審査権確認等上告事件 令和 2 年（行ツ）第 255 号等 民集 76 卷 4 号 720 頁）（甲 111）

「 憲法は、**前文**及び1条において、**主権が国民に存することを明らかにし**、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であるとした上で、79条2項において、最高裁判所の裁判官の任命について、衆議院議員総選挙の際に国民の審査に付する旨規定し、同条3項において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定している」(強調 引用者)

- ② 最大判平成23年11月16日(覚せい剤取締法違反等事件 平成22年(あ)第1196号 刑集65巻8号1294頁) (甲112)

「 憲法は、その前文において、あらゆる国家の行為は、国民の
厳粛な信託によるものであるとする国民主権の原
理を宣言した。」 (強調 引用者)

- ③ 最大判平成17年9月14日(在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件 平成13年(行ツ)第82号外 民集59巻7号2095~2096頁) (甲113)

「 憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。そして、憲法は、同条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条ただし書において、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。以上によれば、憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の

政治に参加することができる権利を国民に対して固

有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとする

ため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。」(強調 引用者)

④ 最大判平成8年8月28日(職務執行命令裁判請求事件 平成8年(行ツ)第90号 民集50巻7号1968~1969頁) (甲114)

「 所論は、日米安全保障条約及び日米地位協定に基づきアメリカ合衆国の軍隊の我が国における駐留を認めることが憲法に違反するものでないとしても、駐留軍の用に供するために土地等を強制的に使用し、又は収用することは、**憲法前文**、九条、一三条に基づき保障された平和的生存権を侵害し、憲法二九条三項に違反するというのである。

日米安全保障条約六条、日米地位協定二条一項の定めるところによれば、我が国は、日米地位協定二五条に定める合同委員会を通じて締結される日米両国間の協定によって合意された施設及び区域を駐留軍の用に供する条約上の義務を負うものと解される。我が国が、その締結した条約を誠実に遵守すべきことは明らかであるが(憲法九八条二項)、日米安全保障条約に基づく右義務を履行するために必要な土地等をすべて所有者との合意に基づき取得することができるとは限らない。これができない場合に、当該土地等を駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であることを要件として(駐留軍用地特措法三条)、これを強制的に使用し、又は収用することは、条約上の義務を履行するために必要であり、かつ、その合理性も認められるのであって、私有財産を公共のために用いることにほかならないものというべきである。国が条約に基づく国家としての義務を履行するために必要かつ合理的な行為を行うことが**憲法前文**、九条、一三条に違反するというのであれば、それは当該条約自体の違憲をいうに等しいことになるが、日米安全保障条約及び日

米地位協定が違憲無効であることが一見極めて明白でない以上、裁判所としては、これが合憲であることを前提として駐留軍用地特措法の憲法適合性についての審査をすべきであるし（最高裁昭和三四年（あ）第七一〇号同年一二月一六日大法廷判決・刑集一三卷一三号三二二五頁参照）、所論も、日米安全保障条約及び日米地位協定の違憲を主張するものではないことを明示している。そうであれば、駐留軍用地特措法は、**憲法前文**、九条、一三条、二九条三項に違反するものということではできない。』（強調 引用者）

⑤ **最大判昭和44年4月2日**（国家公務員法違反等事件 昭和41年（あ）第1129号 刑集23卷5号693、699頁）（甲115）

「右のように限定的に解釈するかぎり、前示国公法九八条五項はもとより、同法一一〇条一項一七号も、憲法二八条に違反するものということができず、また、**憲法の前文**、一一条、九七条、一八条に違反するものともいえないことは、当裁判所大法廷の判例（とくに昭和三九年（あ）第二九六号、同四一年一〇月二六日大法廷判決、刑集二〇卷八号九〇一頁、昭和四一年（あ）第四〇一号、同四四年四月二日大法廷判決参照）の趣旨に照らし、明らかであるから、これらの規定自体を違憲とする所論は、その理由がなく、したがって、原判決が右国公法一一〇条一項一七号を適用したことを非難する論旨も、採用することができない。』（強調 引用者）

「しかし、新安保条約のごとき、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係をもつ高度の政治性を有するものが違憲であるか否かの法的判断をするについては、司法裁判所は慎重であることを要し、それが憲法の規定に違反することが明らかであると認められないかぎりには、みだりにこれを違憲無効のものと断定すべきではないこと、ならびに新安保条約は、憲法九条、九八条二項および**前文**の趣旨に反して違憲であることが明白であるとは認められないことは、当裁判所大法廷の判例

（昭和三四年（あ）第七一〇号、同年一二月一六日大法廷判決、刑集一三卷一三号三二二五頁）の趣旨に照らし、明らかであるから、これと同趣旨に出た原判断は正当であつて、所論違憲の主張は理由なきに帰する。」（強調 引用者）

⑥ **最大判昭和34年12月16日**（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約3条に基づく行政協定に伴う刑事協定に伴う刑事特別法違反被告事件 昭和34年（あ）第710号 刑集13卷13号3231～3237頁）
（甲116）

「一、先ず憲法九条二項前段の規定の意義につき判断する。そもそも憲法九条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動を反省し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、**前文**および九八条二項の国際協調の精神と相まつて、わが憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。すなわち、九条一項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条二項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。

（略）

果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法九条、九八条二項および**前文**の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。そしてこのことは、憲法九条二項が、自衛のための戦力の保持をも許さない趣旨のものであると否とにかかわらないのである。（なお、行政協

定は特に国会の承認を経ないが、政府は昭和二七年二月二八日その調印を了し、同年三月上旬頃衆議院外務委員会に行政協定およびその締結の際の議事録を提出し、その後、同委員会および衆議院法務委員会等において、種々質疑応答がなされている。そして行政協定自体につき国会の承認を経べきものであるとの議論もあつたが、政府は、行政協定の根拠規定を含む安全保障条約が国会の承認を経ている以上、これと別に特に行政協定につき国会の承認を経る必要はないといい、国会においては、参議院本会議において、昭和二七年三月二五日に行政協定が憲法七三条による条約であるから、同条の規定によつて国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決され、また、衆議院本会議において、同年同月二六日に行政協定は安全保障条約三条により政府に委任された米軍の配備規律の範囲を越え、その内容は憲法七三条による国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決されたのである。しからば、以上の事実を徴し、米軍の配備を規律する条件を規定した行政協定は、既に国会の承認を経た安全保障条約三条の委任の範囲内のものであると認められ、これにつき特に国会の承認を経なかつたからといて、違憲無効であるとは認められない。)

しからば、原判決が、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条二項前段に違反し許すべからざるものと判断したのは、裁判所の司法審査権の範囲を逸脱し同条項および**憲法前文**の解釈を誤つたものであり、従つて、これを前提として本件刑事特別法二条を違憲無効としたことも失当であつて、この点に関する論旨は結局理由あるに帰し、原判決はその他の論旨につき判断するまでもなく、破棄を免かれない。」(強調 引用者)

⑦ **最大判昭和 25 年 10 月 25 日** (強盗被告事件 昭和 24 年新(れ) 第 301 号 刑集 4 卷 10 号 2168 頁) (甲 117)

「所論の憲法三七条及び**憲法前文**は陪審による裁判を保障するものではない。その他民主主義国家であるからといて、必ずしも陪審制度を採用しなければならぬという理由はない。」(強調 引用者)

(3) (本書94～95頁)

日本国政府は、【憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であること】を**自認**する：

日本国政府は、134回国会・平成7.10.11 衆・予算委員会で、下記の通り答弁し、【憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であること】を**自認**する（甲27）。

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料9頁 平成15年7月 衆議院憲法調査会事務局

「【前文の裁判規範性に関する国会での論議】

(134回・H7.10.11 衆・予算委員会)

○西岡武夫委員(新進) 法制局長官にあえてお尋ねをいたしますが、今総理が前文ということで判断をしたんだとおっしゃいましたが、憲法に違反するという違憲訴訟が前文をめぐって行われた例がございますか。

○政府委員(大出峻郎内閣法制局長官) 憲法の前文の規定というのは、それ自体として裁判規範として考えられているものではない、こういうのが一般的な考え方であろうかと思えます。

ただ、この前文といいますのは、先ほど総理もおっしゃられましたように、憲法全体の基本的な考え方というものを示しているものである、そういう意味合いにおきまして、**憲法の個々の条文を解釈する場合の一つの解釈基準**とでも申しましょうか、そういう役割を果たしているということであろうかと思えます。

」
(強調 引用者)

同政府委員（大出峻郎内閣法制局長官）の国会答弁の中の当該**自認**は、
本件裁判における、【憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であるか否かの

論点】で、**決定的**である。

（以下 余白）

3 憲法前文第1項第2文（信託）（本書96～97頁）

(1) 一方で、令和5年大法院判決（衆）（甲8）は、

「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、**47条**）、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）（民集77巻1号19頁）

と判示する。

ところで、**憲法47条**は、

「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」（強調 引用者）

と定める。

(2) 他方で、憲法前文第1項第2文は、

「そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、**その権威は国民**に由来し、**その権力は国民の代表者**がこれを行使し、**その**（但し、国政の 引用者注）**福利は国民がこれを享受する。**」

（強調 引用者）

と定める。

(3) （投票価値の較差の解消を求める、）人口比例選挙請求訴訟の

決定的争点

は、

『 国会が、憲法47条（「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」（強調 引用者））に基づいて選挙区割規定の立法を行うに当たって、**広範な裁量権を有するか否か**』

という、憲法前文第1項第2文の「国民の代表者」の、国民から信託された国政の受託者としての、国民（＝委託者兼受益者）に対する義務の趣旨を踏まえた上での、

憲法47条の **文理解釈** である。

4 **受託者の忠実義務（信託法30条（受託者の忠実義務）及び信託法8条（受託者の利益享受の禁止）参照）**：（本書97～100頁）

(1) 前文第1項第2文

（「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」（強調 引用者））

の定めは、

受託者の忠実義務

（**①信託法30条（忠実義務）**（「受託者は受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない。」（強調 引用者））
及び**②信託法8条（受託者の利益享受禁止）参照**）

の趣旨も含むと解される（①下記6(2)（本書102頁）；②下記II2（本書109～111頁）**参照**）。

換言すれば、**信託事務の処理その他の行為から生ずる利益に関する、（国民から信託された国政の）受託者（国民の代表者）の受益者（国民）に対する忠実義務**が、1票の較差を伴う選挙区割規定の立法について、**国会が広範な立法裁量権を有するか否かの憲法47条**についての**解釈基準**になる、と解される（**但し、下記5、6（本書100～102頁）での衆院選の最高裁判決についての議論は、本件参院選挙についても同様に当てはまる（下記5、6（本書100～102頁）参照）**）。

- (2) 法務省民事局参事官寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』118頁（商事法務2008）（甲102）は、下記のとおり記述する。

「第30条は、**受託者の忠実義務**、すなわち、**受託者は自己の利益のためではなく受益者の利益のために**信託事務の処理その他の行為をすべき義務を負うことに関する**一般規定**である」（強調 引用者）

- (3) 編著者 村松秀樹法務省民事局総務課長 著者 富澤賢一郎、鈴木秀昭、三木原聡『概説 信託法』103頁（金融財政事情研究会2023年）（甲103）は、下記の通り記述する。

「〔20〕 忠実義務

1 総論

受託者は、受益者のために信託財産に属する財産の管理・処分をはじめとする信託事務を処理する者であるから、信託事務処理のその他の行為をするに当たって、**受益者の利益を犠牲にして、自己又はその**

利害関係人の利益を図ることが禁止される。

（略）

2 忠実義務に関する一般規定

受託者は、受益者のため**忠実に**信託事務の処理その他の行為をしなければならない（30条）。

忠実義務は、**受託者が負う各種の義務の中でも極めて重要な義務**であるから、**受託者が忠実義務を負うこと**については、法文上、明確にされていることが望ましいと考えられる²。そこで、信託法においては、**受託者の忠実義務に関する一般規定**³を置いている。」（強調 引用者）

(4) **法務省民事局参事官 佐藤哲治** [編著] 『Q&A 信託法』144頁（ぎょうせい 2007年）（甲104）は、下記の通り記述する。

「第2節 **受託者義務等**（第29条～第39条）

（略）

② **忠実義務**

自己の利益ではなく、受益者の利益のために行動すべき義務（法第30条）」（強調 引用者）

(5) **沖野真己**東京大学大学院法学政治学研究科教授 **法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職（法務専門官））**・**法務省民事局付**（2002-2004年）は、下記のとおり記述する（**道垣内弘人**編『**条解 信託法**』196頁（弘文堂 2017））（甲105）。

「第5に、以上にまたがるものであるが、受託者の主観面において、受託者が、**受益者の利益ではなく自己や第三者の利益を図る目的**

で行う行為は——代理であれば代理人の権利濫用行為となる——、
30条の忠実義務に反する行為となる。」（強調 引用者）

(6) 監修新井誠筑波大学法科大学院教授『コンメンタール信託法』121、125頁（ぎょうせい 平成20年）（木村仁関西学院大学法学部教授執筆）（甲106）は、下記の通り記述する。

「（忠実義務）

第30条 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為を
しなければならない。

（略）

2 忠実義務の一般規定

信託においては、信託財産の所有権が受託者に移転し、受託者がその権限を濫用して、自らの利益を図る危険性が高いため、新法30条において、受託者は、自らの利益のためではなく、受益者の利益のためにのみ信託事務の処理を行うべきことが一般的に定められた。これは単なる訓示規定ではなく、効力規定と解される。」

（強調 引用者）

5 令和5年大法院判決（衆）（甲8）：（本書100～101頁）

(1) 令和5年大法院判決（衆）は、「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量」が認められている。」（強調 引用者）とした上で、

「選挙制度の合憲性は、これら諸事情を総合的に考慮した上でなお、

国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断される」（強調 引用者）

とし（民集77巻1号20頁）、『当該令和3（2021）年衆院選（但し、選挙日での各選挙区間の議員当たりには有権者数最大較差（1対2.079））は、合憲である』旨判示する。

- (2) しかしながら、当該判示は、前文第1項第2文に基づき、国民（委託者）によって国政を信託された国民の代表者（即ち、受託者）が、受託者として、国民（即ち、受益者）に対して負担する忠実義務に反して、憲法47条を解釈・適用するものであり、憲法47条、前文第1項第2文に違反する。

6 平成25年大法院判決（衆）：（本書101～102頁）

- (1) 平成25年大法院判決（衆）（甲4）は、

「その一連の過程を実現していくことは、多くの議員の **身分にも直接関わる事柄** であり、平成6年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといふことができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。」（強調 引用者）

と判示する（民集67巻8号1524頁）。

即ち、平成25年大法院判決（衆）は、国政たる（投票価値の較差の維持・変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」（強調 引用者）（即ち、国政（但し、ここでは選挙区割規定の立法））

から生ずる、当選・落選という国会議員個人の利益に直接関わる事柄）であると解している。

- (2) よって、【国民の代表者が、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定（但し、平成25年大法廷判決（衆）の対象の平成24年衆院選の選挙日での議員1人当たりの最大有権者数較差・1対2.425）を立法すること】は、国民の代表者が、国民の利益より、自ら（国民の代表者）の利益を優先させて自らの利益のために当該選挙区割規定の立法をした点で、国民の代表者は、（憲法前文第1項第2文に定める通り信託された）国政の受託者として、国政の受益者（国民）に対する忠実義務に矛盾し、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文に反して解釈された）憲法47条を適用するものであり、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法47条に違反する。（上記4(2)～(6)、5、6（本書98～102頁）、下記II1～2（本書107～111頁）参照）。

- (3) 上告人らは、『衆議院議員選挙、参議院議員選挙のいずれについても、憲法は、同じ理由で人口比例選挙を要求する』と主張するものである。

本6での衆院選の最高裁判決についての議論は、本件参院選挙についても同様に当てはまる。

7 衆議院憲法審査会委員会 昭和21年7月11日(第10号) : (本書103~104頁)

(1) 衆議院憲法審査会 委員会 昭和21年7月11日(第10号)の議事録は、下記のとおりである(甲26) (橋本基弘中央大学教授「信託行為としての日本国憲法」(法学新報 127(5-6), 433-459, 2021.03.24) 甲28 参照)。

「金森国務大臣 信託ト云フ言葉ハーツノ沿革ノアルモノデアリマシテ、
実ハ前文ヲ御説明申上ゲマスル為ニハ、其ノ基本ノ考ヘカラ申上ゲ
ナケレバ分ラナイト思フノデアリマス、基本ノ考ヘト申シマスルノハ、
例ヲ取ツテ見マスレバ日本ノ法律制度ノ中ニ信託会社ト云フ風ナモノ
ガアリマシテ、ソコニ信託ト云フ法律関係ガ行ハレテ居リマス、大体是
ハ法律関係ヲ指シテ居ル訳デアリマセヌガ、考ヘ方ハ其ノ考ヘデ
アリマシタ、本来政治ト云フモノハ国民ガ行フベキモ
ノデアリマス、是ハ誰ガ考ハテモサウダラウト思ヒマス、併シナガラ
ソレデハ国民ノ全体ガ政治ヲ行フコトガ出来ルガ、国民ガ一固マリニナツ
テ裁判ヲスルコトガ出来ルカ、国民ガ一固マリニナツテ或ル特定人カラ税
金ヲ取立テルコトガ出来ルカト云ヘバ、是ハ出来マセヌ、ソコデ実行
ノ面ニ於キマシテハ、政治ハ必ず或ル特殊ノ人ガ政治ヲシナケレバ
ナラヌ、或ハ国会ニ於テ法律ヲ議スルトカ、或ハ内閣ニ於テ国ノ行政方針
ヲ決スルトカ云フ風ニヤツテ行カナケレバナラヌコトニナリマス、サウス
ルト、本来働クベキモノハ国民デアリマス、ケレドモ現実
ニ行フモノハ議会ノ議員トカ役人トカ云フモノデアリマス、
此ノ間ノ関係ヲドウ云フ言葉デ説明シタラ宜イカ、普通ノ言葉デ申シマス
ルナラバ使用人トカ、雇主ガ雇人ニ物ヲ命ジテヤラセル、斯ウ云フヤウナ
考ヘモ浮ブカモ知レマセヌ、ガ併シ斯ウ云フ国家ノ政治ノ基本ニ
付キマシテハ、左様ナ関係ハナイノデアリマス、本来ハ国民自ラ

ガヤルベキ政治デアルケレドモ、其ノ**政治**ト云フモノハ其ノ
国民ノ為ニ国家ノ色々ナ機関ガ之ヲ担任シテ行クノデアリマス、
ト云フ意味デ**国政ハ大事ナ信託デアル、斯ウ云フ言葉ヲ使**
ツテ此ノ前文ガ出来テ居ルト思ヒマス、ダカラ其ノ点
ニ於キマシテ分リニクイコトハ実ハナイト思ツテ居リ
マス、」(強調 引用者)

上記のとおり、金森徳次郎国務大臣は、同委員会で、前文の「**国政**は国民の厳粛な**信託**によるものであって」における「**信託**」の「**基本ノ考へ**」(強調 引用者)は、「**基ノ考へ**(即ち、信託会社が実行している**信託**の**考え** 引用者注) **デアリマシタ**」(強調 引用者)と答弁している。

- (2) 上記金森徳次郎国務大臣の答弁に照らして、(憲法本文各条項の解釈基準たる)前文第1項第2文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」(強調 引用者)の意義は、

- ① 「**信託法8条(受託者の利益享受の禁止)**」の「**受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもってするかを問わず、信託の利益を享受することができない。**」の趣旨及び
- ② **信託法30条の「受託者の受益者に対する忠実義務」**の趣旨を含む、と解される。

8 川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）：（本書105～106

頁）

- (1) 衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）川人貞史（元東京大学教授）『日本の選挙制度と1票の較差』（東京大学出版会2024）は、「はしがき なぜ日本の区割り基準は人口較差最大2倍なのか？」（同書i～ii頁）で、本件区割り改定案作成の過程で、下記のとおり、【川人貞史会長自らが、**政治生命**にかかわる自民党議員から介入されたこと】を**生々しく**記述する（甲57）。

「そのためには、**不平等を是正する公職選挙法改正案が国会で国会議員の多数の支持を得て成立する必要がある**、さらに政府が閣議決定を経て国会に改正案を提出する前に、政権担当の**自由民主党内の了承を取り付けることが必要である**。自民党の了承には、自民党議員たちが好ましいと思わなくても許容できる（せざるを得ない）と考えるものでなければならない。したがって、**区割り改定案はこれらのアクター（自民党議員 引用者注）から拒否されないと予想されるものにする必要がある（anticipated reaction）、国民・有権者の平等な投票参加の権利は軽視されることになる。**ゲームの理論の用語で言えば、**最終的に成立する公職選挙法改正案は逆戻り推論（backward induction）を用いて各アクターに受け入れられるものが最初から提案される。**

それでも、アダムズ方式の完全適用による15都県での「10増10減」の議員定数配分を含む全25都道府県で140選挙区の区割り改定の影響の大きさに政治家からは強い不満や悲鳴の声が上がり、ある自民党幹部は「**議員のことなのに、学者がいろいろ口を出してふざけんという話だ**」と毒づいたとされる。実際のところ、10増10減は区割り審設置法の規定によって自動的に決まり、区割り改定案の

作成も同法の規定にもとづく「区割り改定案の作成方針」によって進められ、**学者として容喙できる余地はない**。しかし、**政治生命がかかる選挙区**のことだけに、衆議院では2022年11月の区割り改定法（公職選挙法改正）議決に際して選挙制度の抜本的検討を行うとする附帯決議がなされ、2023年2月に、衆議院選挙制度協議会が設置された。同年12月にとりまとめられた報告書では、今後衆議院の正式な機関に移行して本格的な議論を開始するポイントとなり得る視点が提示されたにとどまり、改革の方向性は定まっていない。

こうした区割り改定の政治過程において、日本政治の常識が世界標準の政治学理論や西欧民主政治諸国の比較政治学の知見からかけ離れていることは明らかであり、違和感を覚えざるを得なかった。」（括弧文言挿入 強調 引用者）

- (2) かかる国会議員の選挙区割改定案の過程での区割り審会長への介入は、憲法前文第1項第2文末尾の「**その福利**（但し、**国政**の引用者注）**は国民がこれを享受する。**」に矛盾する（上記4(2)～(6)、5、6（本書98～102頁）、下記II1～2（本書107～111頁）参照）。

（以下 余白）

II 【国民の代表(=受託者)は、国民(=委託者兼受益者)から信託された国政から生まれる福利を享受できない(1 憲法前文第1項第2文末尾の定め参照:2 「信託法8条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法30条(受託者の忠実義務)」のいずれも同旨)】:(本書107~111頁)

1 【判例は、「各選挙区の選挙人数又は人口数(略)と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」とする。】:(本

書107~108頁)

(1) 昭和51(1976)年最大判(衆)(甲1)

① 昭和51(1976)年最大判(衆)は、「各選挙区の選挙人数又は人口数(厳密には選挙人数を基準とすべきものと考えられるけれども、選挙人数と人口数とはおおむね比例するとみてよいから、人口数を基準とすることも許されるというべきである。それ故、以下においては、専ら人口数を基準として論ずることとする。)と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」としても、それ以外にも實際上考慮され、且つ、考慮されて然るべき要素は少なくない。」と判示する(民集30巻3号246頁)。

②昭和58年最大判(衆)、③昭和60年最大判(衆)(甲2)、④昭和63年最二判(衆)、⑤平成5年最大判(衆)、⑥平成7年最一判(衆)、⑦平成11年最大判(衆)、⑧平成13年最三判(衆)、⑨平成19年最大判(衆)、⑩平成23

年最大判（衆）（甲3）、⑪平成25年最大判（衆）（甲4）、⑫平成27年最大判（衆）（甲6）、⑬平成30年最大判（衆）（甲7）、⑭令和5年最大判（衆）（甲8）の各判示も、**全て昭和51（1976）年最大判（衆）の同判示と同旨**である。

(2) 当該 **11** 最高裁大法廷判決及び **3** 最高裁小法廷判決が、**全て『各選挙区**の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（即ち、1票較差・1対1）が、**「最も重要かつ基本的な基準とされる」』**旨判示している。

この【**11** 最高裁大法廷判決及び **3** 最高裁小法廷判決が、**全て『各選挙区**の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（即ち、1票較差・1対1）が、**「最も重要かつ基本的な基準とされる」』**旨判示していること】は、

重要である。

（以下 余白）

2 ① **国政の福利は、「国民(=委託者兼受益者)」がこれを享受する**ので、**国民の代表者(=受託者)が、国政の福利を享受する余地はない**(1 憲法前文第1項第2文末尾の定め：2 信託法8条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法30条(忠実義務)のいずれも同旨)。

② 平成25年大法院判決(衆)は、『(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定の立法は、議員の**「身分にも直接関わる事柄」**である』旨判示している。

③ よって、(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定の立法は、((憲法47条の解釈基準たる)憲法前文第1項第2文末尾の**「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された)憲法47条を適用するものであり、((憲法47条の解釈基準たる)憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき)憲法47条に違反する。**(上記4(2)~(6)、5、6(本書98~102頁)、II1~2(本書107~111頁)、参照) ・ (本書109~111頁)

(1) 憲法前文第1項第2文末尾の**「その福利は国民がこれを享受する。」**の定めを照らし、**国政の福利は、「国民(=委託者兼受益者)」がこれを享受するので、国民の代表者(=受託者)が、国政の福利を享受する余地はない**(1 憲法前文第1項第2文末尾の定め：2 信託法

8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（忠実義務）のいずれも同旨）。

(2) ところで、平成25年大法廷判決（衆）（甲4）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の**「身分にも直接関わる事柄」**である』旨判示している（民集67巻8号1524頁）。

（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法が、議員の「身分にも直接関わる事柄」である以上、『上記1(1)（本書107

~108頁）の「当該**11**最高裁大法廷判決及び**3**最高裁小法廷判決が、**全て**

『各選挙区の**選挙人数**又は**人口数**と**配分議員定数**との**比率の平等（=1票較差・1対1）**が、**「最も重要かつ基本的な基準とされる」**』旨判示していること』に照らすと、（投票価値の較差の変更を伴う）選

挙区割規定の立法については、『議員（=**国民の代表者**）が、当該選挙区割規定の立法（即ち、**国政**）から生じる**福利**（即ち、投票価値の較差から生じる利益）を**享受している**』と解される。

よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文末尾の**「その福利は国民がこれを享受する。」**に反して解釈された）**憲法47条を適用するものであり、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第**

第4部 上告人の主張

第2章

第1 憲法前文第1項第2文（信託）

II 【国民の代表者は、国民から信託された国政から
生まれる福利を享受できない】

2文に基づいて解釈・適用されるべき) **憲法47条に違反する**

(上記4(2)～(6)、5、6 (本書98～102頁)、II1～2 (本書107～111頁) 参照)。

(以下 余白)

第2 (本書112~121頁) — 国難論 —

序 (本書112~113頁)

行政権の長（首相、大統領）を決定する選挙について言えば、**6 主要民主主義国家（米、英、独、仏、韓、日）**の中、日本だけが較差2倍の**非**人口比例選挙であるところ、**他の5か国（米、英、独、仏、韓）は、全て**人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。

較差2~3倍の**非**人口比例選挙の日本の選挙制度は、上記の他の5か国のそれらと比べて「**きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱している**といわざるを得ない。」（強調 引用者）（**衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長**（当時）**川人貞史**〈元東京大学教授〉『日本の選挙制度と1票の較差』215頁（東京大学出版会2024）[甲57](#)参照）

同書は、「はしがき なぜ日本の区割基準は人口較差最大2倍なのか？」で、「こうした区割り改定の政治過程において、日本政治の常識が世界標準の政治学理論や西欧民主政治諸国の比較政治学の知見から**かけ離れている**ことは明らかであり、**違和感**を覚えざるを得なかった。」（強調 引用者）と記述し（同書i~ii頁）、

更に、同215頁で、

「そして、区割りの結果も、選挙区人口は最大較差2倍程度までの範囲で広く分布することになった。こうしたあり方は第2章でみたアメリカ、イギリス、カナダなどと比較すると、**きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱している**といわざるを得ない。そろそろ、日本の選挙区割りの方法も**世界標準へと変える必要**があり、その時期にきているのではないだ

ろうか。」(強調 引用者)

と記述する(甲57)。

下記の**国難**を克服するためには、日本は、**憲法に従って、先ず取るべく第一の方策として、**上記の他の5か国と**同じ土俵**(即ち、人口比例選挙の土俵)**に立つべきである。**

本件訴訟の争点(『**憲法上の一票の投票価値の平等の要件**』)を考察するにあたっては、今後国際的競争の中で生存しなければならない全ての日本国民のために、上記の他の5か国の選挙制度を視野に入れた議論が強く求められる。

1 国難論(要約) (本書113~114頁)

- (1) 全世界のGDPの中で、日本のシェアが、**1995~2023年**の29年間で**17.6%**から**4.0%**に激減した(2024年11月29日石破首相所信表明演説 甲82の1参照)。

これは、(元寇に優とも劣らぬ)**国難**である。

- (2) この**国難**を克服するために、最高裁は、『**憲法は、出来る限りの人口比例選挙を要求する**』旨判決できる。

同最高裁判決により、国会議員主権国家から脱皮する

日本史上初の歴史

(国民主権国家誕生)が始まる。

2 国難論 (詳論) (本書 114~121 頁)

(1) 全世界の GDP 中の日本のシェア

全世界の GDP 中の日本のシェアは、1995 年に、**17.6%**であったところ、**2023 年に、4.0%に激減**した(2024.12.22 日経朝刊 5 面「風見鶏」8 段(地曳航也記者の署名記事〈石破首相所信表明演説の引用〉甲 82 の 1; 外務省 ホームページ「主要経済指標」 2/21 頁 甲 82 の 3; 内閣府ホームページ「選択する未来」 「Q15 世界の中の日本経済の位置付けはどのようになっていますか。」平成 27 年 10 月 1/3 頁 甲 82 の 2; 外務省 ホームページ「主要経済指標」 2/21 頁 甲 82 の 3)。

上記のとおり、1995~2023 までの 29 年間を見ると、全世界の GDP 中の日本のシェアは、既に **17.6% ⇒ 4.0%**に激減しており、その減少(即ち、下向きのベクトル)は、将来に向かって更に進行中である。

これは、**国難**である。

(2) 他の 5 か国(米、英、独、仏、韓)が国際標準たる人口比例選挙／概ね人口比例選挙であるのに対し、日本は**非人口比例選挙**であり、**異質**である(本書 114~117 頁)

(ア) 米、英、独、仏、韓、日の6か国の中で、米、英、独、仏、韓の5か国は、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙で、

- ① 人口比例選挙で過半数（但し、大統領制の**仏、韓**の場合）又は概ね人口比例選挙で過半数（但し、大統領制の**米**の場合〈2024年米大統領選：トランプ氏の相対的得票率**50.3%**〉）の得票で、**行政権の執行者（大統領）**を決定し、又は
- ② 人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党（連立を含む）（但し、議院内閣制の**独**の場合）又は概ね人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党（但し、議院内閣制の**英**の場合）が、国会で、国会議員の過半数の投票で、**行政権の執行者（首相）**を決定している。

【英国議会議員選挙（議員内閣制）】

英国議会の全議席は650であり、650小選挙区からそれぞれ1議員が選出される。

各選挙区の登録済有権者数は、全国の選挙区平均有権者数（**73,393人**）の**±5%以下**という厳格な基準が設けられ、2023年11月に発効した再区割りでは、**全650小選挙区から島嶼部の5小選挙区を除いた645小選挙区**（但し、島嶼部の5小選挙区（例外が適用された選挙区）の登録済有権者数は、全有権者の**0.46%**）で、登録済有権者数が**69,724人～77,062人の範囲内**（最大有権者数差：7338人）との要件が満たされた（甲56）。

最大較差は、 $105 \div 95 = \text{約} 1.11$ 倍以下となる。2024年総選挙は、同区割りで行われた。

Country	Electorate	Allocated
England	39,860,421	543 (10増)
Scotland	4,079,612	57 (2減)
Wales	2,322,677	32 (8減)
Northern Ireland	1,295,688	18 (増減なし)
Total :	47,558,398	650

(2020年3月2日現在登録済有権者数に基づく)

(2023年選挙区割り見直し案(勧告) / 英スコットランド選挙区画委員会 / 2023年6月 /

https://www.bcomm-scotland.independent.gov.uk/sites/default/files/2023_review_final/bcs_2023_review_report_web_version.pdf 参照)

【ドイツ連邦議会議員選挙（議員内閣制）】

ドイツ連邦議会は、各政党所属の 630 人の議員から構成される。選挙人が各政党宛に投票する**第2票**の得票によって、**完全人口比例**により全 630 議席の各政党への配分が決定される（**升永英俊**「【ドイツ連邦議会議員選挙/完全人口比例選挙】」 「特別寄稿「人口比例選挙請求訴訟の目的・現状・展望」ほか」1～7頁 2024.7.12/法学館憲法研究所ウェブサイト参照 **甲100**）。

2023年改正法が成立した改正法は、超過議席・調整議席の廃止、定数を 630 議席に固定する内容を含む（**甲64**）。

2023年改正法は、また、**第1票（全299小選挙区**の各小選挙区で**1人のみが当選する小選挙区選挙**）の1票較差の基準も変更し、『各小選挙区の議員1人当たりの人口は、平均人口の±10%以内を基本とし、最大で、±15%とする』旨変更された（従来は、それぞれ15%および25%）（この点に限り、2026年1月1日施行）（**甲64**）。

従って、第1票の最大較差は、 $115 \div 85 = \text{約} 1.35$ 倍以下となる。

ただし、この**第1票の、小選挙区選挙間の1票較差の基準の変更は、定数(630)の、全連邦集計での第2票の各政党の得票数に応じての（即ち、完全人口比例での）各政党への配分**にいささかも影響するものではない（**甲100**の3頁参照）。

- ③ **他方**、議院内閣制の**日本**では、**非**人口比例選挙（但し、衆院選で、約2倍の投票価値の最大較差；参院選で、約3倍の投票価値の最大較差）で、1992～2020年迄の29年間中の、4年間（但し、民主党らと与党政権を担当した）を除く、25年間、過半数未満の得票をしたに過ぎない自民又は自民・公明（連立）の議員が、得票数に比例しない議席数を獲得し、国会で議員の過半数決で、首相を指名した。

- (1) 1992～2020年の中、25年間、自民又は自民・公明（連立）が与党であった

ので、自民又は自民・公明（連立）が、1992～2020年の中の29年間の国民一人当たり平均賃金の停滞（水平状態）の責任を負っている（下記(4)（本書118～119頁参照））。

(ウ) 1992～2020年の間、米、英、独、仏、韓の5か国は、いずれも、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙であるため、投票人の過半数又は概ね過半数の投票により政権交代し、右肩上がりで（但し、5か国の中、最も右肩上がりの程度の劣る独ですら、26%増加）国民一人当たりの平均賃金が増加している。

(エ) 下記(4)、表3（本書118頁）に示すとおり、日本の国民一人当たり平均賃金の絶対額は、2020年の時点で、米、英、独、仏、韓の5か国のいずれにも、劣後している。

(3) 競争国（米、英、独、仏、韓）と同じ土俵に立つべきである：（本書117～118頁）

(ア) 全世界のGDPの中の日本のGDPのシェアが、1995～2023年の29年間で**17.6% ⇒ 4.0%**に激減し、2024年現在、尚減少中であり、この下向きのベクトルは下向きのままである。

この**国難**に抗して、これを克服するべく、この右肩下がりベクトルを右肩上がりにするための**方策の一つ**が、【最高裁が、『憲法は、できる限りの人口比例選挙を要求する』旨判決し、日本国が、上記(2)(ア)（本書115～116頁）の他の5か国と**同じ土俵**（即ち、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙）**に立つこと**】である。

(イ) 1964年、米連邦最高裁は、当時投票価値較差**1対41**のアラバマ STATE の議会選挙について、『米国連邦憲法は人口比例選挙を要求する』旨判決し（**レイノルズ判決 甲63**）、**レイノルズ判決1本**で、全 STATES で人口比例選挙が実現した（下記**第4、3**（本書136~139頁）参照）。

(ウ) 日本でも、最高裁が、『憲法は、出来る限りの人口比例選挙を要求する』旨の判決を言渡すことによって、国会が、同最高裁判決に従って、人口比例選挙の選挙制度を立法することになる。

(4) 日本の国民一人当たり「平均賃金」(甲145) (本書118~119頁)

1992~2020年の29年間の国民一人当たり「平均賃金」(Average Wage) (但し、購買力平価)の値の推移は、下記**表3**のとおりである (OECDの公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない)。

表3 (6カ国/国民一人当たり平均賃金)

	1992年平均賃金 (A)	2020年平均賃金 (B)	1992年から2020年の 推移 (B÷A) x 100%
日	37,483 米ドル	38,515 米ドル	102.7%
韓	23,796 米ドル	41,960 米ドル	176.3%
独	42,562 米ドル	53,745 米ドル	126.2%
仏	35,577 米ドル	45,581 米ドル	128.1%
英	33,306 米ドル	47,147 米ドル	141.5%
米	48,389 米ドル	69,392 米ドル	143.4%

国民一人当たり平均賃金 (average wage) を見ると、**1992~2020年の29年間**で、日、韓、米、英、仏、独の6か国 (ただし、いずれも、OECD加盟国) のなかで、**日本だけが、僅か2%増加のフラット状態**

で、他の5か国は、すべて**右肩上がり**で、他の5か国中最低の独国すら、26%増加である。

日本の国民一人当たり平均賃金 (average wage) は、絶対額でも、6か国のうちの最低で、38,515米ドル (ただし、韓国は41,960米ドル) である。

(5) **投票率** (本書119~121頁)

(ア) (本書119~121頁)

下記**表4**の**A~F**の6か国間で比較する、**人口比例選挙**／**非人口比例選挙**と**投票率**の関係：(本書119~121頁)

表4

<p>A 2025年ドイツ連邦議会議員選挙 (議員内閣制) (完全人口比例選挙 〈甲64〉 〈甲100〉) 投票率：83% (甲80)</p>
<p>B 2022年仏国大統領選挙 (完全人口比例選挙) (上位2者の決選投票) 1位得票率58% (18,779,641票) (当選) 2位得票率42% (13,297,760票) 投票率：74% (甲70)</p>
<p>C 2024年英国議会 (下院) 議員選挙 (議員内閣制) (概ね人口比例選挙 〈但し、最大有権者数較差±5%)) 投票率：60% (甲71) (英国は、下院議院議員選挙について、選挙権登録を要件とする有権者登録制度を採用する。そのため、上記各投票率は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると、低い。)</p>
<p>D 2024年米連邦大統領選挙 (概ね人口比例選挙 〈但し、2024年米連邦大統領選で、相対的得票率50.3%のトランプ候補が大統領就任)) 投票率：65% (甲72)</p>

(米連邦は、大統領選挙について、選挙権登録を要件とする**有権者登録制度**を採用する。貧困層、黒人層、アメリカ原住民、中南米系米国人の各一部は、有権者登録をしないので、投票できない。上記投票率(65%)は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると、低い。)

2024年米連邦大統領選挙で、米連邦大統領が相対的得票率

50.3%の**僅差**(但し、トランプ氏 77,302,602 票 ハリス氏 75,017,822 票)で当選した事実は、**【人口比例選挙が**

決定的に重要

であること】を雄弁に物語っている。

E 2022年韓国大統領選挙(**完全人口比例選挙**) (但し、上位2者間の比率)

1位 **相対的得票率** 50.4% (16,394,815 票) (当選)

2位 相対的得票率 49.6% (16,147,738 票)

投票率: 77% (甲 73)

2021年韓国大統領選挙で、韓国大統領が相対的得票率

50.4%の**僅差**(但し、1位 16,394,815 票 2位

16,147,738 票)で当選した事実は、**【人口比例選挙が**

決定的に重要

であること】を雄弁に物語っている。

F 2024年日本・衆院選（較差 2.06 倍の**非**人口比例選挙）

1位 自公（与党）得票率 40%

獲得議席：46%（=215人÷465人）（=41%（195人／465人）+5%（24人／465人）

投票率：54%（甲 75）

G 2025年日本・参院選（較差 3.13 倍の**非**人口比例選挙）

1位 自公（与党）得票率 30%（但し、比例区）

獲得議席 38%（=47人÷125人）

投票率：58.51%（甲 146）

（イ） 2025年参院選（最大有権者数較差 3.13 倍の**非**人口比例選挙）では、投票率が、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙の上記(ア)(本書 119~121 頁)の他の 5 か国と比べて、**58.51%**と低い。

日本は国政選挙の投票率が、上記(ア)の他の 5 か国と比べて、**低い**のは、日本人の民度が低いことがその理由ではなく、【日本の国政選挙が、総投票人からの**過半数得票**によっても、政権交代が生じないこと）が、その理由と考えられる。

（以下 余白）

第3 【1】憲法56条2項；【2】1条並びに前文第1段第1文後段；【3】前文第1段第1文前段；4 43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】

1 統治論

第3

(本書 122~131 頁)

【【1】憲法56条2項；【2】1条並びに前文第1項第1文後段；【3】前文第1項第1文前段；【4】43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】

1 統治論：(本書 122~128 頁)

【憲法が、人口比例選挙を要求していること】は、下記(1)の「統治論(1)(主権者の過半数決論)」(本書 122~126 頁) 又は下記(2)の「統治論(2)(議員/国民・一票等価値論)」(本書 126~128 頁) のいずれによっても説明できる。

(1) 統治論(1) (『主権者の過半数決論』論) (本書 122~126 頁)

序

- ① 明治憲法は天皇主権であった。
- ② 日本国のポツダム宣言受諾という革命により、現憲法が成立した(宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」『世界文化』第1巻第4号68頁 1946年5月 甲140)。
- ③ ポツダム宣言受諾・現憲法制定により、主権は、天皇から国民に移動した。
- ④ ところが、国会は非人口比例選挙を採用したため、主権を行使する権利は、天皇から、国民に移動しないで、実質、国会議員に移動し、今日に至るも、非人口比例選挙が維持されている。

そのため、日本は、憲法制定時から今日まで、**国民主権国家**であったことがなく、実質、**国会議員主権国家**のままである。

- ⑤ 人口比例選挙請求訴訟の**目的**は、【(憲法の定めにより**主権**を有する)**国民**が、**憲法に従って**、(現在、憲法に矛盾して、国会議員が行使

している)「**主権を行使する権利**」を、**国会議員から回復すること**】である。

(ア) **主権**とは、「**国家の政治のあり方を最終的に決定する力**」である。¹⁾

主権(即ち、「国家の政治のあり方を最終的に決定する力」)は、内閣総理大臣を指名することを含む以上、【内閣総理大臣を指名すること】は、主権の行使に該当する(下記(イ)①平17年最大判(在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟)参照)。

(イ)① 平成17年9月14日最高裁大法廷判決(在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟)は、

「憲法は、**前文**及び**1条**において、**主権**が国民に存することを宣言し、国民は**正当に選挙された国会**における代表者を通じて行動すると定めるとともに、**43条1項**において、国会の両議院は**全国民を代表する選挙された議員**でこれを組織すると定め、**15条1項**において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、**国民固有の権利**であると定めて、**国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**を保障している。」(強調 引用者)

と説示する(民集59巻7号2087頁)。

即ち、同説示は、『**憲法前文、1条、43条1項、15条1項**が、「**国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**を保障している。」(強調 引用者)』旨説示している。

¹⁾ 編集代表金子宏ら『法律学小辞典〔第3版〕』537頁(有斐閣1999年)

② 上記①記載のとおり、同説示は、国民の国政選挙の**選挙権**(即ち、「国民(が)、**主権者**として、両議院の議員の**選挙**において**投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**」(強調 引用者)(平成17年最大判。民集59巻7号2087頁))の行使は、国民の「**主権の行使**」と捉えている。

(ウ) 一方で、人口比例選挙では、【**出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)**】が、衆参両院のそれぞれの

【**出席議員の過半数**の、全出席議員数に対する百分率(50%超)】と**一致する**。

他方で、**非**人口比例選挙では、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)が、衆参両院のそれぞれの【**出席議員の過半数の、全出席議員数に対する百分率(50%超)**】と**一致しない**。

(エ) 現在、日本は、両院選挙とも、**非**人口比例選挙であるので、各院で、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)とは**無関係に、常に、非**人口比例選挙で選出された出席議員が、各院で、

その**過半数決**で、内閣総理大臣(行政権の執行者)を指名している。

すなわち、**非**人口比例選挙の現在の日本においては、出席議員の過半数の、主権を有する全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)とは**無関係に、常に、(国会議員の資格で**主権を有しない**)**

国会議員が、各院で、**出席議員の過半数決**で**主権を行使**

している、と解される 【1】 憲法1条および前文第1項第1文後段;【2】 前文第1

項第1文前段; [3] 56条2項; [4] 前文第1項第2文後段の各違反)。

以上の理由により、**非**人口比例選挙の現在の日本は、憲法の定める**国民主权国家**ではなく、**国会議員主权国家**である。

(才) 2025 (令和7) 年参院選の結果は、下記のとおりである。(甲146)

政党	獲得議席	選挙区			比例区		
		議席数	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率
与党	47	31	17,645,807.833	29.83%	16	18,018,876.175	30.44%
自民	39	27	14,470,016.925	24.46%	12	12,808,306.775	21.64%
公明	8	4	3,175,790.908	5.37%	4	5,210,569.400	8.80%
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総計	125	75	59,153,645 (有効投票数)	100%	50	59,185,396. (有効投票数)	100%

(第27回参議院議員通常選挙 -

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%AC%AC27%E5%9B%9E%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%AD%B0%E5%93%A1%E9%80%9A%E5%B8%B8%E9%81%B8%E6%8C%99>)

参院選 (選挙区) が、**非**人口比例選挙 (選挙区で、選挙日で、較差: 1:3.13) であるため、参院選 (選挙区) で、自民公明 (与党) の得票率は、選挙区で、合計 29.83% (=自民 <24.46%> + 公明 <5.37%>) であり、比例代表で、合計 30.44% (=21.64% <自民> + 8.80% <公明>) でしかないのに、自民公明 (与党) の獲得議席は、選挙区と比例代表の合計で、**37.6%** (=47人 ÷ 125人) (=自民 <31.2% = 39人/125人> + 公明 <6.4% = 8人/125人>) である (甲146 19/40~20/40 頁)。

但し、公明は、同選挙後、自民との連立を解消した。

- (力) **非**人口比例選挙は、**憲法1条および前文第1項第1文後段に違反する。**
- (キ) 他方で、人口比例選挙では、出席議員の**過半数**に投票した（主権を有する）有効投票者が、人口比例選挙で選出された国会議員を通じて、出席議員の**過半数決**で、（すなわち、**間接的に、**）内閣総理大臣を指名する（憲法1条および前文第1項第1文後段；憲法56条2項；前文第1項第1文前段；43条1項）。
- (ク) なお、【憲法は、合理性の基準に照らして、実務上できる限りの人口比例選挙を要求している】と解される（下記**2**（本書129～131頁））。

(2) 統治論 (2) (『議員の1票等価値／国民の1票等価値』論) (本書126～128頁)

- (ア) **憲法56条2項**の「両議院の議事」については、各院の各議員が、全員、

1票（等価値）を投票する権利を有し、「出席議員の**過半数**でこれを決」(強調 引用者)する（憲法56条2項）。

- (イ) 憲法56条2項の出席議員の**過半数決**の議決において、各議員は、全員、「**主権**」（憲法1条及び前文第1項第1文後段）を有する「**全国民を代表する**」（憲法43条1項）「**国会における代表者**」（憲法前文第1項第1文前段）である（憲法1条及び前文第1項第1文後段；前文第1項第1文前段；43条1項 参照）。

- (ウ)① 「両議院の議事」の出席議員の**過半数決**の議決において、**各議員が投票する1票が、全て等価値**であるので、「（**全国民を代表する**）**国会における代表者**」でしかない）各議員（**但し、国会議員の資格で主権を有しない。**）

第3 【1】 憲法56条2項; 2】1条並びに前文第1段第1文後段; 3】 前文第1段第1文前段; 4 43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】

1 統治論

は、全員、各国政選挙の選挙区割り制（例えば、比例制、小選挙区制、選挙区制、ブロック制等）毎に、【**同じ人数**（但し、全有権者数÷定数）（具体的な例として、2021年衆院選（小選挙区）では、364,430人 \leftarrow 全有権者数（105,320,523人）÷定数（289人） \gg ）】の**主権を有する有権者**から選出されることが求められる²⁾。

けだし、【「両議院の議事」の**過半数決**の議決において、**各議員の投票する1票が、全て等価値**であること、すなわち、各議員が、全員、全て一人一票等価値であること】は、各議員が、そもそも、議員の資格で主権を有していないので、議員の資格自体を理由として、出席議員の過半数によって両議院の議事が決定されることを正統化し得ない以上、【各議員が、全員、各国政選挙の選挙区割り制毎に、**同じ人数**（ただし、全有権者数÷定数）の**主権を有する有権者**から選出されること】によって、初めて、出席議員の**過半数決**によって両議院の議事が決定されることを**正統化**し得るからである（憲法1条および前文第1項第1文後段；56条2項）。

重ねて言えば、【憲法56条2項の「両議院の議事」の出席議員の**過半数決**の議決において、（国会議員の資格で**主権を有しない**）各出席議員の投票する**1票が、全て等価値**であること】は、【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人数**（ただし、全有権者数÷定数）の**主権を有する有権者**から選出されること】以外に**正統化**し得ないからである。

② 【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人数**（ただし、全有権者数÷定

²⁾ 参考例として、例えば、米国連邦フロリダ State の2022年の米国連邦議会下院議員選挙区割をみると、**全28個**の小選挙区（すなわち、各小選挙区から議員1人を選出する）のうちの、**25個**の小選挙区の人口は、全て**769,221人**であり、**2個**の小選挙区の人口は、**769,220人**、そして**残余の1小選挙区**の人口は、**769,222人**である。すなわち、その全28個の小選挙区間の**最大人口較差は、僅か2人**（2人=769,222人-769,220人）である（参考資料：フロリダ州ウェブサイト <https://www.floridaredistricting.gov/pages/submitted-plans>）。

第3 【1】 憲法56条2項; 2】1条並びに前文第1段第1文後段; 3】 前文第1段第1文前段; 4 43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】

1 統治論

数)の主権を有する有権者から選出されること】は、人口比例選挙(すなわち、1人1票等価値の選挙)によってのみ実現可能である。

③ 上記①～②の解釈は、【主権を有する国民が、主権を行使して、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すること】(憲法1条および前文第1項第1文後段; 前文第1項第1文前段; 56条2項; 43条1項)に適合する。

④ よって、憲法1条および前文第1項第1文後段; 56条2項; 前文第1項第1文前段; 43条1項は、人口比例選挙を要求している、と解される。

(工) ただし、上記(ウ)①(本書126～127頁)記載の「同じ人数」は、実際の選挙では、合理性の基準に照らし、実務上できる限りの「同じ人数」で足りる、と解される。

(以下 余白)

第3 [1] 憲法56条2項; [2] 1条並びに前文第1段第1文後段; [3] 前文第1段第1文前段; 4 43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する

2 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する

2 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する：(本書

129~131頁)

- (1) [1] 憲法56条2項; [2] 憲法1条及び前文第1項第1文後段; [3] 憲法前文第1項第1文前段; [4] 43条1項は、【選挙が人口比例選挙(即ち、1人1票選挙)であること】を要求する(統治論(1)、(2))。

とはいえ、[1] 憲法56条2項; [2] 憲法1条及び前文第1項第1文後段; [3] 憲法前文第1項第1文冒頭; [4] 43条1項の要求する人口比例選挙は、実務上、合理的に実施可能な限りでの人口比例選挙であれば足りる、と解される。

(2) 人口比例選挙の実例：(本書129~131頁)

- (ア) ① フロリダ State は、全27個の小選挙区(即ち、各小選挙区から議員1人を選出する)からなり、22個の小選挙区の人口は、全て**696,345人**であり(即ち、人口較差は、0人)、残余の5個の小選挙区の人口は、全て、各**696,344人**である。即ち、その全27個の小選挙区の間**最大人口較差は、僅か1人**(1人=696,345人-696,344人)である³⁾(甲68) (前掲脚注²⁾(本書127頁)も併せて参照)。

- ② ペンシルバニア State は、全19小選挙区からなり、そのうち、議員1人当り人口の最小の小選挙区の人口は、**646,371人**であり、同最大の小選挙区の人口は、**646,372人**であり、その**最大人口較差は、僅か1人**(1人=

³⁾ フロリダ State 米国連邦下院議員選挙区割プラン (2014.8.7) (甲68)

https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057_pop_sum.pdf

第4部 上告人の主張
第2章

第3 [1] 憲法56条2項; [2] 1条並びに前文第1段第1文後段; [3] 前文第1段第1文前段; 4 43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する]

2 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する

646,372人-646,371人)である⁴⁾ (2002年判決 甲66の1、2)。

③ ニューメキシコ State は、全3小選挙区からなり、全3小選挙区の夫々の人口は、全て **686,393人**であり、**最大人口較差は0人**である⁵⁾ (2012年判決 甲67の1、2)。

(イ) 英国は、**全650小選挙区**で(但し、島嶼部の5小選挙区を除く)、各小選挙区の有権者数は、全国の選挙区平均有権者数 (**73,393人**) の**±5%以下**という厳格な基準が設けられ、2023年11月に

発効した再区割りでは、**最大有権者数較差は7,338人**である(甲56)

(上記第2、2(2)(ア)②(本書115~116頁)参照)

(ウ) ドイツは、小選挙区比例代表併用制であるが、全630議席は、選挙人が各政党宛に投票する**第2票**の得票によって、**完全人口比例**によりの各政党への配分が決定される(**甲100**) (上記第2、2(2)(ア)②(本書116頁)参照)。

従って、**最大人口較差はゼロ人**である。

4) 米国ペンシルベニア State 中部地区連邦地裁 (Vieth v. ペンシルベニア State 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002)) は、2002年4月8日、「Act 1 (法律1号) は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ、更に、ペンシルベニア State 議会に対し、Act 1 (法律1号) の憲法違反を解消するための改正法案 (a plan) を提出するために、3週間を付与した。新しく立法された Act 34 (法律34号) では、選挙区間の最大人口較差は、1人である (甲66の1、2)。

5) Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 ニューメキシコ State 地方裁判所は、2012年1月9日、2010年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の区割りにつき、ニューメキシコ State の全3小選挙区の選挙区割りにおいて、小選挙区間の人口差がゼロである案を支持した (甲67の1、2)。

第4部 上告人の主張
第2章

第3 [1] 憲法56条2項; [2] 1条並びに前文第1段第1文後段; [3] 前文第1段第1文前段; 4 43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する]

2 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する

(エ) 日本では、「本件選挙」では、議員1人当たり有権者をみると、最大選挙区(965,883人/議員(神奈川県選挙区))と最小選挙区(311,339人/議員(福井県選挙区))の

有権者数の差は**65万4,544人**である(654,544人/議員

=965,883人/議員(神奈川県選挙区) - 311,339人/議員(福井県選挙区))である(訴状添付資料1)。

(オ) 本件参院選(選挙区)の議員1人当たりの最大人口較差: 65万4,544人

は、

上記(ア) ①のフロリダ State の場合 (選挙区間の最大人口差: **1人**)、

② のペンシルバニア State の場合 (選挙区間の最大人口差: **1人**)、

③ のニューメキシコ State の場合 (選挙区間の最大人口差: **0人**)

(イ) 英国の **7338人**

(ウ) ドイツの **ゼロ人**

と比べると、**3~5桁違い**である。

(3) 上記第2、2(2)(ア) (本書115~116頁)のその他5か国(米、英、独、仏、韓)の選挙制度が人口比例選挙/概ね人口比例選挙であることに照らして見ても、日本

は、**異質**であり、憲法上 ([1] 憲法56条2項; [2] 1条及び前文第1項

第1文後段; [3] 前文第1項第2文後段; [4] 前文第1項第1文前段)、**【当該5か国の選挙制度と同じ程度の人口比例選挙/概ね人口比例選挙】**が求められて

いると解される。

第4 判例・学説等 (本書132～158頁)

1 芦部説【芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4～5を**前提**とするものである】 (本書132～133頁)

(1) 芦部信喜・京極純一東大教授「対談」 (本書132～133頁)

(ア) 【故芦部信喜東大教授は、1票較差が概ね1対2に圧縮された現時点では、1票較差・1対2説ではなく、1対1説に立たれる、と解される】

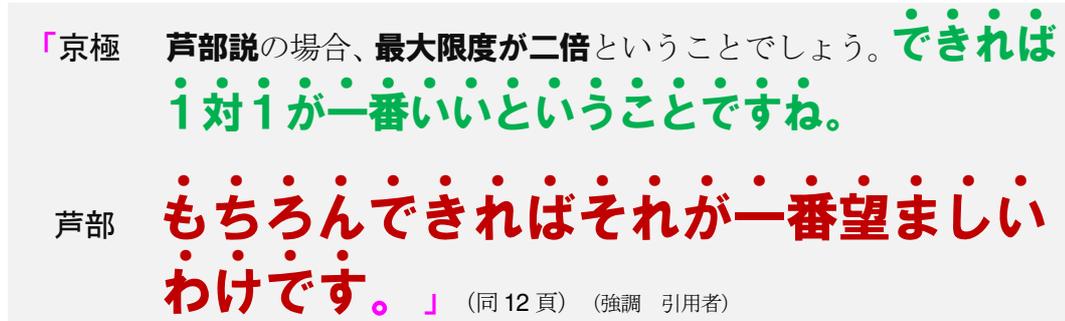
1980.6.1の法律時報52巻6号12～14頁(甲61)の、芦部信喜・京極純一東大教授間の「対談」の中で、芦部先生は、

「**裁判所が介入**することを認める以上、違憲判断の基準として計数的な基準があったほうがいいのではないかと。そうすると、1対1.4というようなあまり厳格な人たちで考えると、**裁判所が動かなくなる**恐れがあるので、**現在の1対4とか1対5とか、現状があまりにも不均衡状態にあうてひどいもの**ですから、**現状を前提**にして考えると、少なくとも**1対2**の範囲内で直せというようにやったほうが、さきほど問題にした定数増をあまり伴わない人たちでの再配分を、**裁判所が介入して**実現していくうえで**一番プラクティカルな運用**ができるのではないかと、と考えるのです。」 (同13～14頁) (強調 引用者)

と発言している。

ここで、【芦部教授の1対2説は、あくまでも、1票較差・4倍、5倍の1980年の当時の「**現状を前提**」 (強調 引用者)とした説であること】が、**重要である。**

(イ) 更に、芦部教授は、同対談で、



と発言している（甲61）。

2 30個の刊行物（但し、電子版を含む）は、1対1説又は基本1対1説である（本書133～135頁）

(1) 原告ら代理人・升永英俊弁護士(以下、同代理人とも言う)が調査した限りでは、1989～2024年の間に発表された憲法研究者の刊行物(但し、電子版を含む)に限って言えば、「人口比例選挙」説又は「基本人口比例選挙」説の刊行物は、少なくとも、下記のとおり、**30**個である。

- ① **君塚正臣** 横浜国立大学教授「判例評論」判例時報 2296号 150頁（甲30）、
- ② **佐藤幸治** 京都大学教授（当時）『憲法〔第3版〕』（青林書院、2003年）479頁（甲31）、
- ③ **長谷部恭男** 東京大学教授（当時）『憲法〔第7版〕』（新世社、2018年）178頁（甲32）、
- ④ **辻村みよ子** 東北大学名誉教授『憲法〔第5版〕』（日本評論社、2016年）326頁（甲33）、
- ⑤ **安念潤司** 中央大学教授「いわゆる定数訴訟について（二）」成蹊法学 25号 88

第4部 上告人の主張
第2章

第4部 判例・学説等

第2 30個の刊行物（但し、電子版を含む）は、
1対1説又は基本1対1説である

- 頁（1987年）（甲34）、
- ⑥**阪本昌成**広島大学教授（当時）『憲法理論Ⅱ』（成文堂、1993年）292頁（甲35）、
- ⑦**長尾一統**中央大学名誉教授『日本国憲法〔第3版〕』（世界思想社、1998年）170頁（甲36）、
- ⑧**渋谷秀樹**立教大学教授『憲法〔第2版〕』（有斐閣、2013年）217頁（甲37）、
- ⑨**和田進**神戸大学教授（当時）「議員定数の不均衡」ジュリスト増刊（有斐閣、2008年）185頁（甲38）、
- ⑩**戸松秀典**学習院大学教授（当時）『平等原則と司法審査』（有斐閣、1990年）325・326頁（甲39）、
- ⑪**橋本基弘**中央大学教授「参議院定数不均衡問題をめぐり最高裁大法廷令和2年11月18日判決について－裁判所と国会、国民との対話－（一）、（二）」（法学新報第128巻3・4号〈令和3年10月15日〉107, 131頁、同5・6号〈令和3年12月10日〉13～14頁）（甲40）、
- ⑫**棟居快行**専修大学専門職大学院法務研究科教授「「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもある」法学館憲法研究所ウェブサイト（甲41）、
- ⑬**高橋和之**東京大学名誉教授『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、2020年）324頁（甲43）、
- ⑭**木下智史**関西大学教授 ジュリスト（No.1332）2007.4.10「参議院議員定数配分規定の合憲性 平成18年10月4日 大法廷判決」7頁（甲44）、
- ⑮**宍戸常寿**東京大学教授「世界の潮 最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新局面」世界2011年6月号（岩波書店）24頁（甲45）、
- ⑯**齊藤愛**千葉大学教授「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室2018/3号 No.450 50頁（甲46）、
- ⑰**川岸令和**早稲田大学教授（当時）執筆、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2017年）204頁（甲47）、
- ⑱**蟻川恒正** 東京大学教授（当時）「[座談会] 憲法60年－現状と展望」ジュリ

- スト No.1334 (2007.5.1) (有斐閣) 24～26 頁 (甲 42)、
- ⑲**斉藤一久** 名古屋大学准教授 (当時) 「2019 (令和元) 年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室 2021/5 号 No.488 57 頁 (甲 48)、
- ⑳**南野森** 九州大学教授 法学教室 2016 Spring 13 頁 (日本評論社) (甲 49)、
- ㉑**尾形健** 同志社大学教授 (当時) 「平成 29 年衆議院議員選挙投票価値較差訴訟大法廷判決」判例時報 2433 号 (判例評論 734 号) 168 頁 (甲 50)、
- ㉒**上田健介** 近畿大学教授 (当時) 「経済教室」日本経済新聞 2017.6.5 東京版 14 頁 (甲 51)、
- ㉓**牧野力也** 東京家政大学院大学講師 「「一票の較差」の違憲審査基準に関する考察」筑波法政第 54 号 (2013) 70 頁 (甲 52)、
- ㉔**中村良隆** 名古屋大学日本法教育センター特任講師 (当時) 「書評 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』日本評論社、2020 年」Web 日本評論 <https://www.web-nippon.jp/18405/> (甲 53)、
- ㉕**上脇博之** 神戸学院大学教授 「参議院選挙区選挙の最大較差 5.13 倍を違憲とはしなかった 2006 年最高裁大法廷判決」速報判例解説 憲法 No.1 日本評論社 12 頁 (甲 54)。
- ㉖**田中祥貴** 桃山学院大学教授 「令和 4 年参議院議員選挙と「一票の較差」ジュリスト No.1597 (2024 年 5 月 20 日) 13 頁 (甲 55)
- ㉗**中川淳司** 元東京大学教授 2024 年 2 月 13 日 10:00 公開 有斐閣 Online 『諸外国における選挙区割りの見直し』の「Ⅲ考案」 (第 6 葉) (甲 56)
- ㉘**中曾久雄** 愛媛大学教育学部准教授 「参議院選挙と投票価値の較差—仙台高裁令和 4 年 11 月 1 日判決の検討」法学館憲法研究所ウェブサイト (甲 99)
- ㉙**川人貞史** 衆議院議員区画定審議会会長 (当時) 東京大学名誉教授著 『日本の選挙制度と 1 票の較差』 (東京大学出版会 2024) 215 頁 (甲 57)
- ㉚**和田淳一郎** 横浜市立大学教授 『一票の平等の政治経済学—一人一票の投票価値の平等を追求する』 113～121 頁 (勁草書房 2024) (甲 62)

(以下 余白)

3 1964年米連邦最高裁判決(レイノルズ判決) (本書136~139頁)

(1) (本書136~138頁)

(ア) (本書136~138頁)

1964年当時、アラバマ State (州) で、State 議会上院選挙で **41対1**、同下院選挙で **16対1** の投票価値の最大較差があった。

1964年、米国連邦最高裁判所レイノルズ判決(Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533) は、以下の通り記述する (甲63)。

<p>(訳文)</p> <p>「我々(当法廷 引用者注)は、州議会の定数配分は複雑で多面的な問題であると告げられてきた。</p> <p>州は立法府の定数配分において人口以外の要素も合理的に考慮できるとの助言も受けた。州の権限を制限することで市民に政治哲学に関する異なる見解を押し付けるべきではないと戒められてきた。</p> <p>政治的な藪や数学的な泥沼に陥ることの危険性について警告されてきた。</p> <p>我々の答えは次のとおりである。</p> <p>憲法上保障された権利が否定されている場合には裁判所による保護が求められる。我々の宣誓と職務は、それ以下のものを命ずるものではない。</p> <p>(略)</p> <p>市民の投票権が貶められるほど、市民は市民ではなくなる。個人がここやあそこに住んでいるという事実は、そ</p>	<p>(原文) 22/81 頁 10 行～ 23/81 頁 9 行 (甲63)</p> <p>「We are told that the matter of apportioning representation in a state legislature is a complex and many-faceted one. We are advised that States can rationally consider factors other than population in apportioning legislative representation. We are admonished not to restrict the power of the States to impose differing views as to political philosophy on their citizens. We are cautioned about the dangers of entering into political thickets and mathematical quagmires.</p> <p>Our answer is this: a denial of constitutionally protected rights demands judicial protection; our oath and our office require no less of us.</p> <p>(略)</p> <p>To the extent that a citizen's right to vote is debased, he is that much less a citizen. The fact that an individual lives here or there is not a legitimate</p>
--	---

の投票の効力を過大評価したり薄めたりする正当な理由にはならない。

社会や文明の様相は、しばしば驚くべき速さで変化する。かつては大半が田舎だった国が、都市化する。[脚注 43]

かつては公正で公平だった代表制度は、時代遅れになる。しかし、代表制政府の基本原則は変わらず、これからも変わらないはずである。市民の投票の重みを、その人が住んでいる場所によって決めることはできない。

人口は、必然的に、選挙区割訴訟の審理の出発点であり、判断の支配的基準である。[脚注 44]

市民、つまり有権者は、都市に住んでいるか農場に住んでいるかに拘わらず、市民であり有権者であり、それ以上でもそれ以下でもない。これが、憲法の平等保護条項の明確で強力な命令である。**これは、人ではなく法の支配という概念の本質である。**

(略)

IV 当裁判所は、憲法上の基本的な基準として、平等保護条項は『二院制州議会の両院の議席は、人口に基づいて配分されなければならないこと』を要求していると判示する。

簡単に言えば、その投票権の重さが、**州の他の地域に住む市民の投票権と較べて実質的に希薄化されている場合には、州の議員に投票する個人の投票権は憲法に違反して損**

reason for overweighting or diluting the efficacy of his vote.

The complexions of societies and civilizations change, often with amazing rapidity. A nation once primarily rural in character becomes predominantly urban. [Footnote 43]

Representation schemes once fair and equitable become archaic and outdated. But the basic principle of representative government remains, and must remain, unchanged -- the weight of a citizen's vote cannot be made to depend on where he lives.

Population is, of necessity, the starting point for consideration and the controlling criterion for judgment in legislative apportionment controversies. [Footnote 44]

Page 377 U. S. 568
A citizen, a qualified voter, is no more nor no less so because he lives in the city or on the farm. This is the clear and strong command of our Constitution's Equal Protection Clause. This is an essential part of the concept of a government of laws, and not men.

(略)

IV
We hold that, as a basic constitutional standard, the Equal Protection Clause requires that the seats in both houses of a bicameral state legislature must be apportioned on a population basis. Simply stated, an individual's right to vote for state legislators is unconstitutionally impaired when its weight is in a

なわれているのである。既存の議席配分規定に基づいても、また、提案された案(複数)のいずれに基づいても、アラバマ州議会の両院は人口に基づいて議席を配分されていなかったため、連邦地方裁判所は「上記3つの案は全て憲法上無効である」と正しく判示した。」(強調 引用者)

substantial fashion diluted when compared with votes of citizens living in other parts of the State. Since under neither the existing apportionment provisions nor either of the proposed plans was either of the houses of the Alabama Legislature apportioned on a population basis, the District Court correctly held that all three of these schemes were constitutionally invalid.」(強調 引用者)

(イ) (本書138頁)

更に、レイノルズ判決の重要な判示部分(抜粋)を以下に示す。

(訳文)

「繰り返すが、投票するのは土地や樹木や牧草地ではなく、人々である。」

輸送と通信の近代的な発展と改善により、1960年代半ばには、人口に基づく代表からの逸脱は地理的な考慮のみに基づく正当なものであるというほとんどの主張はむしろ空虚なものとなった。

人口のまばらな地域での効果的な代表を保障するために又は**立法区が大きくなりすぎて市民が代表者にアクセスできなくなるのを防ぐため、人口均等の原則からの逸脱を認める議論は、今日では大部分で説得力がない。」**(強調 引用者)

調 引用者)

(原文) 甲63 28/81 頁下5行~29/81 頁10行

「Again, people, not land or trees or pastures, vote. Modern developments and improvements in transportation and communications make rather hollow, in the mid-1960's, most claims that deviations from population-based representation can validly be based solely on geographical considerations. Arguments for allowing such deviations in order to insure effective representation for sparsely settled areas and to prevent legislative districts from becoming so large that the availability of access of citizens to their representatives is impaired are today, for the most part, unconvincing.」(強調 引用者)

(2) (本書 139 頁)

(ア) この 1964 年の米連邦最高裁判所レイノルズ判決一本で、全 State において、各 State の内で、米国連邦下院議員選挙および State の両議会議員選挙は、**人口比例選挙**になった。

(イ) 他方、日本では、**1964 年**に、最高裁は、越山康弁護士（当時、司法修習生）提訴の人口比例選挙請求訴訟で、その請求を斥けた。

爾後今日迄の 60 年間に、衆参両院の人口比例選挙請求訴訟について、大法院判決、小法院判決併せて、合計 **34 個の最高裁判決**（但し、衆院選で、15 個及び参院選で 19 個）が言渡された（但し、同衆院選・15 個の判決のうち、**大法院判決は 11 個**、同参院選・19 個の判決のうち、**大法院判決は 12 個**）。

米連邦では、**1964 年に、米連邦最高裁判決（レイノルズ判決）1 本で**、米全（States）（州）で人口比例選挙が実現したことと異なって、日本では、1964 年の人口比例選挙請求訴訟についての最初の最高裁判決言渡し以降 **60 年後の今日に至るまで**、人口比例選挙請求訴訟は、未だ**未解決**のままである。

(以下、余白)

4 米連邦最高裁首席判事 (Chief Justice) の言葉： (本書 140~141 頁)

2018年10月16日、ロバーツ現米連邦最高裁判所首席判事 (John G. Roberts, Jr., Chief Justice) は、ミネソタ大学ロースクールでの講演で、

「They (the political branches 筆者注) speak for the people.」

(訳) 彼ら (政治部門。即ち、米大統領と米連邦議会 引用者注) は、国民のために発言します。

「We (the judicial branch 筆者注) do not speak for the people, but we speak for the Constitution.」

(訳) 私共 (即ち、司法部門 引用者注) は、国民のために発言しません。私共は、憲法のために発言します。

旨発言した (下記講演録 (本書 140~141 頁) 参照)。

ロバーツ米連邦最高裁首席判事講演録 2018年10月16日 (ミネソタ大ロースクール)
https://www.youtube.com/watch?v=9i3RwW0y_kE

書き起こし (抜粋)	(和訳)
<p>I will not criticize the political branches. We do that often enough in our opinions.</p> <p>But what I would like to do briefly is to emphasize how the judicial branch is, how it must be very different.</p> <p>I have great respect for our public officials.</p> <p><u>After all they speak for the people</u> and that commands a certain degree of humility from those of us in the judicial branch who do not.</p> <p><u>We do not speak for the people.</u></p>	<p>(和訳)</p> <p>私は、政治部門 (複数) を批判しません。それは、判決意見のなかで十分に行っておりますので。(笑)</p> <p>私は、ここで、簡単にですが、司法部門 がどのように異なっているか、どのように異なるべきか、を強調しておきたいのです。</p> <p>私は公職に就いておられる方々に対し、大変な敬意の念を抱いております。</p> <p>なにより、<u>彼らは国民のために発言します</u>。ですから、そうでない私ども司法部門の人間は、一定程度謙虚であることが求められます。</p> <p><u>私どもは、国民のために発言しません。私どもは、憲法のために発言します。</u></p>

but we speak for the Constitution.

Our role is very clear. We are to interpret the Constitution and laws of the United States and ensure that the political branches act within them.

That job obviously **requires independence from the political branches.**

The story of Supreme Court would be very different without that sort of independence.

Without independence there is no Brown versus Board of Education.

Without independence there is no West Virginia versus Barnette where the court held that the government could not compel schoolchildren to salute the flag.

And **without independence** there is no steel seizure case where the court held the **President Truman was subject to the Constitution even in a time of war.**

私どもの役割は非常に明確です。私どもは、合衆国憲法と連邦法を解釈し、政治部門(複数)がそれらの枠内で行動することを保障することです。

そのためには、当然ながら、政治部門からの独立が必要です。

そのような独立がなかったら、最高裁判所の歩みは、非常に異なるものになったでしょう。

(政治部門からの)独立がなければ、Brown 対教育委員会判決はなかったでしょう。

(政治部門からの)独立がなければ、政府が生徒対し国旗に敬礼することを強制できないと判決したウェストバージニア州対バーネット判決はなかったでしょう。

また、**(政治部門からの)独立がなければ、鉄鋼接収裁判もなかったでしょう。この裁判で裁判所は、トルーマン大統領は、たとえ戦時下であっても、憲法に拘束されると判決しました。**

(強調 引用者)

最高裁は、平成 25 年 11 月 25 日最高裁大法廷判決(衆)以降、人口比例選挙裁判については、「司法権と立法権との関係」論を採用されている。

この「司法権と立法権との関係」論は、「三権分立」(又は「権力の分離」(Separation of Powers))の法理念と矛盾する。

裁判官におかれて、ロバーツ現米国連邦最高裁判所首席判事の上記発言を分析・検討するよう求められる。

(以下、余白)

5 ① 12個の人口比例選挙・高裁判決；② 『区割規定の合憲性の主張立証責任は、国にある』旨の5個の高裁判決：（本書142～147頁）

(1) 12個の人口比例選挙・高裁判決

原告代理人ら全国弁護士グループは、2009年以降2025年までの16年間に、164個の人口比例選挙請求訴訟（2補助参加事件を含む）提訴し、164個の高裁判決が言い渡された（下記添付資料A参照）。

下記表5のとおり、そのうち12個は、『憲法は人口比例選挙を要求する又はできる限りの人口比例選挙を要求する』旨の人口比例選挙判決である。

表5（12個／人口比例選挙判決）

①	平成 23.1.28 福岡高裁（参） 廣田民生裁判長	違憲違法判決（甲 83）
②	平成 25.3.6 東京高裁（衆） 難波孝一裁判長	違憲違法判決（甲 78）
③	平成 25.3.18 福岡高裁（衆） 西謙二裁判長	違憲状態判決（甲 77）
④	平成 25.3.18 名古屋高裁金沢支部（衆）市川正巳裁判長	違憲違法判決（甲 84）
⑤	平成 25.3.26 広島高裁岡山支部（衆） 片野悟好裁判長	違憲無効判決（甲 85）
⑥	平成 25.11.28 広島高裁岡山支部（参） 片野悟好裁判長	違憲無効判決（甲 86）
⑦	平成 27.3.25 福岡高裁（衆） 高野裕裁判長	違憲違法判決（甲 87）
⑧	令和 4.11.1 仙台高裁（参） 小林久起裁判長	違憲違法判決（甲 16）
⑨	令和 7.10.30 東京高裁（参） 宮坂昌利裁判長	是正義務付合憲状態判決（甲 123）
⑩	令和 7.10.31 福岡高裁（参） 小川直人裁判長	違憲状態判決（甲 126）
⑪	令和 7.11.7 仙台高裁（参） 石垣陽介裁判長	違憲状態判決（甲 128）
⑫	令和 7.11.10 札幌高裁（参） 松谷佳樹裁判長	違憲状態判決（甲 130）

(2) 立証責任(本書143~145頁)

ア 5個の『区割規定合憲性の主張・立証責任は、国にある』旨の高裁判決

下記表6の中の(1)～(5)(本書143頁)に示すとおり、**5高裁**は当該選挙区割規定の投票価値の平等からの乖離につきまたは合理的期間につき、国が立証責任を負うことを認め、「違憲違法」判決または「違憲状態」判決を言渡した(ただし、(3)平成25.3.25広島高判(筏津順子裁判長)のみ山口邦明弁護士グループ提訴の裁判)。

表6

高裁判決	判決の内容	国の負担する主張立証責任の内容
(1) 平成 25.3.18 福岡高判(衆) (西謙二裁判長) (甲77)	違憲状態判決 (ただし、 人口比例選挙判決)	【投票価値の不平等という結果が生じている本件選挙区割規定の 合理性 】の 主張立証
(2) 平成 25.3.6 東京高判(衆) (難波孝一裁判長) (甲78)	違憲状態判決 (ただし、 人口比例選挙判決)	【投票価値の不平等が生じている本件選挙区割規定が、国会の 合理的な考量 の結果であること】の 主張立証
(3) 平成 25.3.25 広島高判(衆) (筏津順子裁判長) (甲89)	違憲無効判決	【当該選挙区割規定の是正のための 合理的期間が未経過 であること】の 主張責任
(4) 平成 25.3.26 大阪高判(衆) (小松一雄裁判長) (甲79)	違憲違法判決	【本件選挙区割規定の 合憲性 】の 主張立証
(5) 平成 25.3.26 福岡高判那覇支部(衆)(今泉秀和裁判長) (甲88)	違憲違法判決	【合理的期間が経過していないこと】の 主張立証

- 5 ① 12個の人口比例選挙・高裁判決;② 5個の合憲性の立証責任は国にある旨の高裁判決
(2) 立証責任(過疎地間の不均衡)

イ 本件訴訟での、『**過疎地域の声を政治に適切に反映させる目的のために、1票の不平等が正当化される**』旨の国の主張は、**事実に基づかない主張であって、国は立証責任を果たしていない**：(本書144～145頁)

(ア) 『過疎地域の声を政治に適切に反映させる目的で1票の不平等が正当化される』旨の**国の主張は、事実に基づかない、明かな誤りである。**

(イ) 過疎地域は全都道府県に内在し⁶(別紙、甲141～144参照)、全国各地の「**過疎地の住民**」の間で3倍以上の不平等が常態化している⁷。

(ウ) 一方で、本件選挙では、福井県選挙区(過疎地域を含む)(別紙、甲144)の有権者の1票の価値を1票とすると、例えば、新潟県選挙区(過疎地域を含む)(別紙、甲142⁸)は0.34票、宮城県選挙区(過疎地域を含む)(別紙、甲143⁹)は0.32票であり(訴状別表参照)、過疎地間で3倍の格差が生じている。

上記の上告人の主張の立証は成功している。

⁶ 総務省「過疎関係市町村都道府県別分布図」(令和4年4月)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000807380.pdf

⁷ 訴状別表及び乙1参照

⁸ 新潟県ウェブサイトより「新潟県過疎地域持続的発展方針」令和3年8月(令和4年8月変更)：
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/331369.pdf>

⁹ 宮城県ウェブサイトより「新潟県過疎地域持続的発展方針」令和3年8月(令和4年8月変更)：
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/331369.pdf>

(I) 他方、国は、新潟県選挙区の過疎地の

有権者の選挙権を、福井県選挙区

の過疎地の有権者の3分の1の

価値に差別した合理性を立証していない。

選挙という手続きで実現しなければならないことは、一部の過疎地の有権者の意見を「過大に」反映することではなく、全ての主権者の意思を「正確に」反映することである。

国は、誠実かつ真摯にこれを反論するよう求められる。

(以下、余白)

- 5 ① 12個の人口比例選挙・高裁判決；② 5個の合憲性の立証責任は国にある旨の高裁判決
(3) 学説等(芦部教授、長谷部教授、橋本教授、宇賀最高裁判事、Karcher v. Daggett)

(3) 立証責任についての学説等(本書146～147頁)

ア 芦部信喜教授は、前掲芦部・京極純一東大教授「対談」(1980.6.1の法律時報52巻6号 甲61)で、

「芦部

(略)

私は、前の対談のときにもちょっと触れたのですが、次のように考えています。

第一に、少なくとも議員一人当たりの人口の最高選挙区と最小選挙区の投票価値に約二対一以上の格差がってはならないということ。

それから**第二**に、非人口的要素はいかに考慮に値するとはいえ、原則として二対一以上の格差を正当化することはできないということ。

第三に、人口比例の原則から離れることを正当化する理由の挙証責任は公権力の側にあるということ。これは裁判上の問題ですが、こういう三つの点を主張してきたわけです。」(同12頁) (強調 引用者)

と発言した。

イ 長谷部恭男『憲法 第7版』(新世社、2018年)178頁(甲32)及び橋本基弘中央大学法学部教授「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和2年11月18日判決について — 裁判所と国会、国民との対話— (二)」19頁(法学新報第128巻5・6号〈令和3年12月10日〉)(甲40)は、上記アの芦部説と同旨である。

ウ 宇賀克也最高裁判事

宇賀克也最高裁判事は、「投票価値の不均衡が真にやむを得ないことについて

- 5 ① 12 個の人口比例選挙・高裁判決；② 5 個の合憲性の立証責任は国にある旨の高裁判決
 (3) 学説等(芦部教授、長谷部教授、橋本教授、宇賀最高裁判事、Karcher v. Daggett)

は、**国会が説明責任を負う**」とされる(令和5年大法廷判決(参)民集77巻7号1698頁 甲9)

Ⅱ Karcher v. Daggett (462 U.S. 725 1983) (甲76)

米国連邦最高裁は、米国連邦下院議員選挙のニュージャージーStateでの選挙区割りにつき、

- 【 ① 投票価値の平等は、絶対ではない。
 ② 選挙区割りが、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の立証責任を負う】旨

明言し、州(State)側が、同立証責任を果たしていないとして、原告ら(選挙人ら)勝訴の判決を言渡した(Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983)。

この米国連邦最高裁判決において、原告ら(選挙人ら)勝訴を決したのは、**立証責任の論点**であった(Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983 参照)¹⁰⁾(甲76)。

¹⁰⁾ Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 (1983) 米国連邦最高裁(甲76)は、1983年6月22日、米国連邦下院議員選挙に関し、**1票対0.9930票**の選挙権価値の不平等(ニュージャージーStateの第4区の人口:527,472人<最大>;同Stateの第6区の人口:523,798人<最小>。**両選挙区の最大人口較差:3,674人**(=527,472^人-523,798^人)を定めるニュージャージーState選挙法を違憲とした。米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、**Stateが、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う**旨判示した。

6 合理的期間論：（本書148～151頁）

－ 合理的期間論と憲法98条1項 －

(1) 平成26年大法院判決（参）（甲5）は、

「参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法院は、**これまで、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、**当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった**判断の枠組み**を前提として審査を行ってきており、」（強調 引用者）

と判示する（民集68巻9号1376頁）。

ここで、投票価値の較差に関する『二段階の判断枠組み』の中の②段階の審査における判断基準を「合理的期間論」という。

(2) (ア) 平成26年大法院判決（参）の採用する「合理的期間論」は、「憲法判決中の」「法律などの合憲・違憲の結論それ自体ではなく、その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである。」

（佐藤幸治京都大学名誉教授『憲法〔第三版〕』27頁（青林書院、2003年）参照 甲31）に該当するので、**判例である。**

判例は、憲法98条1項の「その（即ち、「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び**国務に関するその他の行為**の全部又は一部は、その効力を有しない。」（強調 引用者）の中の「**国務に関するその他の行為**」に該当する。

(イ) 当該選挙の**違法判断の基準時**たる選挙投票日の時点で、選挙の区割規定が、

憲法の平等の要求に反している状態である場合、憲法 98 条 1 項の「その（即ち、「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の定めにより、選挙は、違憲・無効である。

(ウ) 上記(1) (本書148頁) 記載の判例たる「合理的期間論」の、**第②段階の検討過程**で、裁判所は、『憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の選挙又は区割り規定は、憲法違反とはいえない』旨判断するものであるから、**憲法**

98 条 1 項 (ただし、「その（「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び**国務に関するその他の行為**の全部又は一部は、その効力を有しない。」 (強調 引用者)) の明文に

正面から抵触する。

よって、**合理的期間論 (判例)** は、**憲法 98 条 1 項** の「その（「憲法の」引用者 注）条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の定めにより、

「その効力を有しない」、

即ち、無効である。

(工) 上告人らは、令和5年大法廷判決(参)の宇賀克也判事の反対意見(但し、判決から2年後に違憲無効)(民集77巻7号1697頁)を支持し、これを援用する。

(3) **(合理的期間論に疑問符を付される)12名の憲法学者:** (本書150~151頁)

下記①~⑫(本書150~151頁)の**12名**の憲法学者は、全員、「合理的期間論」に疑問符を付される。

- ① **毛利透**京都大学教授「憲法訴訟の実践と理解【第9回】—投票価値較差訴訟の現状と課題—」判時2354号140頁(甲91)
- ② **工藤達朗**中央大学教授「衆議院議員選挙と投票価値の平等」判時2838号135頁(甲92)
- ③ **安念潤司**中央大学教授「いわゆる定数訴訟について(四)」成蹊法学第27号(1988年)168~169頁(甲93)
- ④ **只野雅人**一橋大学教授「議員定数不均衡と改正の合理的期間」憲法判例百選II325頁(甲94)
- ⑤ **安西文雄**九州大学教授「158 一人別枠方式の合理性」憲法判例百選II〔第6版〕339頁(甲95)
- ⑥ **原田一明**立教大学教授「衆議院定数不均衡大法廷判決」「最高裁平成30年12月19日大法廷判決」法学教室Apr.2019 131頁(甲96)
- ⑦ **浅野博宜**神戸大学教授「合理的期間論の可能性」『憲法理論とその展開』169頁(信山社、2017年)(甲97)
- ⑧ **高作正博**関西大学教授「公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」判時2265号(判例評論680号6)136頁(甲101)
- ⑨ **内藤光博**専修大学教授「154 議員定数不均衡と改正の合理的期間」判例百

選Ⅱ [第6版] 331頁 (甲107)

- ⑩ **篠原永明**甲南大学教授「平成24年衆議院議員選挙における選挙区割り規定の合憲性」法学論叢 175巻5号(京都大学法学会) 125～126頁 (甲108)
- ⑪ **武田芳樹**山梨学院大学准教授「0増5減の改正を経た衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り規定の合憲性」新・判例解説 Watch 憲法 No.3 (日本評論社、2016.10 Vol.19) 22頁 (甲109)
- ⑫ **斉藤一久**明治大学教授「2022(令和4)年参議院議員通常選挙と投票価値の平等」(新・判例解説 Watch◆憲法 No.9 日本評論社 2024.4) (甲110)

(以下、余白)

7 本事案にあてはめれば、事情判決の法理は、天使の法理である (本書 152~158 頁)

【要約】 (本書 152~153 頁)

A 昭和 60 年大法廷判決 (衆) (甲2) の事情判決の法理 (ただし、昭和 51 年大法廷判決 (衆) の事情判決の法理も同旨) は、

① 提訴された選挙は、全選挙区の中の一つの選挙区のみであり、かつ

② 比例代表選挙は存在しなかった、

という 2 つの事情の下で、利益の比較衡量 (即ち、① 選挙が無効とされないことによる選挙人らの選挙権の制限の不利益と② 選挙が無効とされることにより生じる不都合との間の利益衡量) により、違憲の選挙を「有効」と判決した法理である。

よって、昭和 60 年大法廷判決 (衆) の原告らからみると、該法理は、当時、いわば **悪魔の法理** であったであろう。

B しかしながら、本件裁判では、昭和 51 年大法廷判決 (衆) (甲1) の事案と比べて、

① **定足数 (憲法 56 条 1 項) を満たす**、比例代表選挙選出の参議院議員 (100 人) が存在し、かつ

② 全 45 選挙区の夫々で、各原告が提訴した、

という 2 つの**新事情**がある。

C 該 2 つの**新事情**の下では、参院選 (選挙区) 全体につき違憲無効判断が言渡されても、定足数を満たす比例代表選挙 (但し、全国 1 ブロックの完全人口比例選挙) により選出された比例代表議員 (100 人) が存在するので (憲法 56 条 1 項、公職選挙法 4 条 2 項)、参院は、適法に国会の活動を行い得

る。

よって、本件選挙が全45選挙区で選挙無効とされても、「**憲法の所期**」(昭和51年大法廷判決(衆)民集30巻3号250頁 甲1参照)しない社会的不都合は、一切生じない。

即ち、該**2つの新事情**の下では、当裁判所は、昭和51年大法廷判決(衆)；昭和60年大法廷判決(衆)の場合と異なって、**逆に**、事情判決の法理に従って、利益の**比較衡量**をすると、選挙が無効とされることにより生じ得る不都合が存在しない以上、『本件選挙は、憲法98条1項後段により無効である』旨判決する憲法76条3項及び99条に基づく義務を負う。

よって、昭和51年大法廷判決(衆)及び昭和60年大法廷判決(衆)の事情判決の法理は、本件選挙の該**2つの新事情**の下では、**悪魔の法理**とは**真逆**の、**天使の法理**として、**100%機能する**。

(1) 【昭和51年大法廷判決(衆)／事情判決】: (本書153~154頁)

昭和51年大法廷判決(衆)は、民集30巻3号252~254頁(甲1)で、

「しかしながら、他面、右の場合においても、選挙無効の判決によつて得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであつて、真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公選法自体の改正にまたなければならぬことに変わりはなく、更に、全国の選挙について同様の訴訟が提起され選挙無効の判決によつてさきに指摘したのとほぼ同様の**不当な結果**を生ずることもありうるのである。また、**仮に一部の選挙区**の**選挙のみが無効とされるにとどまつた場合**でも、もともと同一憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないまま

の**異常な状態**の下で、行われざるをえないこととなるのであつて、このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その**所期するところ**でもないというべきである。

(略)

そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である**行政事件訴訟法は、三一条一項前段**において、当該処分が違法であっても、これを取り消すことにより**公の利益に著しい障害を生ずる場合**においては、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができることを定めている。

(略)

しかしながら、本件のように、**選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵**を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとすべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうるものと解するのが、相当である。もとより、明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではないが、しかし、このような行為についても、高次の法的見地から、右の法理を適用すべき場合がないとはいいきれないのである。」 (強調 引用者)

と判示する。

(2) 【昭和60年大法院判決(衆)／事情判決】: (本書155～156頁)

さらに、昭和60年大法院判決(衆)は、民集39巻5号1123頁(甲2)で、

「たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法三一条一項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである(昭和五一年大法院判決参照)。」(強調引用者)

と判示する。

そして、**4判事**(**寺田治郎最高裁長官**、**木下忠良判事**〈第二小法廷所属〉、**伊藤正己判事**〈第三小法廷所属〉、**矢口洪一判事**〈第一小法廷所属〉)。ただし、寺田治郎最高裁長官は、最高裁を代表して；木下忠良判事も、事実上第二小法廷を代表して；伊藤正己判事も、事実上第三小法廷を代表して；矢口洪一判事も、事実上第一小法廷を代表して；下記補足意見により、国会に向けて最高裁判所裁判官・15人全員の『較差の是正がされることなく、選挙が実施される場合は、**無効判決**もありうる』旨の警告を発していると解される。)は、**補足意見**として、同1125～1126頁で、

「二 **昭和五八年大法院判決(違憲状態判決)**は、昭和五五年六月施行の衆議院議員選挙当時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反す

るものであることを肯定しながら、いまだその是正のための**合理的期間**が経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたことを重視し、議員定数配分規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言した。それにもかかわらず、**その後現在まで右改正は実現していない**。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の実質が**違憲宣言**であることを併せ考えると、右是正の急務であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三 ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままに施行された場合における選挙の効力については、**多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、その効力を否定せざるを得ないこともあり得る**。その場合、判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、**選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生する**という内容の判決をすることも、できないわけのものではない。」(強調 引用者)

と記述する。

(3) 【比較衡量（具体的な検討）】：(本書 156～158 頁)

【本件選挙では、全 45 選挙区で原告が提訴しているので、全 45 選挙区選挙が無効となる】

- 1 参院選は、選挙区選出選挙と比例代表選出選挙の併用であり、衆院選も、小選挙区選出選挙と比例代表選出選挙との併用である。

一方で、参院選においては、比例代表選出議員の定数(100人)(公職選挙法4条

2項)は、参院議員の定数(248人)(同法同条同項)の1/3を超えている。

他方で、衆院選においても、比例代表選出議員の定数(176人)(同法同条1項)は、衆院議員の定数(465人)(同法同条同項)の1/3を超えている。

よって、参院選(選挙区)が、全45選挙区において、違憲無効となった場合でも、比例代表選出参院議員(100人)が参院の定足数(83人)(憲法56条1項)を満たすので、参院は、100%有効に「国会の活動」を継続し得る。

同じく、衆院選(小選挙区)が、全小選挙区において、違憲無効となった場合でも、比例代表選出衆院議員(176人)が衆院の定足数(155人)(憲法56条1項)を満たすので、衆院は、100%有効に、「国会の活動」を継続し得る¹¹⁾。

上記の通り、本件選挙が違憲無効とされても、比例代表選出議員が存在するため、「憲法の所期¹²⁾するところに必ずしも適合しない結果を生じる」(強調 引用者)(昭和51年大法廷判決(衆)・民集30巻3号251頁参照)という事情が存在しない(即ち、社会的不都合又は混乱が生じない)。

¹¹⁾ 鬼丸かおる判事は、平成27年大法廷判決(衆)(甲6)反対意見(ただし、違法宣言/人口比例選挙)において、

「(2) 本件選挙を全部無効とした場合には、本件選挙により選出された衆議院の小選挙区選出議員全員の当選の効力が失われることになる。しかし、衆議院には、小選挙区選出議員のほかに比例代表選出議員180人が存在するのであるから、比例代表選出議員のみによっても憲法56条の定足数を満たすことができるのであって、定足数等の人数のみに着目すれば、衆議院の機能が直ちに失われることにはならないと考えることができよう。そして、民主主義の根幹である国民の投票価値の平等を尊重した是正が行われず、衆議院議員が国民を代表して国政を行い民主主義を実現しているとはいい難い状況で立法作業が継続されるという事態を一応回避できるといえよう。そうであれば、選挙は、**判決と同時にあるいは将来に向かって無効**とするという結論を採ることもあり得るところである。」(強調 引用者)(民集69巻7号2085、2089～2090頁)と記述する。

¹²⁾ 昭和51年大法廷判決(衆)民衆30巻3号250頁(甲1)

よって、昭和60年大法院判決(衆)及び昭和51年大法院判決(衆)の事情判決の法理(判例)に従い、各利益の比較衡量により、本件選挙は、憲法98条1項により、「その効力を有しない」、即ち、違憲無効である、と解される。

なお、本件裁判では、上告人(原審原告)らが、**全45選挙区で提訴**しているので、最高裁が違憲無効判決を言渡す場合は、全45選挙区の各選挙が違憲無効となる。したがって、本件裁判では、提訴された選挙区が千葉1区のみであった、昭和51年大法院判決(衆)の場合のような、千葉1区のみが無効となり、未提訴の他の選挙区の選挙が有効であるという、いわゆる凸凹現象という不都合は生じない。

【将来効】

② 昭和51年大法院判決(衆)民集30巻3号251頁(甲1)は、

「次に問題となるのは、現行法上選挙を**将来に向かって形成的に無効**とする訴訟として認められている**公選法二〇四条**の選挙の効力に関する訴訟において、判決によつて当該選挙を無効とする(同法二〇五条一項)ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては当該特定の選挙が将来に向かつて失効するだけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のような不都合な結果は、必ずしも生じない。」(強調 引用者)

と判示し、【公選法204条に基づく選挙無効請求訴訟の選挙無効判決の効力は、遡求せず、将来に向かって選挙を無効にするものであること】を明言している。

したがって、この点でも、社会的な不都合又は混乱は生じない。

補遺 (本書 159~161 頁)

① A

一方で、大日本帝国憲法 4 条は、「**天皇は** 国の元首として **統治**
権を総攬し 此の憲法の条規に依り之を行う」(強調 引用者)と定め；
5 条は、「**天皇は帝国議会の協賛を以って立法権を**
行う」(強調 引用者)と定める。

(大日本帝国憲法の下では、帝国議会は、天皇の立法権行使のための協賛機関でし
かなく、普通選挙法(但し、**主権を有しない25才以上の男性**のみが投票権を有
し、女性は投票権を有しないという、戦後の国民主権下の公職選挙法とは**全く**
異質のものであった。)は、**主権を有しない臣民**が、都道府県
の枠組みの中で、議員定数に応じて天皇の立法権の協賛機関たる帝国議会の議員を
選出するための手続きでしかない。)

B

他方で、日本国憲法前文第1項第1文は、「**日本国民、正**
当に選挙された国会における代表者
を通じて行動し、(略)ここに**主権**が国民に存することを宣言し、こ

の憲法を確定する。 (強調 引用者)

と定める。

(日本国憲法の下では、公職選挙法は、**主権者たる国民が、正
当に選挙された**自らの国会における代表者を通じ
て行動するために、国会における代表者を選出するための手続きである。)

C

一方で、普通選挙法での選挙は、**主権を有しない臣民**が、
主権を有する天皇の立法権の協賛機関たる帝国議会の議員を選出するための手続き
でしかなく、臣民の投票は、天皇の主権たる立法権の行使とは、**直接的な関
係はなく、そもそも、自ら(=臣民)が有していな
い主権の行使でもない。**

他方で、公職選挙法では、選挙は、主権を有する国民が、**主権を行使する
ために、正当に選挙された**国会における自ら
(=国民=主権者)の代表者を通じて、国政に参加する手続きであって、選挙での
国民(=主権者)の投票は、(国民(=主権者)が、**正当に選挙
された**国会における自ら(=国民=主権者)の代表者を通じて、国政
について、**主権を行使するという)行動そのもの**である。

よって、普通選挙法での選挙の臣民の投票と公職選挙法での選挙の国民（＝主権者）の投票とは、両者、**截然と区別される。**

② **天皇主権**下の1925年衆議院議員普通選挙法の「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」が、その承継の是非についての国会での真摯な議論もないままに、**国民主権**の現憲法下の公職選挙法で、承継され、同法は、「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」を採用した。

③ その「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」が、1946年～現在に至るまで、**1票較差の唯一の原因**である。

④ **（天皇主権下**の普通選挙法が採用する「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」と本質的に同種の）公職選挙法13条1項、14条1項は、**国民主権下**の①憲法1条および前文第1項第1文後段；②56条2項；③前文第1項第1文前段；④前文第1項第2文；⑤43条1項；⑥13条；⑦14条1項に違反する。

以上

添付資料 A

【全国弁護士グループ提訴にかかる 10 の大法廷判決（衆）、（参）；1 の小法廷判決（衆）および 164 の高裁判決（衆）、（参）（12 の人口比例選挙判決を含む）】（本書 i～viii 頁）

* 但し、No.*（本書 ii 頁）の平 25/3/25 付判決のみ、山口邦明弁護士グループ提訴事件

No.		判決日	裁判所	判断	裁判官
		【平 21 衆院選】高裁：違憲違法(4) 違憲状態(2) 合憲(2)			
1		平 21/12/28	大阪高裁	違憲・違法	成田喜達 高橋善久 前原栄智
2		平 22/1/25	広島高裁	違憲・違法	廣田聰 中山節子 松葉佐隆之
3		平 22/3/9	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	河邊義典 森鍵一 山崎威
4		平 22/3/11	東京高裁	合憲	稲田龍樹 原啓一郎 内堀宏達
5		平 22/3/12	福岡高裁	違憲・違法	森野俊彦 小野寺優子 瀬戸さやか
6		平 22/3/18	名古屋高裁	違憲・違法	高田健一 上杉英司 堀禎男
7		平 22/4/8	高松高裁	違憲状態	杉本正樹 大藪和男 市原義孝
8		平 22/4/27	札幌高裁	合憲	井上哲男 中川博文 村野裕二
	最高裁 1	平 23/3/23	最高裁 大法廷	違憲状態（一人 別枠廃止）	田原睦夫（違憲・人口比例） 宮川光治（違法・人口比例） 須藤正彦（補足意見・人口比例）
		【平 22 参院選】高裁：違憲違法(3) 違憲状態(11)			
9		平 22/11/17	東京高裁	違憲・違法	南敏文 野村高弘 棚橋哲夫
10		平 22/12/10	広島高裁	違憲状態	小林正明 井上一成 野上あや
11		平 22/12/16	広島高裁 岡山支部	違憲状態	高田泰治 檜皮高弘 金光秀明
12		平 22/12/24	仙台高裁	違憲状態	小野貞夫 網島公彦 高橋彩
13		平 23/1/25	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	高野芳久 山崎克人 三井大有
14		平 23/1/25	高松高裁	違憲・違法	小野洋一 釜元修 金澤秀樹
15		平 23/1/25	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	橋本良成 森鍵一 山崎威
16		平 23/1/26	広島高裁 松江支部	違憲状態	中野信也 上寺誠 池田聡介
17		平 23/1/28	大阪高裁	違憲状態	紙浦健二 川谷道郎 神山隆一
18	人口比例 1	平 23/1/28	福岡高裁	違憲・違法 (人口比例選挙判決)	廣田民生 高橋亮介 塚原聡
19		平 23/1/28	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	横山秀憲 川崎聡子 空閑直樹
20		平 23/2/24	札幌高裁	違憲状態	井上哲男 中島栄 中川博文
21		平 23/2/24	名古屋高裁	違憲状態	渡辺修明 嶋末和秀 末吉幹和
22		平 23/2/28	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	山本博 佐野信 浅岡千香子
	最高裁 2	平 24/10/17	最高裁 大法廷	違憲状態 (①参院選の 1)	田原睦夫（違憲違法・人口比例） 須藤正彦（違憲違法・人口比例）

				票の投票価値は、衆院選のそれと同一、②都道府県単位の否定)	大橋正春 (違憲違法・2倍説)
【平 24 衆院選】高裁：違憲違法(11) 違憲状態(2) 違憲・無効(1) (山口グループ：違憲無効(1))					
23	人口比例 2	平 25/3/6	東京高裁	違憲違法 (人口比例選挙判決) (0増5減不十分)	難波孝一 中山顕裕 野口忠彦
24		平 25/3/7	札幌高裁	違憲違法 (0増5減不十分)	橋本昌純 中島栄 佐藤重憲
25		平 25/3/14	仙台高裁	違憲違法 (0増5減不十分)	宮岡章 本多幸嗣 精松晴子
26		平 25/3/14	名古屋高裁	違憲状態 (0増5減不十分)	加藤幸雄 河村隆司 達野ゆき
27	人口比例 3	平 25/3/18	福岡高裁	違憲状態 (人口比例選挙判決) (0増5減不十分)	西謙二 足立正佳 島田正人
28	人口比例 4	平 25/3/18	名古屋高裁 金沢支部	違憲違法 (人口比例選挙判決) (0増5減不十分)	市川正巳 藤井聖悟 小川紀代子
29		平 25/3/22	高松高裁	違憲違法 (0増5減不十分) (「人口比例選挙(は)……一つの理想ないし目標」)	小野洋一 池町知佐子 大嶺崇
*		平 25/3/25	広島高裁 (山口弁護士グループ)	違憲無効 (「国会の広範な裁量権は、……民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受ける」)	筏津順子 井上秀雄 絹川泰毅
30		平 25/3/26	広島高裁 松江支部	違憲違法	塚本伊平 小池晴彦 高橋綾子
31	人口比例 5	平 25/3/26	広島高裁 岡山支部	違憲無効 (人口比例選挙判決) (0増5減不十分)	片野悟好 檜皮高弘 濱谷由紀
32		平 25/3/26	福岡高裁 宮崎支部	違憲違法	横山秀憲 三井教匡 空閑直樹
33		平 25/3/26	福岡高裁 那覇支部	違憲違法	今泉秀和 岡田紀彦 並河浩二
34		平 25/3/26	広島高裁	違憲違法	小林正明 田村政巳 中尾隆宏
35		平 25/3/26	大阪高裁	違憲違法	小松一雄 遠藤曜子 平井健一郎
36		平 25/3/27	仙台高裁 秋田支部	違憲違法	久我泰博 有賀直樹 押野純
	最高裁 3	平 25/11/20	最高裁 大法廷	違憲状態	大谷剛彦 (違憲違法) 大橋正春 (違憲違法) 木内道祥 (違憲違法)

					鬼丸かおる (違憲状態・人口比例)
					【平 25 参院選】高裁：違憲違法(1) 違憲状態(12) 違憲・無効(1)
37	人口比例 6	平 25/11/28	広島高裁 岡山支部	違憲無効 (人口比例選挙判決)	片野悟好 濱谷由紀 山本万起子
38		平 25/12/5	広島高裁	違憲状態	宇田川基 近下秀明 丹下将克
39		平 25/12/6	札幌高裁	違憲状態	山崎勉 馬場純夫 湯川克彦
40		平 25/12/16	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	市川正巳 寺本明広 小川紀代子
41		平 25/12/16	高松高裁	違憲状態	山下寛 政岡克俊 安達玄
42		平 25/12/17	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	今泉秀和 岡田紀彦 並河浩二
43		平 25/12/18	大阪高裁	違憲違法	山田知司 水谷美穂子 和久田道雄
44		平 25/12/18	名古屋高裁	違憲状態	林道春 内堀宏達 濱優子
45		平 25/12/19	福岡高裁	違憲状態	一志泰滋 足立正佳 島田正人
46		平 25/12/20	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	田中哲郎 三井教匡
47		平 25/12/20	東京高裁	違憲状態	田村幸一 高橋光雄 浅見宣義
48		平 25/12/20	仙台高裁	違憲状態	木下秀樹 阿閉正則 中島朋宏
49		平 25/12/25	広島高裁 松江支部	違憲状態	塚本伊平 小池晴彦 高橋綾子
50		平 25/12/26	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	久我泰博 有賀直樹 押野純
	最高裁 4	平 26/11/26	最高裁 大法廷	違憲状態	大橋正春 (違憲違法) 鬼丸かおる (違憲違法・人口比例) 木内道祥 (違憲違法) 山本庸幸 (違憲無効・人口比例) 櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充、千葉勝美 (補足意見)
					【平 26 衆院選】高裁：違憲違法(1) 違憲状態(11) 合憲(2)
51		平 27/3/19	東京高裁	合憲	大段亨 河村浩 森脇江津子
52		平 27/3/20	名古屋高裁	違憲状態	揖斐潔 真鍋美穂子 片山博仁
53		平 27/3/23	大阪高裁	違憲状態	志田博文 下野恭裕 井田宏
54		平 27/3/24	広島高裁	違憲状態	野々上友之 水谷美穂子 田村正巳
55		平 27/4/24	札幌高裁	違憲状態	佐藤道明 古河謙一 馬場純夫
56		平 27/3/24	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	山田和則 有賀直樹 押野純
57		平 27/3/25	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	内藤正之 藤井聖悟 寺本明広
58		平 27/3/25	高松高裁	合憲	生島弘康 村上泰彦 井川真志
59	人口比例 7	平 27/3/25	福岡高裁	違憲違法 (人口比例選挙判決)	高野裕 吉村美夏子 上田洋幸

60		平 27/3/25	広島高裁 松江支部	違憲状態	塚本伊平 内田貴文 堀田匡
61		平 27/3/26	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	須田啓之 岡田紀彦 並河浩二
62		平 27/3/27	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	佐藤明 三井教匡 下馬場直志
63		平 27/4/9	仙台高裁	違憲状態	古久保正人 鈴木陽一 男澤聡子
64		平 27/4/28	広島高裁 岡山支部	違憲状態	片野悟好 山本万起子 進藤壮一郎
	最高裁 5	平 27/11/25	最高裁 大法廷	違憲状態	大橋正春 (違憲違法) 鬼丸かおる (違憲違法・人口比例) 木内道祥 (違憲違法)
		【平 28 参院選】 高裁：違憲状態(9) 合憲(5)			
65		平 28/10/14	広島高裁 岡山支部	違憲状態	松本清隆 進藤壮一郎 永野公規
66		平 28/10/17	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	内藤正之 大野博隆 能登謙太郎
67		平 28/10/18	東京高裁	合憲	小林昭彦 飯塚圭一 石垣陽介
68		平 28/10/18	高松高裁	合憲	吉田肇 原司 尾河吉久
69		平 28/10/19	福岡高裁 宮崎支部	合憲	西川知一郎 下馬場直志 秋元健一
70		平 28/10/19	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	山田和則 有富正剛 谷口吉伸
71		平 28/10/20	福岡高裁 那覇支部	合憲	多見谷寿郎 蛭川明彦 神谷厚毅
72		平 28/10/20	大阪高裁	違憲状態	中村哲 石原稚也 堀部亮一
73		平 28/10/26	広島高裁 松江支部	違憲状態	榎村明剛 内田貴文 堀田匡
74		平 28/10/28	広島高裁	違憲状態	森一岳 水谷美穂子 日暮直子
75		平 28/10/31	福岡高裁	違憲状態	金村敏彦 山之内紀行 坂本寛
76		平 28/11/2	札幌高裁	合憲	佐藤道明 細島秀勝 飯淵健司
77		平 28/11/7	仙台高裁	違憲状態	市村弘 鈴木桂子 佐藤卓
78		平 28/11/8	名古屋高裁	違憲状態	孝橋宏 末吉幹和 森淳子
	最高裁 6	平 29/9/27	最高裁 大法廷	「今後の投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意」を評価して、合憲	鬼丸かおる (違憲違法・人口比例) 山本庸幸 (違憲違法・人口比例) 木内道祥 (違憲状態・参院2倍未満説) 林景一 (違憲状態)
		【平 29 衆院選】 高裁：違憲状態(1) 条件付合憲(12) 合憲(1)			
79		平 30/1/19	福岡高裁 那覇支部	是正義務付合憲	多見谷寿郎 蛭川明彦 神谷厚毅

80		平 30/1/30	仙台高裁 秋田支部	是正義務付合憲	山本剛史 有富正剛 谷口吉伸
81		平 30/1/30	東京高裁	是正義務付合憲	阿部潤 岡野典章 篠田賢治
82		平 30/1/31	高松高裁	是正義務付合憲	石原稚也 坂上文一 林啓治郎
83		平 30/1/31	大阪高裁	是正義務付合憲	中本敏嗣 橋詰均 藤野美子
84		平 30/1/31	名古屋高裁 金沢支部	是正義務付合憲	内藤正之 鳥飼晃嗣 大野博隆
85		平 30/2/2	仙台高裁	是正義務付合憲	小林久起 杉浦正典 坂本浩志
86		平 30/2/5	福岡高裁	是正義務付合憲	阿部正幸 坂本寛 横井健太郎
87		平 30/2/6	札幌高裁	合憲	竹内純一 高木勝已 小原一人
88		平 30/2/7	名古屋高裁	違憲状態	藤山雅行 朝日貴浩 金久保茂
89		平 30/2/15	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	松本清隆 永野公規 西田昌吾
90		平 30/2/19	福岡高裁 宮崎支部	是正義務付合憲	西川知一郎 秋元健一 小川暁
91		平 30/2/21	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	榎村明剛 光吉恵子 田中良武
92		平 30/3/30	広島高裁	是正義務付合憲	三木昌之 山本正道 長丈博
	最高裁 7	平 30/12/19	最高裁 大法廷	「平成 28 年改正 法（アダムズ方 式）成立とその 内容」を考慮し て、合憲	鬼丸かおる（ 違憲違法・人口比例 ） 山本庸幸（ 違憲無効・人口比例 ） 林景一（ 違憲状態・人口比例 ） 宮崎裕子（ 違憲状態・人口比例 ）
		【平 30 参院選】高裁：違憲状態(2) 是正義務付合憲(12)			
93		令 1/10/16	高松高裁	違憲状態	神山隆一 寺西和史 横地大輔
94		令 1/10/24	札幌高裁	違憲状態	富田一彦 目代真理 宮崎純一郎
95		令 1/10/25	仙台高裁 秋田支部	是正義務付合憲	潮見直之 藤原典子 馬場嘉郎
96		令 1/10/29	名古屋高裁 金沢支部	是正義務付合憲	田中寿生 細川二郎 峯金容子
97		令 1/10/29	大阪高裁	是正義務付合憲	石井寛明 和久田斉 上田賀代
98		令 1/10/30	福岡高裁 宮崎支部	是正義務付合憲	高橋文清 小崎賢司 小川暁
99		令 1/10/30	東京高裁	是正義務付合憲	八木一洋 柴崎哲夫 今井弘晃
100		令 1/10/31	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	塩田直也 榎本康浩 西田昌吾
101		令 1/11/5	仙台高裁	是正義務付合憲	山本剛史 畑一郎 齊藤顕
102		令 1/11/6	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	金子直史 三島琢 田中良武
103		令 1/11/7	名古屋高裁	是正義務付合憲	戸田久 水谷美穂子 高橋信幸
104		令 1/11/8	福岡高裁	是正義務付合憲	西井和徒 上村考由 佐伯良子
105		令 1/11/13	福岡高裁 那覇支部	是正義務付合憲	大久保正道 本多智子 平山俊輔

106		令 1/11/13	広島高裁	是正義務付合憲	金村敏彦 絹川泰毅 近藤義浩
	最高裁 8	令 2/11/18	最高裁 大法廷	是正義務付合憲	林景一 (違憲・人口比例) 宮崎裕子 (違憲違法・人口比例) 宇賀克也 (違憲違法・人口比例) 三浦守 (意見：人口比例)
		【2021 衆院選】高裁：違憲状態(7) 是正義務付合憲(7)			
107		令 4/2/1	高松高裁	違憲状態	神山隆一 中田克之 長谷川利明
108		令 4/2/2	東京高裁	是正義務付合憲	三角比呂 作原れい子 品川英基
109		令 4/2/3	大阪高裁	違憲状態	太田晃詳 住山真一郎 松川充康
110		令 4/2/7	札幌高裁	違憲状態	長谷川恭弘 片山信 井出正弘
111		令 4/2/8	仙台高裁	是正義務付合憲	石栗正子 畑一郎 吉岡あゆみ
112		令 4/2/10	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	河田泰常 榎本康浩 渡邊健司
113		令 4/2/15	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	見米正 吉田勝栄 綿貫義昌
114		令 4/2/16	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	久保田浩史 光野哲治 福嶋一訓
115		令 4/2/16	福岡高裁 宮崎支部	是正義務付合憲	高橋亮介 石山仁朗 新城博士
116		令 4/2/16	名古屋高裁	違憲状態	永野庄彦 前田郁勝 真田尚美
117		令 4/2/21	福岡高裁	違憲状態	岩坪朗彦 秋本昌彦 浅香幹子
118		令 4/2/24	名古屋高裁 金沢支部	是正義務付合憲	蓮井俊治 平野剛史 峯金容子
119		令 4/2/24	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	谷口豊 下和弘 平山俊輔
120		令 4/3/9	広島高裁	是正義務付合憲	横溝邦彦 梅本幸作 佐々木清一
	最高裁 9	令 5/1/25	最高裁 大法廷	是正義務付合憲	宇賀克也 (違憲違法・人口比例)
		【2022 参院選】高裁：違憲違法(1) 違憲状態(7) 是正義務付合憲(6)			
121		令 4/10/14	大阪高裁	違憲状態	牧賢二 和久田斉 宮崎朋紀
122		令 4/10/18	東京高裁	違憲状態	渡部勇次 山口和宏 澤田久文
123		令 4/10/25	名古屋高裁	是正義務付合憲	土田昭彦 西野光子 秋吉信彦
124		令 4/10/26	広島高裁 松江支部	是正義務付合憲	松谷佳樹 光野哲治 福嶋一訓
125		令 4/10/27	札幌高裁	違憲状態	大竹優子 吉川昌寛 高木健司
126		令 4/10/31	高松高裁	是正義務付合憲	濱口浩 大竹貴 磯尾俊明
127	人口比例 8	令 4/11/01	仙台高裁	違憲違法 (人口比例選挙判決)	小林久起 鈴木桂子 山崎克人
128		令 4/11/02	福岡高裁 那覇支部	是正義務付合憲	谷口豊 下和弘 吉賀朝哉
129		令 4/11/04	福岡高裁	違憲状態	高橋亮介 石山仁朗 新城博士

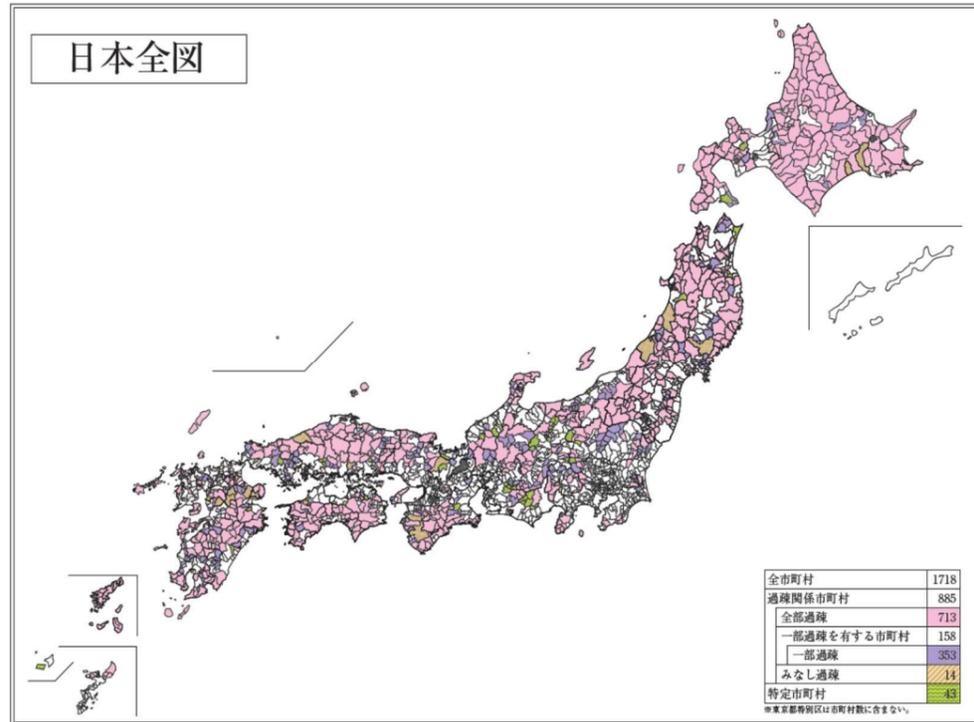
			宮崎支部		
130		令4/11/08	広島高裁 岡山支部	是正義務付合憲	河田泰常 木村哲彦 渡邊健司
131		令4/11/09	広島高裁	是正義務付合憲	西井和徒 澤井真一 芝本昌征
132		令4/11/10	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	吉田尚弘 加藤靖 平野剛史
133		令4/11/11	福岡高裁	違憲状態	久保田浩史 水野正則 穂苺学
134		令4/11/15	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	見米正 吉田勝栄 綿貫義昌
	最高裁 10	令和5/10/18	最高裁 大法廷	是正義務付合憲	三浦守 (違憲状態・人口比例) 尾島明 (違憲状態) 宇賀克也 (違憲2年後無効・人口比例)
【2024 衆院選】 高裁：合憲(14)					
135		令7/2/06	広島高裁 岡山支部	合憲	井上一成 木村哲彦 國屋昭子
136		令7/2/12	大阪高裁	合憲	田中健治 上田卓哉 柴田憲史
137		令7/2/12	札幌高裁	合憲	小河原寧 片山信 高木寿美子
138		令7/2/13	東京高裁	合憲	増田稔 小海隆則 山門優
139		令7/2/18	福岡高裁 那覇支部	合憲	三浦隆志 小西圭一 吉賀朝哉
140		令7/2/19	仙台高裁 秋田支部	合憲	齊木利夫 村木洋二 児島章朋
141		令7/2/19	名古屋高裁	合憲	吉田彩 加藤員祥 石川真紀子
142		令7/2/21	福岡高裁 宮崎支部	合憲	西森政一 俣木泰治 鈴木麻奈美
143		令7/2/21	広島高裁	合憲	河田泰常 中村仁子 伊藤拓也
144		令7/2/26	広島高裁 松江支部	合憲	松谷佳樹 徳井真 森里紀之
145		令7/2/26	高松高裁	合憲	阿多麻子 下山誠 三重野真人
146		令7/2/26	名古屋高裁 金沢支部	合憲	大野和明 升川智道 山田兼司
147		令7/2/28	仙台高裁	合憲	倉澤守春 櫛橋直幸 栗原志保
148		令7/3/07	福岡高裁	合憲	新谷晋司 平井健一郎 石川千咲
	最高裁 11	令和7/9/26	最高裁 第2小法廷	合憲	高須順一 (違憲状態・2倍未満説)
【2025 参院選】 高裁：違憲状態(11) 是正義務付合憲(5)					
149		令7/10/24	大阪高裁	是正義務付合憲	川畑正文 山田智子 芝田由平
150		令7/10/29	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	齋藤清文、宮崎雅子、山原佳奈

151	人口比例 9	令7/10/30	東京高裁	是正義務付合憲 (是正のデッド ラインは令和 10年選挙・1 人1票)	宮坂昌利、西村修、小島清二
152		令7/10/30	名古屋高裁	是正義務付合憲	片田信宏 三橋泰友 藤根康平
153		令7/10/30	高松高裁	是正義務付合憲	森實将人 藤原典子 児玉禎治
154	人口比例 10	令7/10/31	福岡高裁	違憲状態・選挙 の正当性に疑問 有り・1人1票	小川直人、村木洋二、児島章朋
155		令7/11/4	広島高裁 松江支部	違憲状態	寺本昌広、徳井真、森里紀之
156		令7/11/6	仙台高裁 秋田支部	違憲状態	西森政一 俣木泰治 鈴木麻奈美
157	人口比例 11	令7/11/7	仙台高裁	違憲状態・選挙 の正当性に疑 問有り・できる 限り平等に	石垣陽介、小川理佳、深谷佑美
158	人口比例 12	令7/11/10	札幌高裁	違憲状態・1人 1票判決	松谷佳樹 徳井真 森里紀之
159		令7/11/12	福岡高裁 那覇支部	違憲状態	菊地浩明、小西圭一、小林裕敬
160		令7/11/13	広島高裁 岡山支部	違憲状態・選挙 の正当性に疑問 有り	菊地浩明、小西圭一、小林裕敬
161		令7/11/21	福岡高裁 宮崎支部	違憲状態	小田島靖人、俣木泰治、鈴木麻奈
162		令7/11/25	広島高裁	違憲状態	河田泰常 中村仁子 伊藤拓也
163		令7/10/31	広島高裁 (補助参加)	違憲状態・選挙 の正当性に疑問 有り	末永雅之、財津陽子、大久保俊策
164		令7/11/12	東京高裁 (補助参加)	是正義務付合憲 (次回選挙まで に成案なければ 違憲)	梅本圭一郎、工藤 正、内田哲也
	最高裁 12				

以上

【図1】

ピンク色:全部過疎 紫色:一部過疎



【図1】、【図2】及び【図3】：(出典)総務省「過疎関係市町村都道府県別分布図」(令和4年4月) https://www.soumu.go.jp/main_content/000807380.pdf より

上記【図1】に示す通り、**過疎地域は全都道府県に点在している** (甲141)。

令和4年時点でのデータによれば、

福井県選挙区内の過疎地域の有権者(97,937人)の投票価値を1票とすると(右下【図3】参照)、

宮城県選挙区内の過疎地域の有権者(317,183人)の投票価値は**0.32票**、

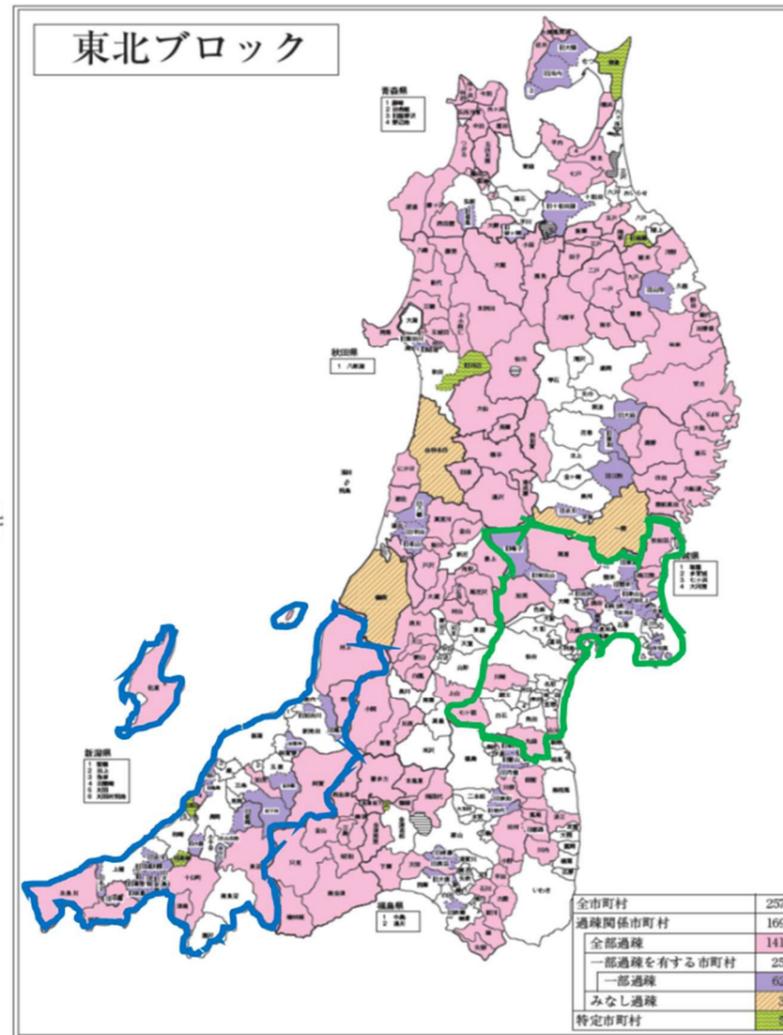
新潟県選挙区内の過疎地域の有権者(438,386人)の投票価値は**0.34票**、

である(右上【図2】参照)。

被告人は、都道府県を選挙区の基本単位にすることは過疎地域の少数意見の保護のために合理性があると主張するが、宮城県選挙区内の過疎地域の有権者と福井県選挙区内の過疎地域の有権者との間で、**3倍以上の投票価値の不均衡**を常態化させ、換言すれば、**宮城県選挙区内の過疎地域の有権者の選挙権を、福井県選挙区内の過疎地域の有権者の選挙権の3分の1に制限することの合理性の立証は一切ない。**

【図2】

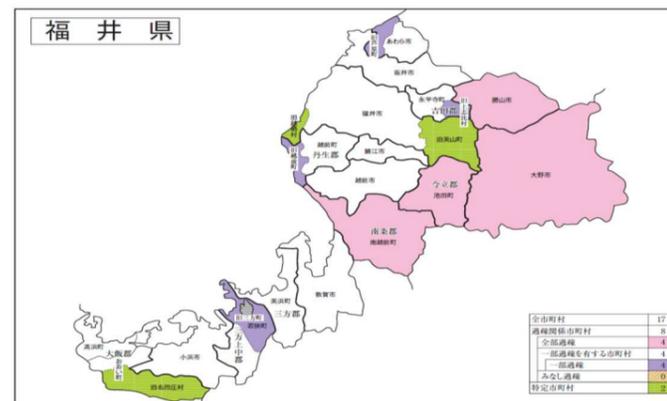
ピンク色:全部過疎 紫色:一部過疎



(緑枠、青枠、引用者追加)

【図3】

ピンク色:全部過疎 紫色:一部過疎



宮城県選挙区(緑枠)の過疎地域:

過疎地域人口: 317,183人

(甲143: 宮城県ウェブサイト(令和4年): <https://www.pref.miyagi.jp/documents/7652/kasohoushin.pdf>)

(本件選挙における宮城県選挙区)

議員1人当たり有権者数:

949,370人(格差3.080倍) (乙1)

1票の価値: **0.32票**

(ただし、福井県内過疎地域の有権者の1票を1とした場合)

新潟県選挙区(青枠)の過疎地域:

過疎地域人口: 438,386人

(甲142: 新潟県ウェブサイト(令和4年): <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/331369.pdf>)

(本件選挙における新潟県選挙区)

議員1人当たり有権者数:

903,756人(格差2.932倍) (乙1)

1票の価値: **0.34票**

(ただし、福井県内の過疎地域の有権者の1票を1とした場合)

福井県選挙区の過疎地域:

過疎地域人口: 97,937人

(甲144: 福井県ウェブサイト(令和4年): https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sityousinkou/furusato/kasohou_d/fil/fukui_kasohousin.pdf)

(本件選挙における福井県選挙区)

議員1人当たり有権者数:

308,266人 (乙1)

1票の価値: **1票**